

各刑事施設視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

平成27年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
1	札幌刑	H27.3.27	医療に関する苦情が毎年大多数を占めていることから、常勤医師の確保に最善を尽くし、十分な医療対応に向け改善を検討された。	未報告	医師の欠員補充については、上級官庁とともに鋭意努力しているところ、今後は、施設幹部職員が医師会へ直接働き説明するなど、さらにその方法を広げて採用を図っていく。
2	札幌刑	H27.3.27	結核の集団感染があったことを踏まえ、集団処遇における感染症の予防・対策について改善された。	未報告	感染症の予防・対策については、従前から定期健康診断として胸部X線検査や医師等による問診等にて適切に実施しているところであるが、今回、集団結核感染が発生してしまったことを鑑み、今後は同種事案が再発しないようにするため、さらに充実強化して実施していくこととした。
3	札幌刑	H27.3.27	刑務官の言葉遣いや態度が悪い等とした苦情が多い。対応策を講じられた。	未報告	職員による不適切な言動がなされた事実は把握していないが、いずれにしても、引き続き、必要な研修等を実施し、被収容者の人権にも配慮した適正な処遇を行っていく。
4	札幌刑	H27.3.27	刑務官の人権教育の更なる徹底を図られた。研修等に用いた資料を提示の上、少なくとも年に一度、視察委員会に報告していただきたい。	未報告	人権研修については、各部署において適宜実施しているところであるが、今後、職員研修の方法も工夫して実施することにより、全職員が共通した認識を持ち、さらに適正な処遇の実施につなげることとする。なお、今後、研修に用いた資料の提示報告をしていく。
5	札幌刑	H27.3.27	受刑者の行進について、軍隊式行進に酷似し社会通念上も適切ではない。過度な強制は更生にもつながらないことから改善を求める。	未報告	当所における受刑者の行進方法は、所内を移動する際に、大きな声で掛け声を上げさせ、手足を必要以上に振らせるという、いわゆる軍隊式行進を強制するものではなく、規律秩序の維持や適正な管理運営上必要なものであるが、今後も軍隊式行進を強制することにならないよう、その意味について、周知していきたい。
6	札幌刑	H27.3.27	自弃物品の購入価格に割高感があるので、早期の改善を図られた。また、自弃物品の品目等について、安全管理上問題のない商品は、定期的にアンケート調査を行うなどして、品目の改善を検討された。	未報告	自弃物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
7	札幌刑	H27.3.27	入浴について、気温の上昇に応じ、休業日の拭身を特例的に認めるなど、柔軟な対応をされた。	未報告	休業日の拭身の実施については、気温の上昇に応じ、適宜対応することとした。
8	札幌刑	H27.3.27	入浴時間については、10分程度の延長を検討された。	未報告	入浴時間の10分間の延長については、予算的な面及び職員配置上の問題(限られた人員での対応)があるため、対応は困難であることを御理解いただきたい。
9	札幌刑	H27.3.27	暑さ、寒さ対策について、受刑者の健康管理面から、気温に応じた適切な空調管理(暖房を含む)及び衣類の適切な貸与につき検討された。	未報告	当所は平成26年に完成した建物であるが、暖房等の空調設備は整っており、気温に応じた基準を設けているが、グループカウンセリング稼働させている。また、季節に応じた衣類の貸与も行っている。
10	札幌刑	H27.3.27	社会復帰までの期間に、自分の罪や自分自身を見つめ直したり、考え方や行動の癖などを改善するためのグループカウンセリング等の導入につき、更に検討していただきたい。	未報告	現在、各種改善指導プログラムの中で事件や出所後の生活を題材とした集団討議(グループワーク)を実施しているが、グループカウンセリングについては、各参加者が求める内容が多岐にわたり、共通テーマの設定が困難なことから、グループ編成が困難で実施していない。
11	札幌刑	H27.3.27	視察委員会の意見書及び意見が被収容者が見やすい体育館や講堂等に掲示していただきたい。	未報告	視察委員会での意見については、掲示に向け検討したい。
12	札幌刑	H27.3.27	性同一性障害者の処遇について、平成23年6月1日付け法務省矯成第3212号「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について(通知)」に従った処遇を適切に行うよう配慮された。	未報告	性同一性障害と診断がなされている受刑者を収容しており、入所時から同通知に基づいた処遇を行っている。
13	札幌刑	H26.12.5	性同一性障害のため、単独室にしてほしいと相談したが、共同室に収容され、悩んでいる旨の苦情があったが、このような者に対する刑務所側の取扱い及び法務省としての今後の取扱いについて教示されたい。	H27.2.16	被収容者から、性同一性障害であることを理由に単独室への転室に係る申出があり、精神科医師の診察を実施したところ、その所見により、性同一性障害者しくは同障害と同様の傾向を有すると認められたことから、平成23年6月1日付け法務省矯成第3212号「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について(通知)」に基づいた処遇を行った経緯があるが、今後も同様の申出等がなされた場合は、適正に精神科医師の診察等を実施し、その結果、必要であれば、同通知に基づいた処遇を行う。
14	旭川刑	H27.3.20	職員を増員すべきである。	未報告	必要な増員について、要求を継続する。
15	旭川刑	H27.3.20	被収容者の病状や症状に応じた的確な診断と治療が受けられるよう、治療体制を強化すべきである。	未報告	常勤医師である医務課長、非常勤医師等で対応が困難な場合は外部医療機関等での診療等を実施しており、今後ともこれを継続し、更なる診療体制の強化に努める。
16	旭川刑	H27.3.20	職員に対する人権教育を徹底すべきである。	未報告	被収容者の人権に配慮した適正な処遇を実施すべく、今後も研修を実施するなどして職員への指導を継続する。
17	帯広刑	H26.5.20	集会時に喫食する菓子について、被収容者が購入品の価格がわかるよう品目ごとの金額を明らかにされたい。	未報告	購入品の金額の表示については、現在検討中である。
18	帯広刑	H26.7.22	プリンやヨーグルトなど、スプーンを使用しなければ喫食できないものについては、スプーンを貸与等するよう要望する。	H26.11.25	平成26年12月から、紙製スプーンを給与することとした。
19	帯広刑	H26.11.25	講堂内意見箱に視察委員会に対する意見書を投書できるように意見記載用筆記具の整備を要望する。	H26.11.25	意見書を記載し、その場で投函できるよう講堂内意見箱に筆記用具を備え付けることとした。
20	帯広刑	H27.3.4	休日等において午前・午後15分ずつ室内運動を認めているところであるが、その際のラジオ放送について、15分の放送時間に満たない状況であることから改善を求める。	H27.3.4	室内運動時のラジオ放送時間がそれぞれ15分に満たないことが判明したため、合計30分間の運動時間が確保できるよう室内運動時のラジオ放送時間を改善した。
21	帯広刑	H27.3.18	釧路刑務支所において常勤医師又は非常勤医師の確保のため給与面及び研修などの待遇面全体の配慮を強く求める。	未報告	給与等待遇面の改善については、施設限りでの対応が困難であるため意見があったことを上級官庁に報告する。
22	網走刑	H27.3.31	常勤医師の確保について引き続き努力すること。	未報告	常勤医師の確保については、前年度に引き続き募集活動を行っているほか、平成26年度は、診療所開設委託の入札を行ったが、現在のところ、常勤医師の確保及び委託契約の締結に至っていない。今後とも、上級機関の協力を得ながら関係医療機関等に積極的に働き掛けて、常勤医師の確保に向けて努力していく。
23	網走刑	H27.3.31	診察・薬の配布における医師の実質的関与を強めること。	未報告	診察・薬の配布に関し、被収容者に係る更生、社会復帰を阻害する要因となることがないように、非常勤医師と調整することとした。
24	網走刑	H27.3.31	集会菓子について、購入先の業者に対して個別価格の提示を求め、被収容者の購入代金は個別価格の積算による価格とすること。	未報告	購入先業者及び関係課・部門と調整の上、実施することとする。
25	網走刑	H27.3.31	被収容者に対し、禁止本の内容についてあらかじめ提示するとともに、その内容は可能な限り具体的なものとすること。	未報告	書籍等の閲覧審査は、その都度、個別具体的に審査しているため、予め具体的な禁止の審査内容を提示するよう、その方法を含め今後検討することとし、少なくとも暴力団関連図書については、過去に閲覧禁止となった図書について、閲覧禁止となる可能性のあるものについて受刑者に周知することとされていることから、運用を確認したい。
26	網走刑	H27.3.31	私本の購入先書店との間で、入荷不可能本の可及的速やかな減少及び入荷不可能本の速やかな確認について協議すること。	未報告	購入先書店に対し、意見の内容について、随時、改善の申入れを行っており、現在は、1か月程度で未入荷本の確認が取れている。
27	網走刑	H27.3.31	冬期間、入浴日、矯正指導日、土日祝日、盆、年末年始等において、法令に定める運動の機会を実質的に確保すること。	未報告	土日祝日、盆及び年末年始は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第57条の規定に基づき、被収容者の戸外運動を実施しておらず、法に規定する運動とは別に居室内での体操を行う機会を設けている。上記の日以外の日に係る戸外運動の機会の確保については、グラウンドの分割数を増やすなどして、より多くの被収容者に戸外運動を与えるための方策を検討中である。
28	月形刑	H27.3.25	職員の言動等により受刑者の人格を傷つけないよう、日頃から継続して人権意識の向上に努めてほしい。	H27.3.31	職員の言動等により受刑者の人格を傷つけることのないよう職員研修等を継続して実施し、人権意識の向上に努めていきたい。
29	月形刑	H27.3.25	資格試験の受験の要望がある場合、可能な限り柔軟に対処してほしい。	H27.3.31	資格試験の実施については、要望があった試験の実施要領、受験人員等のほか、他の資格試験や業務との兼ね合いを踏まえて検討したい。
30	月形刑	H27.3.25	今後も視察委員会の活動を被収容者用所内誌で積極的に周知してほしい。	H27.3.31	今後においても、視察委員会の活動を被収容者用所内誌で積極的に周知していくこととした。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
31	函少刑	H26.3.9	被收容者からの問合せが多い事項については、受刑者所内誌への記載にとどまらず、被收容者向けの手引の改正や文書の回覧、食堂・工場における文書の掲示等、考えられるあらゆる手段によって、その周知・説明の徹底を図ることを要望する。	未報告	被收容者からの問合せが多い事項については、これまでも、担当職員からの訓示に加え、工場内の食堂等に掲示するなどしていたところであるが、今後も、これを徹底するように努めたい。
32	函少刑	H26.3.9	医師に掛かる被收容者に対して、より丁寧な説明・教示に努めることを要望する。	未報告	被收容者に対する医療に関する説明については、これまでも、医師課職員等が繰り返し説明するなどしていたところであるが、今後も、これを徹底しよう努めたい。
33	青森刑	H27.3.20	刑事施設視察委員会への提出資料(過去5年間の収容状況)について、平成25年度の提出分と統計方法が異なっているため、統計方法を変更する場合は、同資料にその旨を明記するよう要望する。	未報告 (H27.5.14予定)	データの正確性を担保するため、分類統計ではなく矯正統計(報告月表)のデータを使用することとしたが、今後は口頭説明だけでなく提出資料に明記する。
34	青森刑	H27.3.20	弘前拘置支所は、居室の暖房設備、女子収容区画の分離等、設備に係る問題が多く、施設の老朽化も激しいため、建て替えを検討していただきたい。	未報告 (H27.5.14予定)	弘前拘置支所の改築等については、施設限りで対応できない事項であるため、上級官庁に要望する。
35	青森刑	H27.3.20	居室内に備え付ける石けんの補充については、多すぎることの弊害は大きくないため善処されたい。	未報告 (H27.5.14予定)	平成26年3月から、居室備付けの液体洗剤の補充量を半分に変更したが、併せて補充期間を半分に短縮したため、必要使用量は確保できている。官給品の計画的な使用を促す必要から、今後も現状の方法を継続する。
36	青森刑	H27.3.20	食事は被收容者にとって最も重要な楽しみであるため、適切な調味料管理と食味の保持について、今後も慎重に検討されたい。	未報告 (H27.5.14予定)	今後も、副食の給与熱量、塩分等を勘案して献立表を作成し、適切な食事の給与に努める。
37	宮城刑	H27.3.31	居室内の室温調査を導入願いたい。	未報告	居室棟の室温は毎日3回程度計測しているが、著しく室温が低いと認められる場合等、必要に応じて計測を実施する。
38	宮城刑	H27.3.31	居室廊下にあるストーブを2台から3台に増設願いたい。	未報告	共同室棟廊下には各3台、単独室棟には各4台のストーブを設置している。
39	宮城刑	H27.3.31	温食給与に配慮し、温食容器を整備願いたい。	未報告	給食運搬には保温容器等を使用しているものの、冬期間は運搬中に冷める場合もある。温蔵式配食カート等の整備については予算事情から困難であるが、調理から配食までの時間短縮を図る等して温食給与の方策を検討する。
40	宮城刑	H27.3.31	職員のより一層の適正な職務執行を求める。	未報告	研修・職務研究会等を通じて職員の職務執行能力の向上に努めているところであるが、引き続き適正な職務遂行を指導していく。
41	宮城刑	H27.3.31	不服申立書を作成しているノートを職員が閲覧することが出来るのは不当である。	未報告	不服申立書の作成に当たっては、申請書作成用の保管袋を貸与しており、同袋内を職員が閲覧することはない。
42	宮城刑	H27.3.31	不服申立書の作成期間を7日間と限定するのは不当である。	未報告	不服申立に係る申請書の作成期間については、矯正局長依命通達において7日以内と定められている。
43	宮城刑	H27.3.31	閉居罰執行中に不服申立書を作成する際、カーボン用紙の使用が認められないことは不当である。	未報告	閉居罰執行中は、刑事収容施設法第152条第1項第1号に基づき、原則として自弁物品の使用を停止しているところ、不服申立書についてカーボン用紙を使用する必要性は認められないため、使用させていない。
44	宮城刑	H27.3.31	閉居罰執行中、受罰時間以外もラジオ放送が聴取出来ないのは不当である。	未報告	閉居罰執行中の者に対しては、自己のじゃっ起した反則行為について反省を促し、居室内で謹慎させるといった閉居罰の趣旨に鑑みて、ラジオ放送を聴取させていない。
45	宮城刑	H27.3.31	行進の際の手の振り方等、行進時における職員の正しい指導方法の徹底を求める。	未報告	受刑者の行進については、規律秩序の維持や適正な管理運営上必要なことから、行進要領を定めており、同要領に従って指導を行うよう職員に徹底しているところ、今後も同指導を徹底していく。
46	宮城刑	H27.3.31	メニューや異物混入について、改善、工夫が出来る点があれば、対応願いたい。	未報告	メニューについては、年1回のアンケート結果を反映させているほか、毎月の献立会議において新メニューを3種類程度増やす等の工夫を行っている。異物混入については、平素から関係職員及び全炊場業者に対して注意喚起し、また、原材料の納品検査を厳重に行っているほか、納入業者に対しても指導を行っているが、今後も保健所等の指導を仰ぎつつ、適切な給食衛生管理を実施していく。
47	宮城刑	H27.3.31	常勤医師の欠員補充を早急に対応願いたい。	未報告	常勤医師の欠員補充については、今後も関係外部医療機関等に対する働きかけを継続するほか、矯正医療に関する広報を実施して医官の確保に努める。
48	宮城刑	H27.3.31	義歯製作を始めとした歯科治療に順番待ちが多いため、歯科に限らず治療を早期に受けられるよう改善を求める。	未報告	義歯製作については相当の診察期間を要することに加え、義歯製作を出願する者が増加傾向にあるため、一日に治療する人数及び一回の治療時間の増加等を視野に入れ、早期治療のための方策を検討するとともに、被收容者への正しい歯科衛生知識の付与に努め、歯科予防にも力を入れていく。
49	宮城刑	H27.3.31	上下水のさびや汚染水の改善を求める。	未報告	居室棟は、全体改築が計画されており、新たに水道配管を敷設する予算を確保することは困難であるが、応急対策として一部居室に簡易式浄水フィルターを設置しており、順次、全居室に設置していく。なお、改築後は上下水等の問題は解消される見込みである。
50	宮城刑	H27.3.31	居室での手洗いの際に洗面器を置くと不衛生であるため、規則の改善を求める。	未報告	節水の観点から、手洗いの際には水を流し放しにせず、洗面器を使用させている。
51	宮城刑	H27.3.31	下水の臭気防止のため、排水口にトラップを設置願いたい。	未報告	下水からの臭気については、臭気の強い1階部分から順次、排水口にトラップ設置をすることを検討している。
52	宮城刑	H27.3.31	入浴終了後に扇風機の使用を認めるべきである。	未報告	脱衣場に壁掛け型扇風機を設置することを検討している。
53	宮城刑	H27.3.31	夏季の入浴中に水を浴びることを許可するべきである。	未報告	水浴びは、入浴場のスペースの都合上、隣の者との間でトラブルになるため禁止している。なお、蛇口の湯温を調整し、ぬるま湯とすることは規制していない。
54	宮城刑	H27.3.31	入浴以外の日の洗面・足洗い時に私物石けんの使用を認めるべきである。	未報告	工場内での洗面・足洗いの際に、自己の石けんの使用を認めることを検討している。
55	宮城刑	H27.3.31	黒カビがある居室について改善を求める。	未報告	現在、壁面塗装のための部材等を手配中であり、順次改善していく。
56	宮城刑	H27.3.31	貸与される布団が不衛生であるため、洗濯、乾燥、修理を実施願いたい。	未報告	布団については、定期的に屋内外で布団乾燥を実施しているほか、平成26年度は布団乾燥機を85台増設して乾燥回数を増やしているほか、定期的に補修を行っており、今後もより一層の衛生管理に努めていく。
57	宮城刑	H27.3.31	電子辞書については、社会復帰の観点から全受刑者に使用を許可すべきである。	未報告	受刑者の電子辞書の使用については、法務大臣訓令により、特に必要があると認められる場合に限り使用を許可されている。
58	宮城刑	H27.3.31	特別貸与書籍は、現在約1,100冊の蔵書があるが、受刑者の教科教育等の充実のためにも、今後さらなる整備促進を検討していく。	未報告	特別貸与書籍は、現在約1,100冊の蔵書があるが、受刑者の教科教育等の充実のためにも、今後さらなる整備促進を検討していく。
59	宮城刑	H27.3.31	回覧新聞の閲覧時間を長くするよう求める。	未報告	新聞を回覧する時間は、選室後から就寝時間前までと限られており、また、限られた予算の中で公平性を担保するため現在の運用としているところ、回覧時間を長くするためには新聞の部数を増やす必要があるが、予算事情から困難である。
60	宮城刑	H27.3.31	未決被收容者に対して、出所後の運転免許更新方法について情報提供すべきである。	未報告	未決被收容者の生活心得に記載するよう検討する。
61	宮城刑	H27.3.31	VTRの番組アンケートの実施、上映回数増加を検討願いたい。	未報告	テレビ及びラジオ放送に係るアンケートを実施することを計画している。
62	秋田刑	H27.3.31	被收容者に対する職員の言葉遣いが悪く、状況によって、被收容者の人権、名誉を傷つけるような事態にまで発展することが懸念されることから、今後も継続して被收容者の人権に関する研修を実施するよう要望する。	未報告	毎年、職員研修の一つとして人権研修を実施しているところであるが、今後も引き続き人権研修を実施する。
63	秋田刑	H27.3.31	平成27年4月から常勤医師が不在になることから、より適正な医療体制を整備するよう要望する。	未報告	平成27年4月1日以降、非常勤医師1名、嘱託医師1名及び常勤薬剤師1名を採用して、医療体制の確保に努めている。また、今後も引き続き、秋田県医師会や大学病院等の関係機関に対して医師の派遣を依頼するなど、常勤医師の確保に向けた取組を実施する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
64	山形刑	H27.3.18	職員が心身ともに健康な状態で適正に職務を遂行していくために、職員の増員と実情に応じた適正な人員の配置を求める。	未報告	上級官庁に対し、職員定員増員を継続して要望していく。
65	山形刑	H27.3.18	施設設備の改善、事務の合理化や省力化による職員の負担軽減について検討されたい。	未報告	執務環境の改善や事務の合理化等による負担軽減については、予算事情等に鑑みて可能な限り行っていく。
66	山形刑	H27.3.18	被收容者に対する対応改善のための教育研修にロールプレイを取り入れた点は評価できるが、グループワーク等、受講者がより能動的に参加できる内容にするなど、一層効果的・実践的な教育研修を実施すべきである。	未報告	今後はグループワーク等を取り入れた研修を行い、より効果的なものとなるよう努力していく。
67	山形刑	H27.3.18	夜間や休庁中の医師への連絡や救急搬送の要否に関するマニュアルの整備等、救急医療体制の構築に努めるよう求める。	未報告	夜間・休日等に被收容者の容体に異常が認められた場合は、必ず准看護師等の資格を有する医務課直直者が巡回して状況を確認し、医師に電話報告して指示を仰ぐこととしており、今後も適正に対応していく。
68	山形刑	H27.3.18	自弃物品の品目が他施設より少なく、価格が高いので改善するよう上級庁に対し働き掛けるよう求める。	未報告	自弃物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
69	福島刑	H27.3.31	処遇担当職員の公平かつ適切な処遇の在り方を一層定着させるため、被收容者の人間としての尊厳や人権・権利の尊重の観点を含む定期的かつ継続的な研修を、階級・職制の如何を問わず、より充実した形で繰り返し実施するよう求める。	未報告	これまでも各種職務研究会等を通じて職員の人権意識の向上に努めてきているが、今後も、階級・職制を問わず全職員を対象として、定期的かつ継続的に研修等を実施する。
70	福島刑	H27.3.31	自弃物品の品目・品質の拡充、また、外部の一般的な価格水準に照らした価格の適正化を実現すべく努力したい。	未報告	自弃物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
71	福島刑	H27.3.31	刑事施設における冷暖房に関する従来の在り方の改善を検討されたい。	未報告	予算上の制約があることから、上級官庁に要望することを検討する。
72	福島刑	H27.3.31	食事に關し、アンケート等の形で定期的に希望・要望を把握し、可能なものについては積極的に要望を取り入れ、できないことは理由を示して丁寧に説明願いたい。とりわけ、栄養バランスや医学的観点からの説明は、より丁寧に行われたい。	未報告	食事に關するアンケートはおおむね1回、工場就業者を対象に行っており、当該意見は給食会議に踏らした上で反映させている。今後、献立に反映できない意見について、被收容者に告知する方法を検討する。
73	福島刑	H27.3.31	医師及び准看護師刑務官を含む医務課職員に対して、医学的・医療技術面でのスキルアップ、患者の権利を含む診療・接遇的側面での適正化を目指した、基礎的・原理的知見を含む定期的・継続的研修を計画的に実施されたい。	未報告	医師は毎週1回、町立病院で研修を実施し、看護師及び准看護師は保健所主催の研修に積極的に参加してそれぞれスキルアップを図っている。また、今後も定期的に人権研修を行って、人権意識の向上に努めていく。
74	盛岡少刑	H27.3.31	職員の対応及び言動について不満が出ないよう、被收容者に対する適切な対応について、職員への注意喚起を継続して実施願いたい。	未報告	被收容者に対する不適切な言動の防止については、従前から外部講師を招へいで人権研修を行う機会があることに注意喚起しており、今後も引き続き、より一層の意識の喚起を図っていく。
75	盛岡少刑	H27.3.31	職員の巡回視察を強化し、被收容者間のトラブルや不正防止に配慮願いたい。	未報告	職員の巡回視察は適正に実施しており、不正行為を現認した際には必要な措置を講じているが、今後も不正防止の観点に着目した巡回視察を徹底していく。
76	盛岡少刑	H27.3.31	医務課職員の在宅待機について、負担軽減を要望する。	未報告	負担軽減のために、八王子医療刑務所准看護師養成所に職員を入所させる等、有資格者の育成を図っているところであるが、今後も適正な職員配置に努める。
77	盛岡少刑	H27.3.31	委員会ニュースの周知について、居室内回覧をするなど工夫願いたい。	未報告	従前から当該ニュースは掲示をして周知させていたが、今後は居室内回覧も実施する。
78	水戸刑	H27.3.30	2年連続で管下拘留支所において自殺事故が発生したことを受けて、事故原因を十分に調査検討し、今後とも拘留支所、刑務所を問わず、より一層被收容者の動静視察を徹底するなど物理的な安全対策はもとより、事前に被收容者のメンタル相談などを通じて、前もってその危険性を予知し、その心情把握に努め、その情報を各刑務官と共有化を図ることにより、事故防止対策を徹底していただきたい。	未報告	自殺事故防止のためには、被收容者に対する動静視察、心情把握の徹底が不可欠であると考えている。本件自殺事故について検証し、職員に対しては、指示を发出するほか、職務研究会等実施し、問題意識を喚起し、かかる事故防止に努めたい。また、物的設備についての点検を行い、被收容者の人権に配慮しつつ、可能な限りの防衛策を講じていきたい。
79	水戸刑	H27.3.30	常勤医師1名が欠員となっている状況下、被收容者から適切な時期に適切な診療や治療が受けられなかったという苦情が後を絶たず、この状況を上級官庁に報告し、医師不足解消に向けた要望を強く行ってほしい。	未報告	これまでも医師の確保については尽力してきているが、茨城県内の医師不足と相まって、医師確保ができていない状況にある。困難な情勢には変わりはないが、今後とも地道に、地元医師会や大学医学部に対し、医師の派遣を要請するとともに、全国的にe-ドクターによる医師募集を行い、医師確保に努めたい。
80	水戸刑	H27.3.30	精神科の診療を十分受けられないことや、ノロウイルスが発生しないよう衛生管理をしっかり行ってほしいという意見があり、職員の数、予算、時間配分なども考慮して、今後とも被收容者の苦情に耳を傾け、それらの対策を通じて被收容者の更生に生かせるよう改善策の努力を継続してほしい。	未報告	ノロウイルスの発生により被收容者に不安を与えるような事態が発生させたことを真摯に反省し、職員及び炊場等給食に従事する被收容者に対する衛生教育を徹底すると共に施設設備の点検を行い、施設全体で保健、衛生に対する取組みを強化したい。
81	水戸刑	H27.3.30	食事に關する被收容者の苦情や不満意見が多いことから、どのような意識や苦情意見を有しているかを吸い上げることのできる体制を継続し、これに基づいて被收容者に対し、食事の内容や提供方法について、繰り返しきちんと説明し、被收容者がわがままや身勝手に陥ることのないよう食育的配慮の教育を行うよう配慮願いたい。	未報告	被收容者に対し、食事の内容や提供方法について、繰り返しきちんと説明し、被收容者がわがままや身勝手に陥ることのないよう食育的配慮の教育を行うよう配慮する。
82	水戸刑	H27.3.30	刑務所職員に対する苦情が多いことから、職員に対して研修を通じて適切な指導を行い、被收容者に対する処遇方法について研修の機会を継続して行い、この種の苦情が少しでも減少するよう配慮願いたい。	未報告	これまでも人権研修を行い、職員指導に努めているが、今後とも効果的な職員研修を企画し、被收容者の人権に配慮した適切な処遇が展開できるよう努めたい。
83	水戸刑	H27.3.30	拘留支所の女性職員の配置について、裁判等で女性被收容者が法廷に行く場合には、必ず女性職員が付き添うため、その間、拘留支所では女性職員がいない実情であることから、これに対応する男性職員の負担や女性被收容者の立場を考えると女性職員の増員が必要ではないかと考えますので、今後の課題として検討してほしい。	未報告	平成27年度土浦拘留支所に女子刑務官を1名増員したことにより、支所の女子被收容者の処遇等に効果が期待できるものと思われる。
84	栃木刑	H26.6.6	被收容者が口腔内の衛生を保つためにも、デンタルフロスとマウスウォッシュを自弃品に加えられないか。	H26.7.31	自弃品として使用を許可される品名は法令で定められており、そのリストに無いため当所では自弃品として取り扱っていない。
85	栃木刑	H26.6.6	ノートの紙質が悪く文字が書きづらい旨の申入れが出されており、ノートの品質を元に戻すことができないか。	H26.7.31	当所では市販品のノートを取り扱っており、品質には問題が認められない。
86	栃木刑	H26.6.6	文芸コンクールの作品集を備付けではなく貸出しをすることはできないか。	H26.7.31	受刑者に平等に閲覧する機会を与える観点から、備付けの方法を採用しており、貸出の方法を採用することは困難である。
87	栃木刑	H26.6.6	被收容者が新聞のバックナンバーを閲覧できるように、廃棄期間の延長をすることや、被收容者が一度に借りられる新聞の冊数を増やすなどの対応はできないか。	H26.7.31	図書室が狭いので保管スペースに乏しく、また、新聞紙の性質上、新聞のバックナンバーの長期間の保管は困難である。
88	栃木刑	H26.6.6	高卒認定コースで、定員数内であれば、高卒学歴のあるものであっても、高卒認定コースを受講することはできないか。	H26.7.31	高卒認定コースは、高校卒業の学歴を有しない者を対象としており、高校卒業の学歴を有する者は対象としない。
89	栃木刑	H26.6.6	官本の交換時間を延長することはできないか。	H26.7.31	所内内規により15分と定めており、刑務作業、改善指導、運動、入浴等の時間確保の関係もあり、延長することは困難である。
90	栃木刑	H26.8.1	居室内にダニが発生して刺されることがあるとの申出があり、必要があれば殺虫剤の使用などでないか。	H26.9.25	定期的にダニアース等の殺虫剤を使用するほか、申出があれば、個別に殺虫剤の使用をさせている。
91	栃木刑	H26.8.1	図書室の本を汚さないために、手洗いたい旨の申出があり、図書交換の前に、図書室の入り口付近に濡れタオルを用意し、手を拭く程度の時間を設けられないか。	H26.9.25	手で触れるだけで図書が汚損されるということは、通常、想定できないが、手に泥が付いているなどの特段の事情があれば、個別に対応を検討する。
92	栃木刑	H26.8.1	食事メニューの表記について、ローマ字だけではなく、英語表記をすることができないか。	H26.9.25	外国人用のメニュー表は、英訳できるメニューについては英語で表記し、英語に直訳できないメニューについてはのみローマ字で表記している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
93	栃木刑	H26.11.20	他の刑務所では、医薬部外品を購入できたのに、なぜ貴所では購入できないのかと申出があり、他の刑務所では購入できるようですが、貴所でも購入することが可能か。	H27.1.29	医薬部外品を購入させることについては、管理上の問題から、現状では実施する予定はない。
94	栃木刑	H26.11.20	居室の網戸がぼろぼろであると申出があり、居室の網戸の状況を調査のうえ、交換が必要であれば交換できないか。	H27.1.29	網戸の破損等については、保安警備上の観点からも放置することはないが、修繕が必要な場合は、速やかに実施している。
95	栃木刑	H26.11.20	貴所の集会のお菓子代について、物価上昇もあり、お菓子の量が減っていないか、多少の増額が可能か。	H27.1.29	多少の物価の変動があったものの、品数や内容等に大差なく対応できていることから、増額は検討していない。
96	栃木刑	H27.1.29	冬用の厚手パジャマ、メリヤス上下を洗濯用に予備を貸与できないか。	H27.3.19	洗濯については、当日中に返戻されるため、特に洗い替えは整備していない。
97	栃木刑	H27.1.29	冬場の食事が居室に配られるまでに冷たくなり、脂が固まってしまっている旨の申出があり、実際に食事が脂が固まるほど冷めて提供されることがあるのか、ある場合には改善できないか。	H27.3.19	脂が固まるほど冷めた状態で食事が提供されることはないと考え。なお、喫食に支障が出るような状態で食事が給与されたときは、適宜、交換している。
98	栃木刑	H27.1.29	通気口が錆びて閉まらない、浴槽の蓋がカビだらけで不衛生である旨の申出があり、居室の通気口の現状と浴槽の蓋の現状を調査のうえ、修繕等が必要な状態であれば、適宜修繕や清掃などでできないか。	H27.3.19	通気口は、開閉に支障を来すときは、職員が確認のうえ、その都度、年度課に修繕を要請している。浴槽の蓋は、経年劣化が認められたため、平成27年1月1日に新たなものに交換した。
99	栃木刑	H27.1.29	安全標語について、英語、フランス語、スペイン語、中国語等の代表的な言語に翻訳のうえ、ローマ字表示をすることができないか。	H27.3.19	一度に翻訳をすることは難しいが、順次、工場ごとに翻訳した安全標語を整備する。
100	栃木刑	H27.1.29	食事に提供されるオレンジの皮が硬くて高齢者が剥けない旨の申出があり、高齢者でも食べやすいように、オレンジをバナナ半分に変更するなど、食事メニューの改善ができないか。	H27.3.19	引き続き、個別の事情に応じて配慮するとともに、メニューについては、今後検討していきたい。
101	栃木刑	H27.1.29	自弁購入品の中に、髪留めに使用するビンのパッチンドメを加えることができないか。	H27.3.19	「パッチン留め」と言われるスリーピングタイプのヘアピンは、自弁物品の「ヘアピン」には含まれないため、自弁物品としては認められない。
102	栃木刑	H27.1.29	現在の眼鏡販売業者は単価が高い旨の申出があり、現在の業者の他に、より低価格な商品を提供できる業者を選定できないか。	H27.3.19	眼鏡販売業者がないか探してみたが、現在の業者以外見つからなかった。
103	黒羽刑	H27.3.31	今後、被收容者の高齢化は一層進展することが確実であり、更なる施設のバリアフリー化や処遇の高齢者対応への変更が急務である。また、高齢者の場合と同様、職員及び他の被收容者とのトラブルを防止するためにも、職員に対しては、精神障害者に対する疾患特性や面接技法等の専門的研修の実施が必要である。	H27.4.23	入浴場に滑り止めマット及び高さ調節機能付きの浴槽手すりを整備するなど増加傾向にある高齢の被收容者対策を行った。今後とも、高齢の被收容者及び精神に問題を有する被收容者等の特性に配慮した適正な職務執行能力の向上に資する職員研修の充実を図り、職員の指導を徹底することとした。
104	黒羽刑	H27.3.31	これまでも指摘してきたことであるが、職員の対応が被收容者に誤解を招かないようにするため、職員に対する指導の徹底、一層の技量の向上のため、ベテラン職員と若手職員との常日頃の交流の機会及び各種対人技能に関する専門的な研修の拡充、複数職員での対応、苦情の多い職員の配置換え等の対応も検討された。	H27.4.23	年間研修計画を通じて、人権及び国家公務員の倫理等の全体研修を行うとともに、被收容者に対する言葉遣いや指導方法について、各担当部署の監督者による一般職員に対する教育を徹底しているところである。今後とも、職員に対しては、被收容者の人権に配慮した適正な職務執行能力の向上に資するような指導を努めていきたい。
105	黒羽刑	H27.3.31	参入民間業者の業務に対する継続的な監視・監督は、適正な刑務所運営には不可欠である。引き続き、民間業者の業務に対する監視・監督に留意されたい。	H27.4.23	当所においては、PFI事業及び公共サービス改革法に基づく民間委託事業により多くの民間事業者が参入しているが、官民共同による定期的なモニタリング会議の開催をはじめ、職域単位における意見交換の機会を設けているところである。今後においても官民間における緊密な関係を維持していくこととする。
106	黒羽刑	H27.3.31	一部職員だと思われるが、被收容者に軍隊式行進を強要して、指示どおりできない場合には何度も繰り返させる者がいるとのことである。このような行き過ぎた軍隊式行進の強要は、即刻中止させ、そのことを職員に徹底するとともに、このような行き過ぎた指示に従わない者に対し、懲罰を科することがないよう徹底すべきである。	H27.4.23	当所では、行進の強要及びこれに伴う指示違反を理由として懲罰を科した事実はないが、当所における被收容者の集団時における動作要領については、内規を改正し、行進時の動作は自然に手を振らせる運用に改めたところである。今後は、改正の趣旨を職員に徹底させるとともに、被收容者の人権に配慮した適正な職務執行能力の向上に資する指導を徹底していくこととした。
107	黒羽刑	H27.3.31	高齢者や精神障害者の増大に対応するためにも、充実した医療体制の整備は不可欠である。常勤医師の確保は困難であろうが、外部病院との連携も含めて、充実した医療体制の整備を図られたい。また、医療体制のあり方及びその際の機能を継続して検証し、問題があればすぐに改善できるような仕組みを検討されたい。	H27.4.23	現状においては、非常勤医師及び外部医療機関の協力を得ることにより、高齢被收容者や、身体及び精神に疾患を有する被收容者に対する医療は適切に対応しているところであるが、委員会意見の更なる充実を図るため、今後においても外部医療機関等との間における密接な関係を維持するよう努めていきたい。
108	喜連川セ	H27.3.31	被收容者に対する処遇について、人権を尊重し、人権に関する問題を理解するためにも、多様な意見・見解に接することが有用であることから、刑務官に対し、刑務所の人権問題に批判的な外部の有識者(弁護士会人権擁護委員会等)による講義などを行うことを今年度も継続されたい。	H27.4.23	職員個人の人権意識や処遇技術を向上させるため、各種職員研修の実施に努めているところであるが、委員会の意見を踏まえ、平成27年度も昨年度同様、外部の有識者による研修を実施するなど充実した各種研修を実施したい。
109	喜連川セ	H27.3.31	被收容者に対する処遇について、刑務官が法令・訓令等及び当センターが定める規程等の根拠に基づき行われているが、刑務官がそのすべてを了知しているとは限らないものと見受けられるので、周知を図られたい。	H27.4.23	法令の内容についての職員の理解を容易にするために達示の整備に努めるとともに、各種研修やミーティングを通じ、職員に対し、法令、訓令、通達、達示等を周知し、根拠に基づく処遇を行うよう徹底することとした。
110	喜連川セ	H27.3.31	被收容者に対する処遇について、掛け声、号令、点呼等の場面において、刑務官及び被收容者とも短く大きな声で発声するのが特徴であり、確かに、規律的である印象を受けるものの、違和感のあることは否定できないことから、見直していただくことを提案する。	H27.4.23	社会通念を逸脱するものは改めていきたい。
111	喜連川セ	H27.3.31	日記等ノート類の検査について、所持品として検査を実施しているものと了知しているが、日記等の検査は、内心の自由又はプライバシーに配慮し、物品等の隠匿が行われていないかの検査をするにとどめ、内容の検査は行わない取扱いに改めるべきである。	H27.4.23	日記等ノート類の検査については、保安上その他の観点からも内容検査は必要であり、今後も内容の検査は実施していきたい。
112	喜連川セ	H27.3.31	医療体制について、被收容者が診察を希望したが、医師の診察を受けることなく医療上の対処がなされた場合において医師の判断であることを知らず不満や不安を抱く事例が見受けられることから、被收容者に説明し、インフォームド・コンセント原則を徹底することが必要である。	H27.4.23	被收容者に対し、医療上の判断は、医師が行っている旨を告知するよう関係職員には周知しているところであるが、今後も被收容者に対する医療は刑事施設の責務であることを認識し、医師との連携を図り、インフォームド・コンセント原則の実践に努めていきたい。
113	喜連川セ	H27.3.31	当委員会の活動が当センターの適正な管理運営を図るとともに、被收容者の人権を尊重しつつ、その状況に応じた適切な処遇を行うことに資するものとなるよう、引き続き真摯に対応されたい。	H27.4.23	視察委員会の活動に対しては、今後も引き続き真摯に対応していきたい。
114	前橋刑	H26.5.29	職員の被收容者に対する注意の仕方等の苦情が多数出ていることから、注意喚起等配慮願いたい。	H26.5.29	職員は厳しく指導することもあるが、日常的・継続的に厳しく指導しているものではない。しかしながら、同種苦情については、毎回出されているものであり、各種研修において、監督者から注意喚起をしているところであり、職員の人権に対する意識の一層の向上を図りたい。
115	前橋刑	H26.11.6	診察までに時間が掛かるとの意見が多い。同種意見は毎年かつ多数出ており、配慮願いたい。	H26.12.4	緊急性のある場合を除き、診察は順番に実施している。緊急を要する症状については直ちに診察し、必要に応じて外部医療機関での医療措置も講じている。
116	前橋刑	H27.2.19	洗濯物の乾きが十分でないとの苦情があった。被收容者が乾いた衣類を身に付けたということも自然なことなので、配慮していただきたい。	H27.2.19	原則、当日の洗濯物は当日に返納しているところ、冬季においては天候に左右されることから、乾きが十分でないまま返納することもある。必要があれば、職員に申し出て、つい立てに広げて乾燥させることを許可していただき、洗い替えのない物であれば、乾燥までの間、別途貸与している。
117	前橋刑	H27.3.31	医師の定員が2名のところ、昨年度から2年連続で常勤医師が不在である。適切な医療を行うことは、健全な社会復帰を可能にし、再犯の防止にもつながる観点からも必要と考えられるため、常勤医師の確保を図っていただきたい。	未報告	常勤医師が不在の状態が継続し、非常勤医師等が対応しているところ、平成27年度も引き続き常勤医師の公募を積極的に行い、医師の確保に努める。なお、医師から勤務に関する問合せがあったが、まだ、回答が得られていない状況である。
118	前橋刑	H27.3.31	排水が漏れて臭異がするなど、老朽化もあるが、施設の衛生管理には十分配慮されたい。	未報告	修理等の必要が認められた場合には、適宜対応を取っている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
119	前橋刑	H27.3.31	昼夜単独室の入浴場の床などに黒カビが発生している旨の苦情があり、老朽化もあるが、施設の衛生管理には十分配慮された。	未報告	入浴場の清掃については、使用の都度清掃しており、衛生的に問題はない。黒カビなどにより汚損が激しい床等については、交換できる場合は交換し、交換できない箇所は新たに塗装するなどして対処している。
120	前橋刑	H27.3.31	冬季に出される食事が冷えている旨の苦情が出されている。物理的に難しい面もあるが配慮願いたい。	未報告	多数の食事を作る必要性があり、冬場、多少なりとも冷えてしまうものに、作ってから支給するまでの時間を極力短縮するようにしている。
121	前橋刑	H27.3.31	職員の年次休暇取得状況については、この2年間で改善されつつあるが、まだまだ十分ではない。貴所だけで解決できることではないが、職員の増員が求められる。	未報告	職員定員の増員については、施設とって解決できる問題ではないが、意見があったことを上級官庁に報告したい。
122	千葉刑	H27.3.16	複数の受刑者から特定の職員に対するクレーム(人格を否定するような態度、受刑者を公平に扱わずに人によって対応が著しく異なる、乱暴な話し方等)が多数寄せられていることから、職員に対する注意指導を徹底して頂きたい。	未報告	人権教育については、職員研修等の機会等を通じ、注意喚起をしている。また、矯正職員の使命を全職員に携帯させ、被収容者の処遇に当たっての基本姿勢について意識統一を図っているところであり、今後も引き続き研修等を実施し、指導していきたい。
123	千葉刑	H27.3.16	号令による行進が復活したとの指摘がなされているが、号令による行進の必要性・合理性について再度検討して頂きたい。	未報告	施設の適正な管理運営や規律秩序を維持するためには、統一された集団行動が必要であり、日頃から職員の号令による行進を実施することは、必要があると考えている。
124	千葉刑	H27.3.16	経理工場の作業の負担軽減のための人員確保が可能かどうか検討して頂きたい。	未報告	法令等に基づき受刑者の資質及び環境等を調査した上で、処遇審査会に付議し、経理工場への作業指定をしている。当所受刑者の人員は減少傾向にあるものの、経理工場への作業指定については、施設運営等に支障が生じないよう適切に配慮しているところであるが、生産作業も作業運営の大事な要素であることから、バランスを考慮しながら、人員確保については検討していきたい。
125	千葉刑	H27.3.16	雑誌等の閲覧禁止基準及び他者への交付の基準が受刑者に明確に分かるよう配慮されたい。	未報告	受刑者の自弁の書籍の閲覧及び他者への交付については、個別の事案に応じて法令に基づき判断しているところ、今後も引き続き、適切に判断してまいります。
126	千葉刑	H27.3.16	受刑者の自殺対策を十分に行って頂きたい。	未報告	自殺事故防止に係る内規を発出し、職員に周知徹底を図っているところであり、今後とも更に継続・強化していきたい。
127	市原刑	H27.3.16	雑誌やマンガ本の他者への交付を願いだした際、受刑者に対して、「釈放後の社会生活上必要と認められる」との要件についてより合理的で具体的な理由を付すよう適切な指導に努め、「社会生活上必要」の要件の穏やかな運用にも努め、訓令等の範囲内において柔軟な運用を図られたい。	H27.3.26	当所では、関係法令(「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」等)に基づき、閲覧後の雑誌は廃棄を原則としているところ、雑誌の他者への交付をあえて希望する場合には、具体的な必要要件など一定の要件について疎明させた上で許可判断する運用としている。雑誌の他者への交付を安易に認めることは、外部との不正連絡防止のための検査に要する職員の業務負担増に繋がり、ひいては、他の物品等の他者への交付業務にも影響を与えることに繋がることから、慎重に判断することとしている。
128	市原刑	H27.3.16	運動種目の一つとしてソフトボールを実施しているが、サッカーやフットサルについて受刑者の要望が多いことから、今後実施の方向で検討してほしい。	H27.3.26	過去、被収容者のクラブ活動として、グラウンドでサッカー及びソフトボールを行っていた時期もあったが、平成22年からの当所全面改築工事の開始に伴い、サッカーを中止してソフトボールのみを行うこととなった経緯がある。この他にもサッカー練習中における負傷者が続出したなどの背景があることから中止となったものである。当然、これら諸事情が解決されれば、サッカー等の実施もやぶさかではないが、課題解決にはサッカーゴールの整備及び改築後のグラウンドの整備など予算的な問題もあり、実施には時間を要する。
129	八王子医刑	H26.8.18	夜間巡回の際にスニーカーを使用したり、靴にカバーをかけ、消音に努めていただきたい。	H26.8.19	居室棟に勤務する職員に対しては、運動靴を着用させ、靴音等が発生しないように巡回するよう指導している。
130	八王子医刑	H26.8.18	雨天時の戸外運動中止時に、講堂で運動を実施できないか。	H26.8.19	雨天時には、運動当日に指定された運動場所に応じて、順転で体育館での運動を実施している。
131	八王子医刑	H26.8.18	被収容者の布団、寝具を定期的に干していただきたい。	H26.8.19	布団乾燥については、2週間に1度行う旨の指示を發出しており、定期的の実施している。
132	八王子医刑	H26.10.22	休日における仮就寝時間の弾力的運用期間を12月から3月までとするよう提案する。	H26.11.13	休日は通年で午後1時から午後3時まで午睡時間を設けており、冬季には、仮就寝時間の繰上げを行っている。また、インフルエンザ流行時期等には、感冒対策として午睡時間の延長も行っている。
133	八王子医刑	H27.3.27	被収容者処遇の公平性担保のため、指導方針の統一について、徹底されたい。	未報告	被収容者処遇の統一性を確保するため、指示文書の発出など職員への周知を図り、また、ミーティング時に説明を行うなどの方法での周知も行っている。引き続き、職員への周知の徹底に努めていく。
134	八王子医刑	H27.3.27	休養受刑者、自管作業受刑者といった受刑者の立場の違いを受刑者にも分かるように処遇、指導されたい。	未報告	休養受刑者(患者)には当所に収容される目的を、自管作業受刑者には刑に服することの意義を、入所時等様々な機会を捉えて指導しているところであり、これらの指導を通じて立場の違いについても理解させるよう努める。
135	八王子医刑	H27.3.27	自管作業受刑者に職業訓練の機会を与えること。	未報告	自管作業受刑者には、他の刑事施設で実施される職業訓練の募集都度、当所の自管作業受刑者の処遇指標に合致する訓練であれば募集を行っており、職業訓練を受ける機会を設けている。
136	八王子医刑	H27.3.27	被収容者の社会復帰に当って、被収容者の多くが不安を抱いているので、いわゆる出口支援について、積極的に取り組んでいただきたい。また、出所後の治療の継続に配慮した措置が取られることを希望する。	未報告	社会福祉支援策として、福祉支援、就労支援に分けられるが、被収容者の個々の状況に応じて適切に対応している。休養受刑者(患者)については、出所後の治療の継続性を維持するため、必要に応じて病状連絡書を交付している。また、出所後に通院等した医療機関からの要請に基づき診療情報の提供も行っており、社会復帰後の支援を行っている。
137	八王子医刑	H27.3.27	各部署間の連携、情報共有の手段として、どういった方策が取られているか。また、今後どのような方策を講じる予定であるか。	未報告	各部のミーティング、幹部会議のほか、指示文書の発出や各種所内会議、各課・各部門におけるミーティング等を活用して一般職員も含めて情報の共有に努め、各部署間の連携が図られるようになっている。引き続き、連絡文書の発出、口頭での伝達、回覧、掲示、メール等を活用して情報の周知・共有を行っていく。
138	八王子医刑	H27.3.27	限られた人員を効果的に配置できるように現場の声を集約する機会を密に設けていただきたい。	未報告	特定の配置箇所負担が生じないよう定期的に配置換を行うなど人員配置の見直しを行っているところであるが、各部署における職員面接等を活用するなどして、引き続き、現場職員の声を施設運営に反映できるように努めていく。
139	八王子医刑	H27.3.27	職員の人員不足について、一刻も早い解決をすること。	未報告	職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。 なお、医師等の欠員補充については、今後も公募を行い補充に努めていく。
140	八王子医刑	H27.3.27	医療について、受刑者から、医師によって説明が違うなどの意見があり、これら受刑者の要望があることを理解され、少しでも要望を取り入れていただきたい。	未報告	医師によって被収容者への説明の違いが発生することのないよう医師及び看護士間の情報共有を促進させ、被収容者に対してより平易な説明を行い、治療内容が理解しやすくなるよう努める。
141	八王子医刑	H27.3.27	被収容者に給与する菓子について、他の施設に比べて貧弱との意見が多い。他の施設の実情などを一度調査してはどうか。	未報告	し好調査リクエスト結果を参考にし、今後も予算額の範囲内で要望等を勘案したメニューの検討を行っていくこととしている。
142	八王子医刑	H27.3.27	少しでも寒さが緩和できる対策を講じるよう希望する。仮就寝時間の延長など、特に予算も不要であり、すぐにも実施できるのではないかと。検討いただきたい。	未報告	冬季処遇に当たっては、全受刑者の毛布の増貸等の措置を講じており、引き続き寒さ対策については検討したい。自管作業受刑者等の作業に従事している者については、刑務作業の実施上、仮就寝時間を早めるのは、困難である。
143	八王子医刑	H27.3.27	出所間近な者だけでなく、被収容者全員に対する講演や個別面談で出口支援の説明など出所後の不安軽減策を検討いただきたい。	未報告	全受刑者には入所した際の移入時調査を行い、福祉支援が必要と思われる受刑者には、担当職員が個別に説明を行っている。
144	八王子医刑	H27.3.27	医師によって扱いが違うという意見があることから、監督者から医師に対し、受刑者との対応について研修等の機会を設けてはどうか。	未報告	被収容者の診察に当たっては、診察方針等について情報の共有を図るとともに、引き続き、医療部長、各課長から所属医師に対しては個々に診察時の留意事項等の指導を図っていく。
145	八王子医刑	H27.3.27	入所時の説明について、職員によって説明が違うとの意見があるので、説明内容の確認を図られたい。	未報告	被収容者への指導等に当たっては、説明内容の統一を図るため、引き続き指示文書等の確認の徹底やミーティング等で方針の統一の確認をしていく。
146	八王子医刑	H27.3.27	温食給与の希望が多いことから、保温性の高い寸胴の使用等、配膳方法に工夫の余地がないか。	未報告	温食の配膳については、保温性の高い容器を購入し整備済みであり、その改善に取り組んでいる。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
147	八王子医刑	H27.3.27	自営業受刑者の更衣所の暖房機がなくなったとのことであるが、寒さ対策を後退させるものであることで問題である。	未報告	更衣所の暖房機は、火災防止の観点から無人での使用が難しく、有人となった時点からだと更衣所内が十分に温まらないため、平成26年度については暖房機の使用を中止したものである。
148	八王子医刑	H27.3.27	刑事施設視察委員会の提案箱の設置場所等を知らない受刑者がいるので周知された。	未報告	刑事施設視察委員会については、所内生活の心得にも記載され、また、刑執行開始時指導においても説明を実施している。提案箱の設置場所については、所内4箇所を設置し、意見を投函しやすいようにしている。 なお、病状により自ら移動できない者については、当該受刑者の居室まで提案箱を持って行き投函できるよう配慮している。
149	府中刑	H27.3.31	視察委員会の存在と役割を周知させるため、受刑者に対する刑執行開始時の指導の際、説明を徹底された。	未報告	現在、刑執行開始時指導の際には、職員が視察委員会の意義と役割を丁寧に説明指導しているが、今後も周知するよう努めていきたい。
150	府中刑	H27.3.31	視察委員会ニュースの配布方法として、工場就業者には掲示による閲覧のみでなく、回覧方式を併用するなど、改善に向けて検討願いたい。	未報告	視察委員会ニュースは、工場食堂内に掲示後、ファイルに編綴して保管し、掲示を終えた後もバックナンバーとして休憩時間中に閲覧できる状態にしている。
151	府中刑	H27.3.31	受刑者が意見・提案書を書くときに、職員による妨害や嫌がらせが起きない仕組みを検討願いたい。	未報告	職員が意見・提案書の作成を妨害することはないが、何らかの誤解を受けているのかもしれない。刑事施設視察委員会に対する協力等について(通達)記10(4)の規定に基づき、今後も、意見・提案書の作成や投函・発信の際に、その内容が職員には秘密になるよう適切に対応していきたい。
152	府中刑	H27.3.31	意見・提案書の用紙の交付を受けたり、提案箱に投函する際に、受刑者に顧慮を提出させている手続は廃止すべきである。	未報告	「刑事施設視察委員会に対する協力等について(通達)記10(4)の規定に基づき、意見・提案書の作成、投函・発信の際、その内容が職員には秘密にできるよう必要な措置を講じているものである。
153	府中刑	H27.3.31	視察委員会が期待されていない現状について、施設側でも運用に改善すべき点がないか検討願いたい。	未報告	平成26年度のアンケート実施によって、視察委員会に対する被収容者の認知度は更に高まったものと考えているが、今後も視察委員会を通じて、被収容者からの意見も踏まえ、より良い施設運営につながるよう努めていきたい。
154	府中刑	H27.3.31	食事内容についてのアンケートを実施してその結果を発表したり、メニュー改善のための検討会を所内で設け、受刑者の声を反映させるなど改善の余地がないか検討された。	未報告	被収容者に対する食事に関するアンケート調査は、年1回、嗜好調査の形で実施し、同調査の結果は、給食管理委員会において、献立内容に反映させるなどの対応を講じている。引き続き、食事内容の更なる改善等について、同委員会において、検討を図ってきたい。
155	府中刑	H27.3.31	食事内容についてのアンケート結果について発表することを検討された。	未報告	被収容者に対する食事に関するアンケート結果は、その目的が給食に関する実態調査であることから、発表は差し控えた。
156	府中刑	H27.3.31	入浴時間を1回15分からできれば30分まで延長する可能性がないか検討願いたい。	未報告	設備、予算、職員配置等の関係から、時間の延長は難しいと考えられるが、夏季には、定期的に入浴に加えて、原則毎週水曜日にシャワー入浴を実施しているほか、平日は作業終了後に、休祝日等は居室内でそれぞれ体拭きを認めている。また、屋外運動中にもシャワーの使用を認めており、被収容者の保健衛生にできる限り配慮している。
157	府中刑	H27.3.31	入浴回数が週2〜3回という頻度は外部社会よりもかなり下回っている可能性があることから、予算要求を行って、少しでも入浴回数を増加させる努力が必要である。	未報告	現時点では困難であるが、入浴回数増加についての意見があったことを、上級官庁に報告することとした。
158	府中刑	H27.3.31	浴槽の汚さについて、浴槽に浸かる前に洗体を徹底したり、入浴する班が交代することによって浮いているゴミをさらったりすることで一定の改善が図られると思われることから、具体的な取組をされた。	未報告	浴槽内のお湯の汚染防止、温室効果ガス削減等のため、入浴開始時、洗体・洗髪・上り湯の際にはシャワーを使用させているほか、単独入室浴場には「あかすくい」を備え付けて、入浴の際にあかを取り除かせているなど、浴槽内のお湯の汚染防止に努めている。
159	府中刑	H27.3.31	面会相手について、新法施行により親族等以外であっても、「交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、裁量的に面会を認めることができる」とされている。交友関係の維持その他面会を必要とする事情とは、通達において「継続的に交際を行ってきた場合」などであると解釈されているが、交際の継続性の有無は緩やかに解釈されるべきだと思われることから、現在の運用が硬直的過ぎないか見直された。	未報告	面会申込票に記載された面会の要件等を確認し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第111条第2項の規定に該当すると判断した場合に面会を許可することとしており、今後も個別具体的な判断をし、適切な運用に努めていく。
160	府中刑	H27.3.31	面会時間については、刑事被収容者処遇規則上、30分を確保するのが原則であり、「面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ない」と認めるときに初めて30分を下回る時間制限できるとされている(73条)が、現状として面会申出が殺到し面会室の数が不足しているのであれば、速やかに面会室を増設すべきであるし、そうでなければ、30分を確保すべきである。	未報告	時間帯によって、面会申出者が殺到したときには、やむを得ず30分を下回って、20分程度の面会時間になることがあるが、原則として、30分を下回らない面会時間を確保している。 なお、面会室の増設に関しては、予算上、職員配置上などの支障があるため、実現は困難であるが、意見があったことについては上級官庁に報告することとした。
161	府中刑	H27.3.31	予約制で土曜日・日曜日・祝日に面会を実施することも検討された。	未報告	休祝日等は、職員体制が平日に比べて手薄であることから、現下の職員事情において、面会に要する職員を新たに配置することは困難である。
162	府中刑	H27.3.31	医療を必要とする受刑者に医療を提供するのは刑務所の責務であるが、過剰に医療が提供されているとすれば、弊害もあり得るので、刑務所内で健康を維持・改善するのに役立つ知識を受刑者に提供したり、高齢者でもできる体操のプログラムを実施し参加を呼びかけなど、予防医学的観点での取組が十分に行われているか見直すとともに、必要な措置を取られた。	未報告	高齢者が年々増加傾向にあり、現在、60歳以上の者が全被収容者数の約四分の一を占めるに至っている。高齢被収容者を対象とした予防医学的プログラムの実施は、検討する余地が十分にあるものと思料されるので、今後、医師等とも相談しながら、将来に向けた対応について検討していきたい。
163	府中刑	H27.3.31	医師不足解消のための根本的な取組が法務省内で検討され、また「矯正医の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案」が国会に提出され審議中であるが、個々の刑務所でも、近隣の医療機関との連携を図るなどして医師確保に努められた。	未報告	医師の確保については、上級官庁とも連携を密にして、医師不足の解消に努めていきたい。
164	府中刑	H27.3.31	受刑者からの意見・提案書の中には、医療の専門的知識を有しない担当職員が診療の要否を判断する運用をしているとの訴えがあるが、明らかに不適切であり、実情を調査し、早急に改善された。	未報告	実情を調査した結果、医療の専門的知識を有する看護師及び准看護師が適宜本人の状態を確認し、その旨担当医師に報告の上、診療及び薬剤の処方等の判断がなされており、適切に対応がなされていると承知している。
165	府中刑	H27.3.31	受刑者の(准)看護師による対応への不満が強いが、医療の観点より刑務官としての観点を優先させているという疑念を持たれやすいため、刑務官ではない看護師を増やすことを検討された。	未報告	准看護師の対応にそうした疑念を抱かれることのないよう、引き続き、職員の研修に努めてまいりたい。
166	府中刑	H27.3.31	薬の処方について、不満が大きくなり、特に薬が自分の訴えや症状に不適だったという声が多いため、薬を処方する前提となる診察が十分にこなされていないことがうかがわれる。ただ、薬についての不満は、施設が原則的に薬の処方が必要最小限とし、減薬及び断薬の方針で治療を行っていることと関連している可能性もあるため、この方針自体は一概に否定すべきものではないが、減薬や断薬を実施するには本人に丁寧な説明を行うことが不可欠であると思われる。運用状況を調査し、必要な措置を取られた。	未報告	医師診察においては、薬剤の依存性及び副作用の理由から徐々に同薬剤を減薬後、処方を中止する旨を各被収容者に対し説明し、理解を得られるよう努めているところ、引き続き丁寧な説明に努めていきたい。
167	府中刑	H27.3.31	補佐人が懲罰手続において発言する際、対象者本人は退席させられてそれを聞けない状態となっている。また、昨年度視察委員会委員が傍聴した限りでは、補佐人は対象者の行為の弁明をしておらず、形式だけのよう感じられた。補佐人の活動実態について調査し、必要な措置を講じていただきたい。	未報告	懲罰審査会における補佐人の任務は、反則容疑者との面接、証拠書類等の閲覧その他の方法により、反則容疑者を補佐するために必要な情報収集するほか、懲罰審査会に出席して反則容疑者の立場に立つて情状など必要な意見を述べることとされており、当該補佐人も、反則容疑者の立場に立つて、情状など必要な意見を述べているが、今後も刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定の趣旨に沿った適正な懲罰の執行手続に努めていく。
168	府中刑	H27.3.31	受刑者から信頼が厚く、評価が高い担当職員を講師とした研修会を実施するなどして、より多くの職員が受刑者から高い信頼を得られるよう努めていただきたい。	未報告	平成26年度は、工場担当職員等が講師となり、被収容者処遇に関すること等を議題にし、勤務経験が浅い職員を対象に職務研究会を実施して、適正な職務執行能力の向上に努めてきたが、平成27年度も同様に実施したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
169	府中刑	H27.3.31	被収容者が提出する意見・提案書の定型書式中に、実情を詳しく調査するために必要な場合、プライバシー事項を刑務所側に知らせて良いか否かを尋ねる欄を追加すべきではないかと考えているが、検討願いたい。	未報告	視察委員会から書式の変更案の提示があれば、上級官庁に協議の上で対応することとした。
170	府中刑	H27.3.31	当委員会が平成26年12月に在所者アンケート調査を実施した際、閉居罰を受けている受刑者について、閉居罰中停止される「信書の発受」に該当するとして、参加(回答)を認めなかったが、アンケートの記入が懲罰の趣旨に反するとは考えられず、刑務所の措置には大きな疑問が残る。	未報告	在所者に対するアンケート調査の目的に照らし、約2,000名の被収容者全てに対して行うことが望ましいことは承知しているものの、閉居罰中の者についてアンケートを実施しなかったのは、「信書の発受」の制限という理由からではなく、他の被収容者と動作時間等異なる閉居罰中の者については、懲罰の目的や自殺等の事故防止の観点から筆記用具は制限していることから、アンケートのために貸与した場合には、職員が個別に当該事務に対応しなければならぬという理由によるものから、施設の管理運営上対応が困難であるという理由によるものである。
171	横浜刑	H27.3.23	常勤・非常勤・招へい医師数が顕著に増加したことは極めて評価することができ、その努力は賞賛に値する。しかしながら、准看護師については、横浜刑務所本所で来年度も実質6名の体制が続くことが予想され不十分と言わざるを得ない。医師が増員されたことによる医療の充実に対応するためにも、少なくとも准看護師1名から2名の増員が必要と考える。	H27.3.30	医療体制の充実強化については、当所の最優先課題として認識しているところ、医師の確保のみならず准看護師等の医療スタッフについても、職員を外部医療機関准看護師養成所に入所させ、准看護師資格取得させるため尽力しており、また、早急に現状を改善するために上級官庁に准看護師資格を有する刑務官の当所への配置換を要望するなど、准看護師増員に向け努めているところであり、更なる取組を継続していく。
172	横浜刑	H27.3.23	満期釈放者への釈放前教育として、とりわけ釈放後定住先を有しない者に対して、教育のやり方に工夫をこらすなど、より丁寧に実施するよう希望する。	H27.3.30	満期釈放者に対する釈放前指導について、平成26年度は、カリキュラムの見直し、新たな教材の活用、当所で作成したハンドブックの貸与など、新たな取組を実施している。今後とも更なる指導内容の充実強化を図るよう検討を重ねていきたい。
173	横浜刑	H27.3.23	被収容者に給与する食事、菓子の内容の改善に努力されたい。	H27.3.30	献立作成に当たり、定められた熱量及び予算の中、被収容者に対するアンケート調査の結果を参考とし、成人病予防策としての塩分や栄養素及び献立バランスに配慮し可能な範囲で嗜好を取り入れるなど工夫をされており、平成26年度は、毎月一つ新たなメニューを導入するなど、食事内容の充実と努め、菓子についても、嗜好を考慮したものを取り入れるなどしているが、今後とも、可能な限り質・量ともに向上を図り、内容充実と努めていきたい。
174	新潟刑	H27.3.20	常勤医師が存在しない状況を放置せず、現状の問題の報告及び被収容者が適切に医療を受けることができる医療体制の整備の要望を上級庁に対し継続して行っていくことを求める。	未報告	常勤医師の確保に向け、医師会やインターネット等あらゆる情報網を活用して医師の求人活動を継続的に行うとともに、上級官庁に対して、当所の医療状況について機会あるごとに報告し、適切な医療体制の整備を継続的に要望したい。
175	新潟刑	H27.3.20	受刑者に対する健康診断の実施計画をはじめとした健康管理計画について、その概要を委員会に報告されたい。	未報告	健康診断の内容、検査項目等の年間実施計画を説明する。
176	新潟刑	H27.3.20	矯正医療の担当職員(医師・看護師)と委員会の意見交換の機会を求める。	未報告	意見交換の機会を設ける。 ただし、常勤医師不在の間は、看護師とする。
177	新潟刑	H27.3.20	被収容者に対する自弁・差入れ物品の制限について、その基準・内容をより適正かつ明確にし、被収容者への周知の徹底を求める。	未報告	法令で示されている被収容者の自弁・差入れに係る物品(図書を含む。)について、制限の基準や制限の理由を改める場合は、掲示・告知放送により、被収容者に分かりやすく周知していく。
178	新潟刑	H27.3.20	職員のメンタルヘルスマネジメント体制の構築に向けて、現状における同体制の内容と、向上に向けての報告を求める。	未報告	各部署に相談員を配置し、気軽に相談できる体制としているほか、人事院作成のメンタルヘルスマネジメント教材を利用した研修を実施している。職員レクリエーション、業務の改善点の意見を言える場を作るなどし、明るい職場作りに努めていく。
179	新潟刑	H27.3.20	公共施設としての適切なタバコ対策の実施を求める。	未報告	24時間勤務の交替制勤務であり、その間、施設敷地外に出ることはできない特殊な職場であることから、人事院の指針に基づき3か所の喫煙室を設けて分煙し、受動喫煙を防止しており、全面禁煙とすることは困難である。喫煙者に対し、被収容者に無用な不快感を与えないよう、タバコの匂いに配慮するよう周知徹底したい。
180	新潟刑	H27.3.20	被収容者参加のレクリエーションについて、被収容者にアンケートをとるなど、その希望を反映する形で企画・実施することを求める。	未報告	改築工事が終了し、屋外グラウンドが整備されるまでの間の制約がある状況では、アンケートの実施と施策への反映は困難である。施設として対応できるレクリエーションを検討し、実施することとした。
181	甲府刑	H27.3.26	常勤医師が未配置であるため、被収容者への医療ケアが十分であると医師は言い難いので、医師の採用について考慮されたい。	未報告	常勤医師の採用に向けて、ハローワーク等の公募の他に、大学医学部から医師の派遣の協力体制を整える等の医師の確保に努めていく。
182	甲府刑	H27.3.26	被収容者から、医師の診察が十分に行われていないとの不満が寄せられており、医療体制について考慮されたい。	未報告	非常勤医師の診察の他に、専門医の招入や外部医療機関の受診等、これまで以上に医療の質の向上と適切な医療体制の構築に努めていく。
183	甲府刑	H27.3.26	冬期間の居室内の暖房について、高齢者の収容が多いこともあり、スチームの使用条件を再検討するなど配慮願いたい。	未報告	冬期間の暖房については、燃料費等の予算を考慮しながら、被収容者の健康を保持するよう検討を行う。
184	長野刑	H27.3.30	被収容者に対する刑務官職員の言動についての指導等を行ってほしい。	未報告	今後も引き続き、職員研修等の機会を通して、人権意識の啓発に努め、適切な言葉遣い等について注意喚起する。
185	長野刑	H27.3.30	歯科治療を受けるまでの期間を短縮してほしい。	未報告	平成27年4月から歯科診察の機会を増やし、歯科治療の待機期間の短縮に向けて取り組んでいる。
186	長野刑	H27.3.30	冬場の理髪実施後の洗髪には湯を使用してほしい。	未報告	予算事情や施設の管理運営上の支障の程度等を踏まえた上で、実施する方向で具体的に検討する。
187	長野刑	H27.3.30	自由チャンネルによるテレビ視聴を実施してほしい。	未報告	多元放送装置のシステム上複数のチャンネルの視聴が可能か否かなどを踏まえ、実施可能な方法について、検討する。
188	静岡刑	H26.5.28	日用品の購入(品目)において、コップの復活、レターバック及びレターバックライトが購入できるよう検討されたい。	H26.7.23	コップについては、民間業者(指定業者)からの購入により自弁を認めているところ、平成25年から調達不能の状況が継続しているが、近々購入可能となる見込みである(平成26年8月措置済み)。現在、レターバック及びレターバックライトについては、自弁物品として購入することを許可している。
189	静岡刑	H26.7.23	講堂にある運動機器が正しく機能していない(故障している。)、との提案がなされたので確認し、必要な措置を取られたい。	H26.9.19	運動用のエアロバイクを設置しているが、過去、受刑者が足に電源コードを引っかけて切断してしまつたことから、電源コードのない状態で使用している。 なお、電源は消費カロリー等の表示のためのものであり、エアロバイクを使用した運動に支障がない。 おつて、同電源コードについては、同様の物が販売されているか確認中である(平成26年10月購入済み)。
190	静岡刑	H26.7.23	工場内の各所で雨漏りが発生しているとのことであり、予算の関係にて苦慮していることは十分承知しているが、実情を教示の上、必要な措置を取られたい。	H26.9.19	数か工場において、雨漏りが発生している状況にあることから、年間計画において自庁予算による補修工事を検討しているが、緊急対応案件も多く、予算の関係上、補修範囲について更に検討していきたい(平成26年11月工場雨漏り補修済み)。
191	静岡刑	H26.9.19	一部の居室の報知器は、居室外にプラスチック製のプレートが下がるが、夜間、巡回職員が見落としし乗通ることがあるとのことなので、報知器に反射シートを貼るなどの改善をされたい。	H26.11.21	夜間は光量が少なく反射シートの効果が望めないことから、夜勤者に懐中電灯を所持させ、巡回の際、懐中電灯で照らして報知器の有無を確認することとした。
192	静岡刑	H26.9.19	学習用書籍の貸与について、一度に7冊まで借りることができるが、当該願箋は、その提出日の前日に書かなければならず、記入日時時点の貸与冊数であるのか、同願箋により新たに書籍の貸与を受けた時の貸与冊数であるのか分かりにくく、申出受刑者が虚偽の申告をした等のトラブルが発生することが危惧されるので改善されたい。	H26.11.21	願箋の書き方見本を改め、貸与可能冊数は、一度に7冊までであることを明記するとともに、職員に周知徹底した。
193	静岡刑	H26.9.19	貸与願箋には、現在貸与中の本の冊数を記入することになっているが、当該願箋は、その提出日の前日に書かなければならず、記入日時時点の貸与冊数であるのか、同願箋により新たに書籍の貸与を受けた時の貸与冊数であるのか分かりにくく、申出受刑者が虚偽の申告をした等のトラブルが発生することが危惧されるので改善されたい。	H26.11.21	学習用書籍貸与願(願箋)下部に「願箋提出時に貸与を受けている学習用及び外国語書籍は〇冊です。」と記載することとした。
194	静岡刑	H27.3.31	浜松拘置支所の保護室は、防音対策等が不十分であることから保護室として相当でないと思料されるので、抜本的な改革を早急に進め実施する必要がある。	未報告	施設補修については、必要となる予算措置を上級官庁に働き掛けを行いたい(平成27年3月保護室防音対策実施済み)。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
195	静岡刑	H27.3.31	浜松拘置支所等、施設に雨漏りが生じているので修理を実施されたい。	未報告	施設補修については、必要となる予算措置を上級官庁に働き掛けを行いたい。
196	静岡刑	H27.3.31	浜松拘置支所の保護室防音、床暖房設置、本所3舎排水管修繕工事については、3月中に完了とのことであり、予定どおり実施されたい。	未報告	平成27年3月に完了している。
197	静岡刑	H27.3.31	本所の階段について、手すりがないところがある。高齢者の安全確保のため、階段の手すりや滑り止め、通路等の段差の解消などの安全措置を講じられるようされたい。	未報告	施設補修については、必要となる予算措置を上級官庁に働き掛けを行いたい(平成27年度において自庁予算にて手すり設置を検討中)。
198	静岡刑	H27.3.31	医師については定員3名のところ欠員2名のため、改善努力を続けられたい。	未報告	職員欠員分の補充については、今後とも採用(改善)努力を続けていく。
199	静岡刑	H27.3.31	委員会活動について、年間最低でも6回の委員会の実施が必要であるところ、次年度も同様に開催されるよう継続努力されたい。	未報告	委員会の要望を実現すべく、平成27年度においても年間6回の委員会が開催できるよう施設として対応する。
200	川越少刑	H26.5.20	被收容者の人権について、不適正な事案が起こらないよう予防措置を講じてほしい。	H26.8.8	処遇に携わる全職員に対して、複数回に分け、幹部職員が「被收容者の人権について」という職員研修を実施し、被收容者の人権を尊重しつつ職務執行を果たさなければならないことを具体例を示して指導した。
201	川越少刑	H26.8.8	職員の言葉遣いや指導について、理不尽だとの意見がある。個別救済を求めるものではないがこのような情報を受け、どのように対応するのか。	H26.11.4	幹部職員が事実確認と注意喚起を行った。なお、言葉遣いや指導など、職員がおこり高ぶることがないよう、定期的に職員に対し指導を行い、適正な処遇確保に努めることとした。
202	川越少刑	H26.8.8	受刑者について、フルネームの記載は必要なく、称番号や苗字のみで足りるのではないのか。	H26.11.4	受信の帳簿に氏名を記載していたが、称番号及び苗字のみ記載するよう改善した。
203	川越少刑	H27.1.16	被收容者同士でのいじめが多いようであることから、いじめに関して、どのような対策を行うのか。	H27.2.16	問題意識を幹部職員以下全職員が共有しており、所内の会議でも「処遇の適正化」として年間を通じて検討している。実施したことは、休日における巡回の強化、居室・工場における動作要領の統一、いじめ防止に係る講演会、生命や人の尊厳に係る講話、新入時教育におけるいじめ防止指導、日々の工場担当職員によるいじめ防止の訓話等。なお、今後は、職員配置を組むことができれば、担当職員が受刑者と個別に面談できる時間を設けることを計画している。
204	松本少刑	H27.3.25	社会との連携を今以上にさらに向上されたい。	未報告 (平成27年度第1回開催時予定)	平成26年度においては、施設及び矯正の広報を目的に、松本市民及び近隣地域住民を対象とした募集参観を2回実施し、矯正行政に対する理解と協力を求めるとともに、特別改善指導等のパンフレットを配布するなど、矯正処遇の現状についても説明を行った。なお、平成27年度においても、引き続き募集参観を実施するなど、地域との連携を強化することとしている。
205	松本少刑	H27.3.25	有給休暇等の取扱いに特に注意を払い、職場環境の改善を図られたい。	未報告 (平成27年度第1回開催時予定)	平成26年度においては、勤続20年及び30年の職員に対し、連続5日間の年休を取得させた結果、国内あるいは海外旅行等に行くなど、リフレッシュに資する状況が認められた。今後においては、プロジェクトチームを立ち上げ、他の職員も長期休暇が取得できるよう施設の効率化策等を積極的に検討し、職場環境の改善を図ることとしている。
206	松本少刑	H27.3.25	外部通勤制をより一層充実されたい。	未報告 (平成27年度第1回開催時予定)	平成25年3月11日から2名の受刑者を指定の上、外部通勤作業を開始して今年で3年目を迎えるに当たり、さらに、協力企業や対象人員を増加するなど拡大発展に努力し、絶やさないよう、外部通勤作業の充実を図っていく予定である。
207	松本少刑	H27.3.25	飯田拘置支所及び飯田拘置支所付属の職員官舎を建替えられたい。	未報告 (平成27年度第1回開催時予定)	同支所庁舎及び官舎の建替えについては、法務省等の上級官庁に対して、毎年建替えの要求をしており、今後も具体的な必要性について説明することとしている。一方で、本所から宮津班を集中的に滞在させ、可能な部分については補修を行う予定である。
208	松本少刑	H27.3.25	未決勾留は無罪の推定が前提であり、国際的に見ても、電話の自由やキッチン、トイレ、バスなど普通と変わらない生活が保障される必要があるため、既決処遇と差をつけた居室に建替えられたい。	未報告 (平成27年度第1回開催時予定)	未決拘禁者の電話の自由については、現行法令上困難である。トイレ、バスの改善については、予算が許す限り改善に努めたいが、キッチンの設置及び居室の建て替えについては、当所限りでは対応できない事項であり、意見については、上級官庁に報告することとする。
209	東京拘	H26.5.28	死刑確定者の親族以外の外部交通は5人までといういわゆる5人制の制限があるのか、問い合せしたが、当局より5人制という制限はない旨の回答を再度得た。被收容者との面接や意見書などから、何らかの形で人数制限がなされていると考えている被收容者が存在するの事実であることから、昨年も指摘したように、恣意的な運用が懸念されるため、運用にあたって、外部交通を安易に制限することのないように、細心の注意を払ってもらいたい。	未報告	刑事収容施設法等の関係法令に基づき適正に対応している。なお、死刑確定者の外部交通の相手方を5人までとする制限は設けていない。
210	東京拘	H26.9.10	本年度も一般会面の拡大を求め、当局も拡大に向けた努力をしているが、面会の重要性にかんがみて、さらなる面会の拡充を求めたい。近年、被收容者が減少しているのだから、それに応じて、面会数、面会時間の拡大など柔軟な対応をされたい。	未報告	刑事収容施設法等の関係法令に基づき適正に対応している。面会時間の拡大については、引き続き、面会申出の多寡等、その状況に応じ、柔軟に対応したい。
211	東京拘	H27.3.18	弁護士の面会は、無立会で行うことができるが、観察窓から観察するなどの行為が行われているのは、秘密交通権の侵害といえる。また、再審のための弁護士の面会においては実際に職員が立会ったこともある。これらは弁護士の重要な権利にかんがみ非常に由々しき問題であり、改善を求めたい。さらに、弁護士との面会時間について、30分で打ち切られたという事例も生じている。裁判の打合せ等、面会の内容次第では30分では終わらないこともあるのは当然であり、30分で形式的に一律に打ち切るのは、現実的な対応とはいえず、要望にとどめるなどの形で、弾力的な対応をすることを求めたい。	未報告	職員が、面会室の観察窓から観察するのは、当所の規律及び秩序の維持に実施しているものであり、正当な職務行為である。もとより、秘密交通権を侵害するものではない。また、再審請求のための面会は刑事訴訟法39条1項の適用はなく、職員の立会いを付すか否かの権限は、刑事施設の長が有しており、当所は、刑事収容施設法等の関係法令に基づき適正に対応している。弁護士面会が30分で打ち切られたとする件について、詳細な事実関係は不明であるが、未決拘禁者と弁護士等との面会において、面会時間の制限はしていない。それ以外の面会については、刑事施設の長がその時間を制限する権限を有しているが、個別具体的な事情に応じ適切に対応している。
212	東京拘	H26.7.30	外国人の被收容者の面会時間については、特に外国から面会にきた者の場合には、面会時間を延長する方向での運用を求めたい。	未報告	具体的状況及び詳細な事実関係は不明であるが、外国人被收容者の親族が来日の上、面会に来た場合は、個別具体的な事情に応じ、柔軟に対応している。
213	東京拘	H26.7.30	昨年度は提案箱が1ヶ所試験的に増設されたことは評価されるが、立川拘置所では提案箱が14ヶ所設置されていることにかんがみ、さらなる増設を要請したい。	未報告	提案箱の増設については、現行の取扱いを大きく変更するものとなることから、これに付随する諸問題の解決について検討を継続し、平成27年度中の更なる増設を目指したい。
214	東京拘	H26.9.10	提案箱に投函する際、立川拘置所のように願書は提出させなくとも運用できるのではない。立川拘置所では、壁掛け式の提案箱が設置されており、被收容者が入浴時などに提案箱に投函するという方式も採用しており、問題も生じていない。9月10日視察委員会において、施設から、「意見書の提出方法について、どのような方法が良いのか、今後更に検討していきたい。」との回答を得ているため、提案箱の増設及び投函のための願書の廃止についてさらなる検討を要請したい。	未報告	投函手続の変更に伴う諸問題の解決について検討を継続し、「意見・提案書」投函等に要する手続の簡素化を目指したい。
215	東京拘	H27.3.18	医師の定員が11名であるのに対して、医師は現在9名しかいない。診察に関する意見書も決して少なくはなく、医療を必要とする被收容者に対する説明(インフォームドコンセント)不足の苦情も多い。医療スタッフの充実を求めたい。特に、診察を申し出ても長時間待たされるといふ苦情が多く、医療スタッフの不足がその根本原因であると考えられる。施設側も、上級官庁に報告しているとのことであるが、医療スタッフの充実に向けたさらなる努力を求めたい。	未報告	医師の欠員補充については、医師会、大学医局への働き掛け、eネットによる公募等に努めているが、定員が充足していないことは事実であり、今後も欠員解消のため努力したい。なお、不足分を補うため、非常勤医師(2名)、招へい医師(13名)の計15名の医師に医療業務の応援を得て、医療体制の拡充に努めている。
216	東京拘	H26.5.28	歯科診療を申し出てから、2カ月弱かかっている。従来4カ月かかっていたものが2カ月弱に短縮されたことは評価されるが、歯の問題は、被收容者が健康的に生活する根本の問題であり、さらなる歯科診療の充実を図るよう求めたい。	未報告	現在、常勤歯科医師1名のほか、非常勤の歯科医師1名で歯科診療を実施しているところ、緊急性及び治療の必要度の高い者から優先的に治療を行っている実情にあるが、引き続き、複数の歯科医による診療体制で迅速かつ適切に歯科診療を行うこととしている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
217	東京拘	H26.9.10	就寝薬の配布時間は午後7時30分から午後9時までのことであるが、投与される薬の効果により、午後7時30分では早すぎるなどの問題が生じていることもあり、現にそのような意見も出てきている。薬の効果により、投与する時間を決めるなどの柔軟な運用をしてもらいたい。	未報告	服用者が多数いるため、午後9時の就寝時刻に合わせ、おおむね午後7時30分以降に順次薬の配布を行っている。被収容者の希望により、薬の配布時刻を変更することは予定していないが、医療上の必要性が認められる場合には、柔軟に対応したい。
218	東京拘	H26.5.28	度々、被収容者から職員の態度や言葉遣いへの不満が挙げられているが、今年度は、特に特定工場における不満が多く出された。昨年度、施設から「既に各種研修を実施しているが、さらに効果的な研修について企画していく予定である」との回答を得ており、特定工場以外の工場については、ほとんど不満はなかったことは研修の効果と考えられる。しかし、特定工場は、非常に多く不満が出てきている。これは職員と被収容者との間のコミュニケーション上の齟齬、職員の説明不足も原因の一つであり、その結果、誤解や曲解が生じているとも思われる。しかし、現に特定工場の被収容者から不満が出されてきている以上、引き続き、職員の研修を通じて、できるだけ不満を減らすよう努力していくことを要望する。	未報告	職員研修については、既に各種研修を実施しているが、更に効果的な研修について企画していく予定である。
219	東京拘	H26.5.28	被収容者による誤解や曲解に基づく不満を少しでも減らすためには、職員の勤務条件が過酷なものにならないようにし、職員の精神的な安定を確保することも、その1つの方法であると考えられる。現在、職員の年休取得数は、処遇部門職員2.3日、事務部門4.9日、全体で2.9日という状況であり、他の職種に比べて極めて少ない状況にある。今後も職員の増員と予算増を求めるとにより、職員の心身の安定に努め、被収容者の処遇が安全かつ安心なものになるよう、追求してもらいたい。	未報告	意見があったことについては、上級官庁に報告した。矯正局においては、諸般の事情を踏まえ、増員要求等を行っているものと承知している。
220	東京拘	H26.7.30	従来から求めてきたことであるが、死刑執行の告知をせめて前日には行うてもらいたい。これは、国際人権(自由権)規約委員会から日本政府に対し勧告されていることであり、執行直前の告知は、死刑確定者の「心情の安定」を害すると考えられる。	未報告	死刑執行を事前告知することは、本人の心情の安定を害し、かえって過大な苦痛を与え、その結果、自殺などの不測の事態が生じることが懸念され、加えて、他の死刑確定者に及ぼす影響、職員に与える精神的負担も大きいこと等から、現時点では、告知時期の変更は予定していない。
221	東京拘	H27.3.18	受刑者においては、各居室にテレビが設置され、自由にそのチャンネルを選択できるようにしているようであるが、死刑確定者においても、各居室にテレビを設置し、そのチャンネル選択を自由にして視聴できるようにされたい。	未報告	死刑確定者の居室に配線のあるテレビを設置することは、自殺の用に供される危険性が高まり、加えて休日や夜間は限られた職員で勤務していることから、保安警備上支障があり、設置は予定していない。
222	東京拘	H26.7.28	小菅新聞の閲覧を要望したが、見せてもらえないという意見があった。小菅新聞は誰でも閲覧できるはずなので、このような意見が出されないようにしてもらいたい。	未報告	小菅新聞については、当所収容中の被収容者全員に配布しているほか、1号から順次編みつけられたファイルが、各収容棟、工場の食堂等に備え付けられており、希望する被収容者には、これを閲覧させている。
223	東京拘	H26.9.30	物品制限の理由を被収容者に明らかにしてもらいたい。被収容者も、物品制限を受けることについては理解しているが、制限を受けた場合の理由がわからずに戸惑う場合が多い。	未報告	精神状態が不安定な被収容者などに対し、必要に応じ、自殺等の用に供される可能性がある物品については、その使用等を制限している。同措置を執るに至った理由については、対象者に説明すべき性質のものではなく、また、その理由を具体的に説明することにより、表面上は平静を装うなどの行為を誘発し、被収容者の動静及び心情把握をより困難にさせる可能性があることから、現行の取扱いを変更することは予定していない。
224	東京拘	H26.11.12	証拠保全として必要な場合には、弁護人の面会時に面会室内での写真撮影を認めるべきである。これは、弁護人の責任においてなされるべきことであり、事前に許可を求めるなどの制限をすることは許されない。	未報告	現在、係争中の事案であるため、回答は差し控たい。
225	東京拘	H27.3.18	回答書では、死刑確定者のカルテの視察委員会への開示について、極めて秘密性の高いものであるとのことで消極的であるが、視察委員会の職務上本来当然に開示されるべきである。仮に、秘匿すべき情報が記載されているからと言っても、少なくとも、その部分を隠してコピーすることも可能であり、一律に開示を禁ずるものではなく、弾力的に運用することが望まれる。	未報告	診療録の開示については、病名や治療状況、医師名などの医療上の情報のほか、処遇上の参考となるべき情報なども記録されているため、秘密性の高いものであり、従前の取扱いを変更する予定はない。
226	東京拘	H27.3.18	社会福祉士を1名配置したとのことであるが、それにより処遇状況はどのように変わったか。社会福祉士1名で不足はないか。	未報告	高齢又は疾病・障害により釈放後直ちに福祉サービスにつなげる必要がある被収容者について、従来は必要な連絡調整を刑務官が行っていたが、専門的知識を有する社会福祉士が配置されたことで、自治体等との連絡調整及び本人に対する面接指導がよりきめ細かく円滑に行えるようになっていく。 なお、調整を要するケースは、専ら短期受刑者や労務場留置者であり、その数はさほど多くはなく、現時点では、現行の配置数で支障なく業務を行っている。
227	東京拘	H27.3.18	自分の弁護人以外の共犯者の弁護人と面会すると、「家族・友人」との面会にカウントされ、その日は一般面会ができないことになるというところについて、共犯者の弁護人は共犯者の弁護の必要上面会に来ており、これは「家族・友人」との面会とは質的に異なり、自分の弁護人と面会に近いものである。そもそも国際的には、弁護人と弁護士は区別されておらず、弁護士であれば、自分の弁護人でなくても、弁護人と同様に扱われる。以上の状況を理解いただき、柔軟な対応を検討されたい。	未報告	個別具体的な状況が不明であるが、未決拘禁者と弁護人等との面会について、面会の回数の制限はしていない。受刑者及び死刑確定者の面会の回数の制限については、弁護士であっても回数制限の範囲内であるが、面会の要件等、個別具体的な事情に応じ、柔軟に対応している。 なお、刑事収容施設法においては、弁護人(等)と弁護士は明確に分けられており、当所は、刑事収容施設法に基づき、適正に対応している。
228	東京拘	H27.3.18	備付の1紙のみとするのではなく、もう少し増やすことはできないか。経費上もさしたる負担にならないはずである。	未報告	備付日刊通常新聞紙については、「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」第12条に基づき、閲覧の機会を与えており、同新聞紙1紙の選定は、同条第2項に基づき、年1回実施するアンケートで閲覧傾向を参照して、最も希望の多い「日刊通常新聞」としており、法令に基づき適正に運用している。
229	東京拘	H27.3.18	被収容者が作成した原稿の他者への交付が拒否された例があるが、了解できない。出版されると反響が大きいのことであるが、どのような反響が起り得ると考えるか。これまでも、刑務所内での生活などを出版した例はあり、憲法上の言論表現の自由の観点からも、制限する理由は全くない。	未報告	被収容者が作成した文書図画(原稿)の交付は、刑事収容施設法の規定により、その被収容者の法的地位に応じて、信書に準じ検査等の措置を執ることができることと規定されており、作成した文書図画に当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれなどが認められる場合には、必要に応じ、差止め等の措置を執ることとなる。詳細な事実関係は不明であるが、当所では、上記のとおり、刑事収容施設法等の関係法令に基づき適正に判断している。
230	東京拘	H27.3.18	国際人権(自由権)規約委員会から日本政府に対して、死刑確定者の共同処遇が日常的にないことが批判されている。せめて死刑確定者の運動を共同処遇してほしい。	未報告	刑事収容施設法36条3項は、死刑確定者について、「処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない」と規定している。このため、現時点では集団運動は予定していない。
231	立川拘	H27.3.25	歯科診療までに数か月を要しているため、頻度を増やすなど改善を求める。また、看護師を増員するなどし、医療体制の充実を求める。	未報告	予算上の制約から、歯科治療の頻度を増やすことは困難である。また、看護師は1名配置されており、職員定数の関係から、増員することは困難であるが、歯科医師を含め医療従事者の増員について上級官庁に要望していきたい。
232	立川拘	H27.3.25	眼鏡、義歯等の装具の作成・調達に時間がかからないよう迅速な対応を求める。	未報告	装具の作成等については、今後とも適切に対応してまいりたい。
233	立川拘	H27.3.25	他施設の常備薬を参考とし、常備薬の種類を増やすよう求める。	未報告	例規に従った薬剤を常備している。
234	立川拘	H27.3.25	り病者に迅速かつ適切な医療を施せるよう外部医療機関と連携し、日常に搬送できるよう受け入れ態勢を構築してもらいたい。	未報告	医療刑務所との医療共助や外部病院での治療体制を構築し、迅速に対応できるように努めている。
235	立川拘	H27.3.25	受刑者に対する教育を充実させるため、短期間での職業訓練科目や通信教育による受講の機会を設けてもらいたい。	未報告	各種改善指導のほか、各種プログラムを試行的に実施しており、他施設における職業訓練受講の機会も与えて対応している。
236	立川拘	H27.3.25	被収容者の状態に応じた働き掛けを行うなどし、自殺の再発防止に努めてもらいたい。	未報告	動静観察を行うなどして心情の把握に努め、再発防止に努めている。
237	立川拘	H27.3.25	未決被収容者に対して弁護人が差し入れるノートや便箋類は、これを制限しないでほしい。	未報告	ノート及び便箋については、差入れの都度、個別具体的な判断により対応している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
238	立川拘	H27.3.25	一部の職員に、被収容者に対して威圧的な言動をしている状況が認められるので、人権教育を徹底してもらいたい。	未報告	職員研修を継続的に、被収容者に対する適切な言葉遣いを含めた人権教育を実施しているところ、引き続き、徹底した人権教育を実施することとする。
239	立川拘	H27.3.25	意見提案箱の設置場所や趣旨について、新しい被収容者を含む全体に周知し、引き続き提出しやすいよう心掛けてもらいたい。	未報告	今後も意見等を提出しやすい体制を継続したい。
240	立川拘	H27.3.25	職員が希望する日に休暇が取得できるような職員体制とするため、上級庁に伝達し、実現するよう働き掛けてもらいたい。	未報告	本意見については、上級官庁に伝達したい。
241	立川拘	H27.3.25	当所の規模等を踏まえ、立川拘置所視察委員会の定員を4名から6名とし、矯正教育の専門的知識を有する委員を選定してもらいたい。	未報告	視察委員会委員の増員については、当所限りでは対応できない事項であるため、本意見については、上級官庁に伝達したい。
242	富山刑	H27.2.23	煮豆・ぜんざいのメニューが減少した、副食メニューの組合せがアンバランスだ、量が減少したという意見が多いため、当局の一層の配慮を願いたい。	H27.4.21	管理栄養士がカロリーや栄養素を考慮し、バランスの取れた献立を工夫しているが、今後も被収容者の嗜好向を含め、給食委員会でも十分に検討する。
243	富山刑	H27.2.23	配食が不平等という意見が多いため、公平感の面から、厳正な対処を要する。	H27.4.21	公平性を保持するため、職員が立会い、また、共同室の配食係も一週ごとに担当フロアを変更しているが、職員には、更に視察を徹底するよう指示した。
244	富山刑	H27.2.23	自弁購入書籍を購入後、閲覧不許可となったとの意見が複数あり、過剰な検閲をせず、施設内の秩序維持を主とした制限事由とすべきではないか。	H27.4.21	購入書籍等は購入後の審査となるが、審査は刑事収容施設法第70条第1項に基づき、個別的に審査している。また、これまでの禁止書籍等については、一覧表を各工場に配布している。
245	金沢刑	H27.3.10	職員が受刑者に対して用いる呼称や言葉遣いが乱暴である旨の意見が散見された。日頃の受刑者に対する呼称の統一や対応を徹底させたい。	H27.3.20	被収容者の自尊心を傷つけることのないよう配慮し、ひいては公務員として適切な言葉遣いに努めているところであり、受刑者の呼称要領についても、粗暴な印象を与えないよう、姓で呼ぶなどの統一を図るための指導に努めた。
246	金沢刑	H27.3.10	夜間特定の受刑者と職員間で長時間にわたる私語があったとの指摘があった。不必要な会話は慎むよう職員への周知徹底を願いたい。	H27.3.20	平素から職務上必要のない会話を被収容者となしように指導しており、引き続き、同指導に努めた。
247	金沢刑	H27.3.10	外部からの本の差入冊数は3冊となっている。超過する冊数の差入れがあった場合、原則差入者に返送する措置が執られている。入所時に改めて受刑者に対し差入本の冊数制限があることの周知徹底、超過冊数差入者へ十分な理解を求めている。	H27.3.20	被収容者に対しては、差入れ等に関する管理運営上必要な制限について、収容開始時のみならず、居室に備え付けた所内生活のしおりでも周知している。また、差入人に引取りを求めるときには、差入人が当該制限を知らないことにも配慮して理解を得られるよう努めた。
248	金沢刑	H27.3.10	優遇区分に係る菓子購入について、価格だけでなく菓子の内容についてアンケートを取り改善していただきたい。	H27.3.20	特定の優遇区分に指定されている受刑者が自弁できる菓子については、受刑者からアンケートを徴するなどして、できる限り多数の趣向が反映されるよう努めた。
249	金沢刑	H27.3.10	朝食後の投棄のために食事を急がせないよう、朝食後の投棄が余裕をもって行われるよう業務体制の検討をされた。	H27.3.20	食事時間は、起居動作の時間帯内で適切に確保しており、食事の済んだ被収容者から順次菓子の配布をしているが、食事を急がしているなどとの誤解を招かないような菓子の配布要領を周知するための指導に努めた。
250	金沢刑	H27.3.10	内部で発生した事故事案などが事実と異なった憶測などを生みやすい環境であり、社会にその実情を正しく伝えるため、日頃から定期会見などを通じ、適切な情報を発信し、マスコミと意思疎通を図りたい。	H27.3.20	平成26年度は、報道機関に働き掛けて2回の参観を実施するなどしており、引き続き、報道機関との意思疎通に努めた。
251	金沢刑	H27.3.10	共同室の部屋割りに関して、特に夏季など部屋の高密度状態は、いら立ちの原因等になると想定されるので、極力避けられたい。	H27.3.20	工場間の共同室と単独室の割合を標準化するよう努めており、一時的に標準化できない状況となった場合にも、速やかに解消するように努めた。
252	金沢刑	H27.3.10	ここ数年の夏季の高温多湿状態は以前と比較し、年々苛烈になっている。気候状況などに鑑み柔軟な対応を願いたい。	H27.3.20	夏季には、高温多湿な生活環境を鑑み処遇を実践しているが、引き続き、当該処遇が画一的にならないように、予算の範囲内で衛生管理に十分配慮して適切な処遇に努めた。
253	金沢刑	H27.3.10	給食の外部委託は、無用な受刑者間の感情のそごを解消する意味もあり、費用対効果のみならず検討を願いたい。	H27.3.20	食事の外部委託については、機会を見て上級官庁に意見を述べたい。
254	金沢刑	H27.3.10	出所者支援について、刑務所と関係機関との情報共有が重要であり、引き続き、連携対応願いたい。また、出所者を受け入れる施設に対して十分な予算措置により一般市民に過度な負担が掛からない施策となるよう上級官庁へ要請願いたい。	H27.3.20	再犯防止施策の充実化は、喫緊の課題として取り組んでおり、引き続き、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関との間で情報共有等の連携強化に努めた。
255	金沢刑	H27.3.10	視察委員会には、出席可能な人選を願いたい。	H27.3.20	関係団体に委員の推薦を求めるときは、できる限り委員会への出席が可能な者を選定するように伝える。
256	福井刑	H26.5.21	いじめを受けているとの手紙が投函されていた。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	工場就業者3名から聞き取り調査を実施したところ、申出に係る事実は認められなかった。 なお、申出の両名については、現在同工場で就業していない。
257	福井刑	H26.5.21	洗濯工場就業受刑者が自己の工場着を新品にしているとの手紙が投函されていた。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	当該受刑者の工場着を確認したところ、シミが付着した工場着を着用しており、申出に係る事実は認められなかった。
258	福井刑	H26.5.21	共同室に収容されている受刑者が、同室の他の受刑者の物を隠すなどいじめをしているという申出があった。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	当該居室収容の受刑者から聞き取り調査を実施したものの、申出に係る事実は認められなかった。
259	福井刑	H26.5.21	受刑者から暴言を吐かれたとの手紙が投函されていた。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	暴言を吐いたとする受刑者が特定されていなかったことから、かかる申出を行った本人及び同室者3名から聞き取り調査を実施したものの、申出に係る事実は認められなかった。
260	福井刑	H26.5.21	共同室において、受刑者が好き勝手にしているとの手紙が投函されていた。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	好き勝手にしているとする受刑者と同じ苗字の受刑者について、近年、収容した事実はない。
261	福井刑	H26.5.21	ナイロンタオルの使用を認めてほしいとの意見があった。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	保安上の問題等を踏まえ検討した結果、ナイロンタオルを自弁物品の品目に追加した。
262	福井刑	H26.5.21	年賀はがきを工場の衛生係が仕分けしている。内容を見て、脅しやいじめの材料にされている。衛生係が仕分けるのをやめてほしいとの手紙が投函されていた。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	年賀はがきについては、発信を願った者は、願書に必要事項を記載して担当職員に提出し、担当職員が願書簿に記載して、処理している。また、年末の27日に郵便局に赴いて引き取り、処遇部門の職員が検査し、居室ごとに振り分け、元日に職員が個人ごとに配布している。また、元日以降届いた年賀はがきについても、処遇部門の職員が検査して振り分けられていることから、被収容者が工場で振り分けることはない。なお、普段送付される信書は、処遇部門の職員が検査、振り分けを行い、担当職員に引き継ぎ交付していることから、衛生係が手にはしない(情報漏えいにつながる)ことから徹底している。 年賀状を発信する際は、「年賀はがき発信願」に発信する者の氏名を記載させ、担当職員に提出させている。その際、受刑者が仕分けを行うようなことはしていない。
263	福井刑	H26.5.21	運動会の菓子等を居室に戻ってから支給してほしいとの意見があった。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.5.21	不正授受の規律違反をじゃっくすることおそれが高いため、現行のまま、運動会実施中に菓子等を配布することとした。
264	福井刑	H26.5.21	経理工場においては、冷たいお茶を給与している。生産工場にも冷たいお茶を給与してほしいとの意見があった。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.6.18	経理工場については、炎天下の中、屋外で作業を実施する観点から、冷茶を給与しているが、生産工場については、湯茶を冷やす冷蔵庫がないため、冷茶を給与できない。
265	福井刑	H26.5.21	運動時においてサッカーを実施してほしいとの意見があった。意見への対応を検討された。	H26.6.18	当所のグラウンドは、交通量の多い幹線道路に面しており、万一、サッカーボールが塀の外に出た場合、交通事故を招く危険性があるほか、サッカーボールの使用により外壁に設置している防犯線の断線の危険性があるなど保安・警備上も問題があることから実施は困難である。
266	福井刑	H26.5.21	カレーがシャバシャバである。片栗粉を入れるなどしてシャバシャバ感をなくすように配慮された。	H26.6.18	カレーについては、片栗粉を入れて濃度の調整を行い調理している。
267	福井刑	H26.5.21	U字シャツは襟元が大きく開いており寒いので、丸首シャツを貸与することが可能か検討願いたい。	H26.6.18	貸与用の官給品のシャツは全国統一品としてU字シャツしかない。
268	福井刑	H26.5.21	ラジオでのど自慢を放送してほしい。野球放送は止めてほしいとの意見があった。実情を調査し、必要な措置を取られた。	H26.5.21	年1回、ラジオ放送等の希望調査を実施し、その結果を総合的に勘案して放送する番組を決定している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
269	福井県	H26.5.21	祝祭日業で生菓子(饅頭と思われる。)ではなく、スナック菓子を出してほしいとの意見があった。実情を調査し、必要な措置を取られたい。	H26.6.18	祝日業については、食料献立委員会において、数種類の見本の中から、以前の給与状況も勘案の上決定しており、生菓子だけではなくスナック菓子などそのほかの菓子についても給与しているのが現状である。
270	福井県	H26.5.21	祝祭日業で給与する菓子の嗜好調査を実施しているのか。	H26.6.18	祝祭日業として給与する菓子の嗜好調査は実施していなかったため、平成26年度の嗜好調査においては、同菓子も調査対象とした。
271	福井県	H26.5.21	2年間、懲罰を受けていないにもかかわらず、優遇区分が第3類から第2類に指定されないとの手紙が投函されていた。実情を調査し、必要な措置を取られたい。	H26.5.21	申立人が特定されていないため調査は困難であるが、いずれにしても、優遇区分は、日常生活等の態度、賞罰の状況、作業への取組状況、各種指導への取組状況等を点数化して決定しており、2年間懲罰を受けていないという理由のみで直ちに第2類に指定されるとは限らない。
272	福井県	H26.5.21	優遇区分を指定する基準を受刑者に周知できないか。	H26.6.18	所内生活のしおりに、優遇区分の指定について、日常生活等の態度、賞罰の状況、作業への取組状況、各種指導への取組状況、資格の取得状況を総合的に評価して行われる旨記載され、周知されている。 優遇区分の指定に疑問がある場合、職員に申し出れば、個別にどの事項が悪かったのかを指導している。
273	福井県	H26.6.18	出所後の仕事のために、日本経済新聞を購入してほしいとの意見があった。購入可能か検討されたい。	H26.8.20	平成26年7月に実施したアンケートの結果を踏まえ、自弁で購入できる新聞紙に加えている。
274	福井県	H26.6.18	以前、所内を視察時に被収容者に給与した食事を見たり、検査することができたが、今後、同様の対応をお願いしたい。	H26.8.20	食品保存庫が壊れてしまい、以前のように所内を視察した際に給与した食事を食べてもらうことができなかった。 参観の際には、給与した食事をガラスケースに入れて見ることができるようにしている。次回以降の視察委員会において、検査を実施する。
275	福井県	H26.8.20	(第一類の者と思われる)所内生活のしおりに、DVDプレイヤーが使用できると記載されている。また、開放寮にはDVDプレイヤーが設置されている。使用要件等を職員に尋ねると「検討中である。」としか回答がない。DVDプレイヤーを使用してほしいとの意見があった。使用の可否について検討されたい。	H26.10.21	優遇区分第1類の者の処遇の充実を図るため、貸与を検討している。
276	福井県	H26.8.20	第一類の自弁食は870円であるが、量が少なく、ボリュームがない。他施設ではカップラーメンや牛丼が食べられると聞いている。コンビニで500円出せばかなりの量の弁当が食べられる。改善してほしいとの意見がある。自弁食について実情を調査し、必要な措置を取られたい。	H26.10.21	優遇区分第1類の自弁の食料品の自弁食は、弁当の差入業者のカタログから当該被収容者に選択させて喫食させており、適切な対応がなされているものと考えている。
277	福井県	H26.8.20	延長食について、土曜日・日曜日にも延長食を出してほしいとの意見があった。延長食を給与できるかどうか検討されたい。	H26.10.21	延長食は、平成7年3月28日付け矯正局長通達「延長作業に従事した場合の給食について」に基づき、一日につき10時間を超過して作業に従事した受刑者に給与しており、休業日は就業時間が9時間となっており、給与できないものである。
278	福井県	H26.10.21	他施設では商業簿記、英検の通信教育が実施できるので、当所でも実施できるようにしてほしい。また、ユーキャンの通信教育も実施できるようにしてほしいとの意見があった。実情を調査し、必要な措置を取られたい。	H26.12.18	当所では、文部科学省認定の社会通信教育講座100講座に基づいて実施しており、日商簿記、英語等の通信教育にも十分対応している。 なお、通信講座の種類は、社会教育法第51条に定める非営利団体又は法人が行う通信教育とし、営利目的の株式会社ユーキャンの受講は、原則として認めていない。
279	福井県	H26.10.21	食べ物の物品不正授受を行っている者がいる。取り締まってほしいとの手紙が投函されていた。実情を調査されたい。	H26.10.21	物品不正授受の具体的な事実は特定できないが、いずれにしても、物品不正授受を含む反則行為については、職員の視察の励行等によりできる限り予防を図るとともに、反則行為が認定されたときは、法令等に基づき懲罰を科すなど、適切に対応する。
280	福井県	H26.10.21	休業日の炊場就業について、午前中のみ就業した者は延長食を食べられないが、午後のみ就業した者は延長食を食べている。不公平ではないかとの手紙が投函されていた。実情を調査し、必要な措置を取られたい。	H26.12.18	平日の午後休業させた炊場就業者に延長食を給与していた事実が認められたことから、直ちに同就業者に対する延長食の給与を取りやめたとともに、指示を発出して、就業時間10時間を超過した就業者にのみ延長食を給与する旨を周知徹底した。
281	福井県	H26.10.21	炊場の就業人員を増やしてほしい。休みなのに午前中だけ就業しており、休んだ気がしないとの意見があった。実情を調査し、必要な措置を取られたい。	H26.12.18	就業人員の確保に努めており、前回の委員会時は炊場の就業人員は16名のところ、現在、17名となっている。引き続き、就業人員の確保に努めている。
282	福井県	H26.10.21	アトピー性皮膚炎を患っており、今の時期、毛布やタオルケットを羽織って寝ているが、皮膚がかゆくて、朝起きたと血だらけになってくる。ダニも多いため、月に1回布団乾燥機を実施してほしい。冬の布団乾燥の実施状況についても調査し、必要な措置を取られたい。	H26.12.18	布団乾燥の回数は、原則として1か月1回としているところ、4月以降の当所の実情は、3ないし4回であった。 これは、6月から9月中旬まで、布団乾燥に替えて畳乾燥を実施したためであるが、今後は、6月から9月の間も布団乾燥を行い、おおむね1か月に1回実施する。 なお、冬の布団乾燥は乾燥室という限られたスペースのため、1.5か月に1回計画している。
283	福井県	H26.12.18	危険物試験を職業訓練生だけでなく、その他の受刑者にも受験させることはできないか。	H26.12.18	当所で受験する試験資格は、職業訓練生及びその修了者に限っている。これは、職業訓練生の専攻に当たっては、改善更生や学習の意欲が高いことが要件となっており、また、試験費用は国の負担であり、限られているため、一定の要件を満たした者に限定している。
284	福井県	H26.12.18	1・2・3類集会の食料品購入額の上限を緩和してもらいたいという要望があったが、可能か検討願いたい。	H27.2.17	集会食料品の購入については、被収容者の中で、領置金の少ない者等がいるため、報奨金を使用しているが、出所の際はこの報奨金を利用して、旅費等に支弁させているため、これ以上の上限の緩和は適当でない。また、当所の金額(400円)については、他施設と大差なく適当な金額であると料考する。
285	福井県	H27.2.17	汁物の配食について、十数人分を器に入れて台車で配食をしているが、配食された時には汁物が冷えてしまっているという意見があった。配食方法の変更を検討されたい。	H27.3.3	居室前で食器に移しての配食を原則としており、今後は原則どおり実施する。
286	福井県	H27.2.17	工場において、昼食後の歯磨きをしたいという要望があった。実施可能か検討願いたい。	H27.3.3	昼食後の工場での歯磨きについては、洗面場所が狭小であり、昼休憩時間内に歯磨きが終わらない場合があるなど、物的、時間的な制約等があることから実施は困難である。
287	福井県	H27.2.17	工場で実施している理髪後の洗髪について、現在、石けん等の使用が認められていないが、理髪時に石けんの使用を認めてほしいという要望があった。実施可能か検討されたい。	H27.3.3	理髪後、石けんを使用して洗髪を認めた場合、水の使用量が増えることが懸念されること、私物の石けんを持っていない者については、官物の石けんを貸与する必要性があり、予算を圧迫する可能性があること、理髪後については、石けんなしで洗髪を認めており、髪型も短髪であることと鑑みれば、水(お湯)だけの洗髪で十分対応可能であること、理髪当日は入浴を実施していること等から、現状を維持したい。
288	岐阜県	H27.3.20	平成27年1月16日以降、常勤医師が不在である。700名を超える岐阜刑務所内の被収容者の健康維持に関わることであり、重大かつ喫緊の問題である。については、貴所から上級庁に対する働き掛けによって、常勤医師が欠員している状態から一刻も早い脱却を実現するとともに、構造的な要因を抜本的に解決するよう上級庁と協議することを提言する。	H27.4.23	医療の後退を防止するため、各大学及び医師会等へのアプローチを積極的に行った結果、新たな非常勤医師1名の確保に至り、非常勤医師5名及び招へい医師4名体制で当面は医療の後退を防ぐことはできたものの、新年度に入ってから医師会や大学医学部等を通じたリクルート活動のほか、インターネットによる矯正医師の募集及び名古屋矯正正官区との連携により、引き続き常勤医師確保のための働き掛けを積極的に行っている状況にある。
289	岐阜県	H27.3.20	国民に開かれた行刑を実現するため、具体的にどのような態様で、当該職員に対して事実確認を行っているかについて、明らかにするよう提言する。 また、貴所の側で自律的に解決することができず、上級庁の決裁等がないと対応できない問題に対しては、当委員会が要望等を行った場合、その要望等を上級庁に対して伝達してほしいことと、上級庁から回答があったときは、貴所から受ける実情についての説明に加えてもらうことを提言する。	H27.4.23	該当する職員に対する事実確認は、上司である監督職員により詳細に行われており、今後は、事実確認の結果を詳細に説明することとした。 なお、事案によっては、上級官庁である名古屋矯正正官区等への申上が必要な場合もあり、上申を行ったことや上申に対する回答があったことも説明に加えることとした。
290	笠松刑	H27.3.27	施設のバリアフリー化を進め、健常者と同程度の反応が困難な高齢者、病者又は障害者等については転倒事故等を防止するため入浴時間の延長、別入浴、転倒防止設備の設置、介護用の入浴設備の新設の措置を実施されたい。	H27.4.15	平成26年度は一部の居室棟トイレを全部洋式化したほか各生産工場の和式便所を各1つずつ洋式便所に改修したところである。また、平成27年度の医務課事務室等改修工事において、病棟のトイレ及び入浴設備をバリアフリー化するとともに病棟の廊下にも手すりを設置する予定であるなど、徐々にではあるが、バリアフリー化を鋭意推進している。
291	笠松刑	H27.3.27	被収容者から、配食の遅れ、冷凍食品の不完全解凍、食量量の違い、不正配食又は温食給与等炊事工場の運営に関する要望が多いことから、給食方法の変更について検討されたい。	H27.4.15	炊事作業従事者の増員及び配膳要領の変更等を行い、現在のところ食事の遅延は認められない。不正配食については、職員による確認を徹底し、防止に尽力している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
292	笠松刑	H27.3.27	被収容者の改善指導、教科指導等の再犯防止教育に重点が置かれる現状において、刑期や罪名によって被収容者の居室を振り分けるよう検討されたい。	H27.4.15	現在の高率収容の現状では、刑期や罪名別等で居室を振り分ける余裕はないが、今後の収容状況を見ながら可能であれば検討していきたい。
293	笠松刑	H27.3.27	社会の親族や友人との関係の維持や社会復帰又は心情安定に資するたため全ての被収容者が電話面会が可能となるよう検討されたい。	H27.4.15	受刑者が通信する相手方の確認が困難であるほか、設備的、時間的、人員的な問題点があり、全ての被収容者に認めることは困難と思考するが、可能な限り対象者の増大に努めていきたい。
294	笠松刑	H27.3.27	冬物肌着の貸与について、サイズがないとの理由でサイズの合わない衣類が貸与されている現状があり、自弁物品でもサイズがない状況が認められることから、健康被害や国の必要義務違反となる可能性があるため、衣類の調達を担当する業者に申し入れる等改善措置を講じられた。	H27.4.15	公共サービス改革法に基づく民間委託施設においては、民間事業者が肌着を貸与しているため、実情を確認の上、これらのサイズの必要性について民間事業者と調整し改善することについて検討したい。 また、自弁の衣類についても、販売業者を調整し検討していきたい。
295	岡崎医刑	H26.5.13	意見・提案書の設置場所や交付方法について、自由に取得できるようにならないか。	H26.5.13	施設の管理運営上、支障が生じるため実施できない。
296	岡崎医刑	H26.6.17	意見・提案書の増加を図るため、視察委員会の「啓発」ポスターを更新したので、掲示してほしい。	H26.8.26	平成26年6月20日に各工場・居室棟に掲示した。
297	岡崎医刑	H27.3.31	意見・提案書の提出が少ないことが、必ずしも被収容者が生活に不満や問題を抱えていない訳ではないという点につき施設側も留意するべきである。	未報告	平成27年度以降、ランダムな面接や被収容者へのアンケート調査など、意見を掘り起こす活動を検討する。
298	名古屋刑	H27.3.31	豊橋刑務支所は、平成28年から収容受刑者を男子から女子に変更するため、所要の予算要求を行っているとのことであるが、適切に変更手続を進められた。	H27.3.31	上級官庁の指示を仰ぎながら、円滑に変更手続を進める。
299	名古屋刑	H27.3.31	岡崎拘置支所の施設が老朽化しており、新築の必要性を指摘する。	H27.3.31	今後も上級官庁に要望していく。
300	名古屋刑	H27.3.31	岡崎拘置支所の接見室が老朽化しており、秘密交通権を十分に保障する設備を備えるべきであることを指摘する。	H27.3.31	老朽化した設備等の改修については、上級官庁に要望していく。
301	名古屋刑	H27.3.31	岡崎拘置支所の女子職員が不足していることを指摘する。	H27.3.31	今後も上級官庁に要望していく。
302	名古屋刑	H27.3.31	改築、新築の予定の概要が作成される際には、当委員会及び愛知県弁護士会に開示されることを要望する。	H27.3.31	改築及び新築の概要の開示については、警備上の問題もあるため、上級官庁と協議する必要があるものとする。
303	名古屋刑	H27.3.31	研究授業は受講する人数が限定されているので、グループを増やすなど受講者数を増加させる工夫をお願いしたい。	H27.3.31	受講する人数を増加させると発言の機会を得られないなど、教育効果の低下を招く可能性が出てくるため困難である。今後、受講者数の増加が図れるか検討していきたい。
304	名古屋刑	H27.3.31	有給休暇を取得できる体制を構築願いたい。困難な場合には、上級官庁とも協議をし、職員の充実した勤務環境の構築にあたるよう要望する。	H27.3.31	永年勤続表彰対象者に対し、休日を含めて連続1週間から2週間の休暇を取得させたほか、他の職員に対しても、年次休暇を督促して取得させた。
305	名古屋刑	H27.3.31	職員がやりがいをもって勤務できるように、職場の環境作りにも一層留意するように要望する。	H27.3.31	職員レクリエーションの活発化や幹部職員と夜勤監督者等との意見交換会など実施しており、今後も一層留意したい。
306	名古屋刑	H27.3.31	病衣の洗濯の回数を多くすることについて検討されたい。	H27.3.31	病衣の洗濯の回数を増加させた。
307	名古屋刑	H27.3.31	陰茎検査時には、職員は手袋を交換するよう徹底されたい。	H27.3.31	原則として、陰茎検査時に受刑者の陰茎を触ることはないが、やむを得ず陰茎を触って検査する場合は、従前から新しいビニール手袋に交換して実施している。今後は、職員が触らずに検査する方法についても検討していきたい。
308	名古屋刑	H27.3.31	木製型のトイレを将来はプラスチックのものに交換していただきたい。	H27.3.31	一部居室のトイレは洋式化を進めており、引き続き、上級官庁に洋式化についての予算を要望する。
309	名古屋刑	H27.3.31	自弁購入について、受刑者の不満が出ないように、自弁購入の物品の内容全体の見直しを求めたい。	H27.3.31	自弁購入の物品については、品目ごとに用途を勘案して選定しており、内容全体を見直す予定はない。
310	名古屋刑	H27.3.31	受刑者に更生の意欲を持たせるような処遇を考えていただきたい。	H27.3.31	作業のほか、改善指導、教科指導等の矯正処遇の充実を図ることを通して、更生の意欲を持たせる処遇を実施していきたい。
311	名古屋刑	H27.3.31	今後も視察委員会の質問、意見については、真摯に対応し、受刑者の指摘の事実が正当であれば、速やかに対応するという姿勢を持っていただくことを要望する。	H27.3.31	今後も視察委員会の質問、意見については、真摯に対応し、受刑者の指摘の事実が正当であれば、速やかに対応したい。
312	三重刑	H27.3.4	図書の実態、例えば地域の公立図書館との提携強化、刑事施設相互で図書を共有する、電子図書館サービスを全国の刑事施設で導入し比較的安価に書籍の情報を更新する等、従来の枠組みにとられない抜本的な方策を検討していただきたい。	H27.3.13	当所限りで対応できないため、貴委員会から意見があったことについては、上級官庁に伝達する。また、予算上可能な限り図書の質的向上を図っている。
313	三重刑	H27.3.4	留置施設及び他の刑事施設との間の診療情報の引継ぎに積極的に取り組んでいただきたい。	H27.3.13	今後も積極的に留置施設及び他の刑事施設との間の診療情報の引継ぎに取り組む。
314	三重刑	H27.3.4	外部から講師を招き、職員を対象に、民間企業で実施されているような「クレーム対応」あるいは「接遇」などの研修を企画していただきたい。	H27.3.13	今後も、職務研究会、人権研修及び講話を継続し、職員の被収容者に対する対応や人権意識の更なる向上を図り、来年度においては、外部講師の起用を含め「クレーム対応」「接遇」等の研修を企画したい。
315	三重刑	H27.3.4	職員の年次有給休暇の取得状況について、保安職員が事務職員と同程度の有給を取得できるよう、具体的な数値目標を設定して有休取得の促進に取り組むことを検討していただきたい。	H27.3.13	年休の取得については、積極的に取得させるように努めているところ、工場の統合を行うなど、職員の必要配置箇所を削減を図り、平成26年の年休取得日数以上の日数を取得させるよう努める。
316	三重刑	H27.3.4	女性公務員の採用・登用の拡大が推し進められているが、適切な業務の分担、有休取得の促進、子育て支援、女性職員数の増員等の施策に取り組み、女性職員の働きやすい環境の整備に努めていただきたい。	H27.3.13	有休取得の促進、子育て支援等の施策に取り組み、女性職員の働きやすい環境の整備に努めると同時に、女性職員の増員については、貴委員会から意見があったことを上級官庁に伝達する。
317	三重刑	H27.3.4	より一層充実した委員会活動を行うべく、上級庁に対し、当委員会の委員定数を少なくとも1名増員するよう意見具申ししていた。	H27.3.13	貴委員会の委員定数の増員については、当所限りで対応できないため、貴委員会から意見があったことについては、上級官庁に伝達する。
318	名古屋拘	H27.3.31	職員の被収容者への対応、その他処遇上の態度について、職員の意識の向上、施設の設置目的に沿った職務遂行を目指して、職務に精励することが期待される。	H27.4.22	日頃から、職員の人権意識を向上させるため、職務研修会等を通じ、自己の被収容者に対する言動には十分留意させるとともに、監督職員が施設内の巡回を密にして、部下職員の被収容者に対する対応を確認しており、引き続き、同取組を充実させる。
319	名古屋拘	H27.3.31	夜間の医療対応が不十分である。	H27.4.22	夜間の医療対応については、必要最小限の職員で当直に当たっているところ、医療上のことで医師や看護師を確認すべきことが発生した場合は、ちゅうちよく電話で確認するとともに、場合によっては、医師や看護師の夜間登庁の要請、外部病院への緊急搬送を行うなど対応しており、引き続き、適切かつ迅速な対応に努める。
320	滋賀刑	H26.9.3	被収容者間のいじめや、食事の不正なやり取りがないよう、適切に指導されたい。	H26.10.2	日頃から被収容者に対して遵守事項を守って生活するよう指導しており、今後も継続していく。
321	滋賀刑	H26.9.3	被収容者の健康及び衛生管理上、ダニの発生など居室内の防虫対策について、適切な措置を講じられた。	H26.10.2	年1回くん煙殺虫又は噴霧消毒を実施するほか、必要に応じて殺虫又は消毒を実施しており、今後も継続していく。
322	滋賀刑	H26.9.3	日の出から起床時間までの間、布団の中で読書することについて、検討願いたい。	H26.10.2	読書は改善更生に資する面を有することから検討する。(平成27年2月3日から実施した。)
323	滋賀刑	H26.9.3	レクリエーションの際に使用するソフトボール用具が傷んだ場合、買い替えを検討願いたい。	H26.10.2	用具は定期的に点検し、必要に応じて交換している。ソフトボール用具は、9月9日にグローブ3個を交換した。
324	滋賀刑	H26.9.13	炊菜など、指定された調理方法をきちんと履践するよう、適切に指導されたい。	H26.11.20	他と異なる形態で給与される食事については、調理が確実に行われているか確認しており、今後も継続していく。
325	滋賀刑	H27.2.2	聴覚障害者のために、無災害ビデオについて、字幕付き番組であるか否かを考慮した番組編成を検討願いたい。	H27.2.12	ビデオ視聴については、字幕放送は機能的に不能であることから、放送設備の更新時に検討する。
326	滋賀刑	H27.2.2	受刑者の社会貢献活動について、実施できることはないか検討願いたい。	H27.2.12	不用書籍を用いた社会貢献活動の機会付与について検討する。(平成27年3月16日から実施した。)
327	京都刑	H27.2.16	昼夜居室処遇の者にも、催し物の告知をしてはどうか。	H27.3.19	行事に関しては、工場就業者を対象としていることから、それらの者に対し、口頭で告知しているところ、今後は、昼夜居室処遇者に対しても、個々のケースで判断して、必要があれば、告知を行うこととする。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
328	京都府	H27.2.16	懲罰中でも「告知放送」を聴くことができるようにすべきである。	H27.3.19	処遇変更、職業訓練の募集等については、閉居罰受罰者を含め、全受罰者を対象に放送しているところ、引き続き、閉居罰の謹慎の趣旨に反しない内容については放送する。
329	京都府	H27.2.16	願箋に刑期終了日を書くことになっているが、刑期終了日は個人情報であり、記入欄を廃止してどうか。	H27.3.19	願箋の様式を変更するなどして、記載させないこととする。
330	京都府	H27.2.16	発着信について、担当職員の手へ渡すまでに他の受罰者の目に触れることがあるとのことであるが、問題である。	H27.3.19	発受する信書の回収及び交付は、職員が実施しており、同処理の過程で他の受罰者の目に触れることはない。
331	京都府	H27.2.16	閉居罰を理由とし、訴訟準備に関する公的機関からの書類を引き渡さず、差し止める等の措置が実施された。刑事収容施設法第152条第1項第6号に違反するのではないか。	H27.3.19	閉居罰受罰中の者の信書の発受については、原則停止されているが、同号括弧書きに該当する受信書については、停止されず、閉居罰中であっても交付している。 なお、本件受信書については、同号括弧書きの該当性を認めなかったことから、閉居罰終了後に交付したものである。
332	京都府	H27.2.16	入浴日は工場内運動を実施しており、戸外の運動が保証されていない。	H27.3.19	入浴日であることを理由に戸外運動を実施していない事実はない。
333	京都府	H27.2.16	工場内運動の場合は、歩行やランニングが行えるスペースがなく、歩行やランニングができない。刑事収容施設法第57条に違反するのではないか。	H27.3.19	工場内は、機械等により、死角や負傷の原因となる箇所が多いことから、限られたスペースで安全に運動を行わせるため、ランニング等移動を伴う運動を認めていないが、現在の運用はやむを得ないものであり、法令に反するものではないと考える。
334	京都府	H27.2.16	考査工場の共同室では、月・水・金のテレビ視聴が禁止されているが、一般工場と不平等なので改善してどうか。	H27.3.19	考査工場のテレビ視聴を、一般工場の共同室収容者と同様の視聴とすることとした。
335	大阪府	H27.3.30	大阪府刑務所から大阪医療刑務所へ移送する際の原則的な基準を設定すること。	未報告	当所以外の刑事施設に収容されている治療の緊急性の高い被収容者の移送等に影響を及ぼすことになりかねず、実現困難である。
336	大阪府	H27.3.30	大阪府刑務所から大阪医療刑務所へ移送した場合は、その概要等を視察委員会に報告すること。	未報告	大阪医療刑務所及び上級官庁と協議の上、検討する。
337	大阪府	H27.3.30	大阪医療刑務所とチーム医療が組めるような体制を構築すること。	未報告	チーム医療体制は、事実上構築されていると思われるが、今後も、更なる連携体制の強化を図る。
338	大阪府	H27.3.30	被収容者の診察に際しては、一般の患者と変わることなく、根拠強く丁寧な対応をすること。	未報告	医療行為を実施するに当たっては、今後も根拠強く丁寧な対応を心掛ける。
339	大阪府	H27.3.30	被収容者の死亡事案については、死亡経緯等について、今後も詳細な報告をすること。	未報告	今後も、被収容者の死亡事案に係る視察委員会への情報提供については、十全を期すこととする。
340	大阪府	H27.3.30	被収容者の死亡に際しては、その経緯について、遺族らに十分な説明を尽くすこと。	未報告	今後も、遺族の意向や心情を十分にしんじやくした上で、懇切丁寧な対応に努める。
341	大阪府	H27.3.30	傷害事件等の事件送致案件の再発防止のため、個別事案について、第三者(弁護士、社会福祉士など)に依頼して検証すること。	未報告	当所限りの判断で行うことができないことから、意見があったことについて、上級官庁に報告することとした。
342	大阪府	H27.3.30	被収容者に対する姿勢は、秩序維持に偏することなく、グループ編成して切磋琢磨するような働き掛けを検討すること。	未報告	規律秩序を適正に維持するとともに、集団生活が困難な被収容者については、夜間単独室に収容した上で工場において作業に従事させるなどして、引き続き集団生活に順応させるような働き掛けを強化する。
343	大阪府	H27.3.30	減塩食について、適宜、通常食との併用を工夫すること。また、併用が不適切な場合は、食べやすいように味付けを工夫すること。	未報告	通常食との併用は、多数の被収容者に対し、迅速、かつ、正確に食事を配食しなければならぬ観点から実現困難である。味付けの改良については、既に取り組みしており、今後も検討を重ねる。
344	大阪府	H27.3.30	懲罰審査会において、受罰者の遵法精神の醸成を図るため、補佐人は、その心に響く工夫をすること。	未報告	事前面接を綿密に行うなど、心情を深く理解し、その者の特性に応じた働き掛けを行う。
345	大阪府	H27.3.30	懲罰を繰り返す受罰者をグループ化し、社会福祉士などのスーパーバイズを受けながら、個別に遵法精神を醸成するための工夫をすること。	未報告	現在、特に就業拒否事案を頻回する者に対しては、心理技官によるカウンセリングを実施するとともに、集団処遇の機会の付与に努めている。
346	大阪府	H27.3.30	懲罰審査会において、補佐人を刑務所外の第三者が独立した立場で受罰者の弁解を聞き取る方法に改めること。	未報告	法律上、補佐人は刑事施設の職員のうちから指名しなければならないと規定されており、刑事施設の職員以外の者を補佐人とすることは認められていない。
347	大阪府	H27.3.30	意欲ある受罰者に対しては、適当な教材を提供する。	未報告	今後もできる限り、被収容者の希望に沿えるよう整備に努める。
348	大阪府	H27.3.30	就寝時間を超えても学習時間を確保するなど配慮すること。	未報告	他の被収容者の就寝に影響を及ぼさないような学習者の居室を確保することが困難であり、また、睡眠不足による注意力欠如に起因した作業事故発生リスクが高まることを考慮すると、実現困難である。
349	大阪府	H27.3.30	刑務官の被収容者に対する日常的な言葉遣いに配慮すること。	未報告	機会あるごとに職員への研修を実施するなどし、不適切な言動をさせないように配慮する。
350	大阪府	H27.3.31	医師・看護師を含む職員の増員を法務省に強く求めること。またその一環として、医師の兼業許可の拡充を図るに努めること。施設として検討すること。	未報告	先般の有識者による「矯正医療の在り方に関する報告書」において医師の兼業についても提言され、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に關する法律」が国会に提出されているところである。医師の兼業許可については施設限りでは対応できないことから、医療従事者の執務環境改善に係る意見があったとして上級官庁に伝えたい。
351	大阪府	H27.3.31	搬送後間もない時点で死亡事例が散見されることに鑑み、より早期の当医療刑務所への搬送あるいは外部への入院が可能となるような方策を、上級官庁と協議の上、講じること。	未報告	他施設からの受入については積極的に進めており、早期に入所できるよう調整しているところではあるが、今後も引き続き、上級官庁と積極的な情報交換により、移送に係る連絡調整を速やかに行えるよう協議の上、早期受入及び必要に応じた病院移送の実施に努めたい。
352	大阪府	H27.3.31	酸素配管及びギャッジベッドの増設に努めること。	未報告	酸素配管については、既存の酸素庫の容量が限界であるため、更なる配管の増設はできない状況にある。本来であれば液体酸素による供給が必要であるが、施設の都合により設置できない状況にあり、施設の改築時に増設を検討する。ギャッジベッドについては、今後も必要に応じて上級官庁に予算要求を行うなど、増設に努めたい。
353	大阪府	H27.3.31	義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料による治療ができる体制を整えること。	未報告	現時点において希望者がいないとはいえ、引き続き、専門的な治療が実施できるよう近隣の歯科医に協力を求めたい。ただし、義歯、ブリッジ等の歯科治療は刑事収容施設法第42条第1項の規定により弁済させる取扱いであると思料されることから、必要となる経費を自己負担させること、医師の都合と当所の職員配置等で治療期間が長期に及ぶことも懸念され病状によっては治療が困難となる場合がある。
354	大阪府	H27.3.31	患者が有意義な日々を送れるよう工夫すること。	未報告	休養患者は病状の回復に専念することが重要であるが、病状に差し支えない範囲で、観桜会等の行事に参加させているほか、心情安定及び病状の回復の一助とすることを目的として、毎月2回ビデオ観賞を実施している。加えて、自己改善指導用ワークブックを配布し、自主的に取り組む改善指導の充実に努めている。
355	大阪府	H27.3.31	処遇上支障のない限り、患者の居室にもテレビを設置すること。また、時計の設置ないし時間を知らせる工夫をすること。	未報告	当所における受電容量の関係から、全ての居室にテレビを設置することは困難であるが、終末期医療を受けている患者の居室にはテレビを設置している。また、他の休養患者については病状に応じて録画したテレビ番組を居室外の指定した場所において視聴する機会を別途与えている。一方、起居動作の時間帯については、受罰者生活心得で周知させており、放送等により時間を把握させている。また、一部の居室棟単独室前に、壁掛時計を設置している。
356	大阪府	H27.3.31	書籍等の購入基準の明確化を図り丁寧な説明を行うこと、また、防寒下着の自弁購入を認めるようにすること。	未報告	過去閲覧が禁止された図書については、入所時に告知しており、購入の段階においても指導を実施している。防寒下着の購入については、指定された売店において取り扱っている品物について購入を認めている。
357	大阪府	H27.3.31	空調の整備に努めること。特に夏季の扇風機については、医療上支障のない限り、予算の許す範囲で病室にも設置すること。他方、冬季の暖房については、病室ごとに設置することが困難ならば、廊下に置くストーブ(温風ヒーター)の数を大幅に増やすようにすること。	未報告	保護室前にエアコンを設置し、保護室収容時に稼働させることで熱中症等の予防に努めるようにしており、平成27年度も病室10室に空調設備を整備する予定である。医療機器の更新及び増設により、施設全体の電圧容量を圧迫していることから、各居室に整備することは困難ではあるが、夏季の扇風機や冬季の暖房についても、今後も引き続き、処遇上、医療上、また予算上の観点から必要に応じて検討していきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
358	大阪医刑	H27.3.31	何らかの蚊・ダニ対策を講じること。	未報告	居室、廊下等の網戸の整備と管理に努めていきたい。また、建物等老朽化等も原因の一因となっていることから、上級官庁に対して早期の建て替えを引き続き要望していきたい。
359	大阪医刑	H27.3.31	医療刑務所の被収容者(休養患者)に対して仮釈放が殆ど認められていないという現状の改善に向けた方策を、上級官庁とも協議の上、講じること。	未報告	多くの休養患者は、病状が回復し移送元施設へ戻ってからの仮釈放手続となっている中で、当所においても医療機関への引受人員の調整を図ったことにより仮釈放が認められたケースもあることから、引き続き取り組んでいきたい。ただし、休養患者の仮釈放については、出所後の受入病院の理解や協力等種々の調整が必要であることから、一人でも多くの仮釈放が可能となり得るよう、協力がいただける病院の拡大に努めたい。
360	大阪医刑	H27.3.31	懲罰として閉居罰を科す場合にその執行猶予の可能性を検討すること。	未報告	懲罰の延期、又はその全部若しくは一部の執行の免除については、刑事収容施設法第156条第1項に規定されており、今後とも適正な運用に努めたい。
361	大阪医刑	H27.3.31	懲罰手続を丁寧に進めるよう心掛けること。	未報告	懲罰手続については、法令に基づき、受刑者にとってはその者の改善更生に及ぼす影響等を考慮しているところであり、今後とも適正な運用に努めたい。
362	大阪医刑	H27.3.31	職員は刑事施設の役割を十分理解し、被収容者に対して乱暴な言葉遣いや対応をしないよう心掛けること。	未報告	今後も引き続き、被収容者への言葉遣い、接する態度等について研修等を実施し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施するよう継続して指導する。
363	大阪医刑	H27.3.31	職員の過酷な労働条件が改善されるよう法務省に強く求めること。	未報告	施設職員の定員は定められているものの、適正な執務環境の整備に向けて職員の増員を上級官庁に働き掛けたい。
364	大阪医刑	H27.3.31	施設内での各種ハラスメントに対応できる必要な制度設計を行うとともに、刑務官のみならず職員全体に対しても研修等を積極的に実施し、発生の抑制に努めること。	未報告	平成26年度は管区監査官によるセクハラ防止に係る研修を実施したところであり、平成27年度も同様に依頼する予定である。今後も引き続き、執務環境の向上に努め、各種相談窓口の周知を図るとともに、職員研修等を通して各種ハラスメントの防止に努めていきたい。
365	大阪医刑	H27.3.31	女子トイレの増設、女子入浴施設等の設置、分煙の徹底を実現すること。	未報告	女子職員の執務環境等の改善に当たっては施設改築等が必要となることから、施設改築を含めて上級官庁に対して予算要求を実施しており実施可能な範囲で取り組んでいきたい。施設内の分煙化については、喫煙室の整備に取り組み、分煙の徹底を図りたい。
366	大阪医刑	H27.3.31	受刑者の処遇や職員の勤務体制の変更など、施設運用上の変更がある場合には、引き続き、速やかに本委員会に説明すること。また、処遇上のさまざまな取組や工夫についても、適宜本委員会に説明すること。	未報告	被収容者処遇に係る各種行事の開催、処遇内容の変更、施設運営上の変更等について、適宜説明するよう引き続き取り組みたい。
367	大阪医刑	H27.3.31	意見・提案書の用紙及び封筒を個々の被収容者に複数部渡しておくこと。またそれが施設管理上困難であれば、所定の用紙以外でも意見・提案書の投函は可能であることを被収容者に対し周知すること。	未報告	当該用紙や封筒を利用した反則行為(密書の隠匿等)を誘発し、管理運営上支障を生じるおそれがあることから現状の取扱いの変更は困難である。また、意見・提案書の書式については、所定の用紙を使用しない場合であっても受理できることを被収容者開始時の指導等の機会において周知している。
368	大阪医刑	H27.3.31	提案箱に備え付ける意見・提案書を、本委員会に改訂したものにする。	未報告	意見・提案書は「刑事施設視察委員会に対する協力について(通達)」の別紙様式に定められており、施設独自に様式の変更はできないものの、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。
369	大阪医刑	H27.3.31	職員や医師・看護師による視察委員会への誤解や偏見が生じぬよう、施設として尽力すること。	未報告	職員に対しては、研修の場を活用するなどして、視察委員会の業務や役割について説明しており、引き続き周知に努めたい。
370	大阪医刑	H27.3.31	施設側として、現時点で、取り組むべき重要課題ないし改善すべき重要課題と位置付けている事項は何か(課題)、それらの課題にどのように対処しているのか(対応策)、それらの課題につき各年度末までにどこまで解決するつもりなのか(年度末までの達成目標)について、本委員会に文書で提示すること。	未報告	施設の運営方針について適宜報告するなどして対応していきたい。
371	神戸刑	H27.3.31	処遇の実情について、積極的に情報公開をされたい。	H27.4.23	今後も可能な限り積極的に矯正広報を行う等し、透明性の確保に努めていく。
372	神戸刑	H27.3.31	当委員会の職員増員意見について、様々な場面で公表されたい。	H27.4.23	機会あるごとに公表に努めていく。
373	神戸刑	H27.3.31	外部交通について、より制限的でない運用になるよう改善を求める。	H27.4.23	受刑者の面会、信書の発受の制限の可否については、個別具体的な判断となるが、引き続き、法令等に基づき、適正に判断する。
374	神戸刑	H27.3.31	職員に対する人権教育を充実させ、より一層の努力・工夫を求める。	H27.4.23	人権教育については、職員研修等の機会等を通じて注意喚起しているところであるが、引き続き職員研修等を実施し、実効あるものにするよう努めていく。
375	神戸刑	H27.3.31	矯正医療に理解のある医師等の登用のための取組をされたい。	H27.4.23	医師の採用に当たっては、矯正局が主導となり矯正全体で取り組んでいるところであり、当所としては、地域の医療機関に働き掛けるなど、今後とも、積極的に取り組んでいく。
376	神戸刑	H27.3.31	医療スタッフの意見を尊重し、より良い矯正医療が行われるよう工夫されたい。	H27.4.23	医師部の意見を発信する場を定期的に設け、医療スタッフの意見を尊重して施設運営を行っている。
377	神戸刑	H27.3.31	懲罰委員会を開催するに当たり、補佐人が被収容者から話を聞く際、十分な弁明の機会を与えるようにしていただきたい。	H27.4.23	科罰に際しては、その調査等を適正に行っており、事実関係に争いがあるか否かに関係なく、全被収容者の弁解を必ず録取し、それ以外にも自ら弁解書を提出させたり、懲罰審査会席上で弁解を行える機会を設けている。 今後も引き続き補佐人が被収容者から十分弁解の趣旨を聴取するとともに、積極的に懲罰審査会への参加を促すなどして、その働き掛けを強化していきたい。
378	神戸刑	H27.3.31	食事時間の確保、食事の配膳方法について、更に工夫していただきたい。	H27.4.23	平成26年、一部の寮舎で量秤を導入し、試行的に均等な配膳方法を試みたものの、一方で配膳に時間が掛かるなどのデメリットも発生し、苦慮しているところではあるが、さらに、配膳方法の効率化等により、食事時間の確保に努めていきたい。
379	神戸刑	H27.3.31	食事の内容について、被収容者の意見も参考にして工夫されたい。	H27.4.23	毎月、被収容者の代表者を集め、給食準備会を開催して食事に関する意見を徴し、給食管理委員会の際に参考としている。 なお、平成27年度は、全被収容者から食事内容等について、アンケート調査を実施する予定である。
380	神戸刑	H27.3.31	配膳時における私語は、配膳に弊害がない程度のものであれば認めてよいのではないかと。	H27.4.23	刑務作業は、刑事罰としての強制作業の面を有するため、刑事施設の被収容者に対する安全衛生管理についての責任は重く、あらゆる作業について事故の危険性があり、気の緩みの元となる私語は、禁止せざるを得ない。また、私語が原因で、不正配食その他の反則行為に発展するおそれがあることから、私語は禁止せざるを得ない。
381	神戸刑	H27.3.31	提案箱に投函しやすくする方法も検討されたい。	H27.4.23	意見書等を投函する「提案箱」について、現行で所内13箇所に設置しているほか、移動式提案箱を処遇部門に整備し、その投函方法についても、入所時の教育及び居室備付けの所内生活心得にも記載し、周知に十全を期しているが、引き続きより良い方策を検討していきたい。
382	神戸刑	H27.3.31	精神的疾患を有する被収容者に対する対応の仕方について、研修等の学習を充実させることを要望する。	H27.4.23	精神的疾患を有する被収容者の処遇については、職員研修等を通じ、周知徹底を図っているところであり、今後とも継続・強化していきたい。
383	神戸刑	H27.3.31	職員のメンタルヘルスについては格別の配慮をされたい。	H27.4.23	明るい職場作りプロジェクトを立ち上げ、風通しのよい明るく勤務しやすい職場になるよう取り組んでいる。また、現状、職員が意見を投書できるように、庁舎1階廊下に、投函箱を設けており、投函された意見等を踏まえ、施設運営の改善に資することとしている。
384	神戸刑	H27.3.31	単独室の2名収容について、問題が解消されたことは評価したい。	H27.4.23	今後も、継続して適正収容に努める。
385	神戸刑	H27.3.31	昼夜間単独室で処遇されている者が工場で作業できるよう様々な工夫をされたい。	H27.4.23	今後も、昼夜間単独室に収容中の者に対して、工場で作業ができるように様々な働き掛けを継続して行っていく。
386	神戸刑	H27.3.31	保護室、静穏室使用の減少について、現在の取組を評価したい。今後も、更に工夫されたい。	H27.4.23	今後も、継続して取り組んでいく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
387	神戸刑	H27.3.31	高齢者問題に対する研修、資格の取得、専門家の採用等について検討されたい。	H27.4.23	平成27年度新たに福祉専門官(常勤)が配置されることとなった。今後も職員のスキルアップを図るなど、必要な対策を講じるように努めていく。
388	神戸刑	H27.3.31	室温管理に配慮された。特に夏場は風通を良くするための方策を検討されたい。	H27.4.23	夏季は、居室棟の全ての通路の出入口等に扇風機を使用して空調に配慮しているほか、共同室には、扇風機を設置している。
389	加古川刑	H27.3.31	これまでのように、視察委員会に対して広く情報公開を行い、特に、発生した事件については、速やかに報告をお願いする。	未報告	委員会に対する情報提供については、引き続き、積極的に実施していきたい。
390	加古川刑	H27.3.31	弁護士会の人権調査に対し、できる限りの協力をお願いする。	未報告	弁護士会による人権調査については、引き続き、誠実に協力したい。
391	加古川刑	H27.3.31	ナイロントオルの使用が優遇区分第2類以上の者に対し自弁購入が認められたが、範囲が狭すぎるので、優遇策と切り離し個別に審査を行い、少なくとも被收容者の過半数が使用できる状況になるよう検討願いたい。	未報告	ナイロントオルの使用許可範囲の拡大については、保安上の問題等を考慮しつつ検討したい。
392	加古川刑	H27.3.31	被收容者からの受診申出に速やかに対応して体調把握に努め、内部の医療体制で対処しきれないときは、外部医療機関への搬送を遅滞なく行うようお願いする。	未報告	外部医療機関への受診を含め、被收容者に対する医療は、引き続き、適切に実施していくよう努める。
393	加古川刑	H27.3.31	被收容者に対する言動について、職員に対し人権教育や指導スキルのアップのための研修を充実させるほか、不用意な言動を慎むようにされた。	未報告	職員の言葉遣い等については、引き続き、職員研修等を通じて指導していきたい。
394	加古川刑	H27.3.31	面会・信書の発受の許可審査は、法律の趣旨をよく理解して不当な制限にならないよう留意すること。また、不許可にする場合は不許可理由を十分に説明するようにされた。	未報告	受刑者の外部交通における許可判断は、法令の規定に従い適正に判断し不許可理由も説明しているところ、今後とも十分な説明に努めていきたい。
395	加古川刑	H27.3.31	女子受刑者に対する職業訓練の種類を増やしていただきたい。	未報告	平成26年度、医療事務の職業訓練を開始したところであり、予算面など当所限りで対応できない事項であるが、引き続き訓練種目の増加を検討したい。
396	加古川刑	H27.3.31	居室における消耗品の交換について、定期的に一斉点検を実施し取り替えることを検討願いたい。	未報告	一斉に交換することは予算上困難である物品もあるが、消耗品については、品目ごとに使用期間を設け交換の申出があった物品について、検査の上、月1回交換している。備品については、破損等があった場合、交換している。
397	加古川刑	H27.3.31	自弁購入物品の品目及び価格について、需要の実態に合致した供給となるよう、上級庁に改善要望を伝えていただきたい。	未報告	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
398	加古川刑	H27.3.31	配食の不公平について苦情があったので対処をお願いする。	未報告	配食時に職員が立会しているところ、不公平が生じないように引き続き適正な成議に努める。
399	加古川刑	H27.3.31	職員の勤務環境やメンタルヘル스에配慮し、特に女性刑務官の充足率が低いため、一部の職員に過重な負担がかかり職務に支障を来さないよう、欠員は速やかに補充し、必要であれば職員の増員を実現されたい。	未報告	職員の勤務環境等の改善と離職率の低下に努めていきたい。また、職員の増員については、引き続き要求していきたい。
400	播磨セ	H27.3.3	被收容者の心情把握に一層努めた上で、自殺防止はもちろん、適切な処遇を実施するよう努められたい。	H27.3.26	被收容者に対し各種改善指導等を通じて改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として、再犯防止に向けた矯正処遇の充実強化を図り、適切な処遇を実施していくこととする。
401	播磨セ	H27.3.3	実施している職業訓練等について、適宜見直しを行ったり、また、実施の意義について説明する等により、被收容者がより積極的に取り組むようにされた。	H27.3.26	職業訓練について、被收容者が受講の意義を理解し、受講意欲を喚起できるように新入教育時における働き掛けを強化していく。
402	和歌山刑	H27.3.23	過剰収容状態の解消に向けた方策を講じられたい。	未報告	過剰収容状態の解消については、当所限りでできるものではないため、引き続き上級官庁に報告し、解消できるよう努める。
403	和歌山刑	H27.3.23	職員定員の増員と新規職員に対する定着率を高める方策を講じられたい。	未報告	引き続き必要な増員について要望していく。また、定着率を高めるための職場環境の改善に努める。
404	和歌山刑	H27.3.23	食事について、更なる改善工夫の措置を講じられたい。	未報告	定期的なアンケート及び意向調査を引き続き実施し、被收容者の要望等を生かし、更に新メニューを給与するなど充実した献立策定に取り組む。
405	和歌山刑	H27.3.23	集会における菓子喫食について、菓子の種類・量について改善された。	未報告	購入できる菓子の種類や数量については、複数選択できるよう改めて実施してきたが、今後も引き続き意向を調査した上で充実に努める。
406	和歌山刑	H27.3.23	集会における菓子喫食時間について、10分程度延長された。	未報告	作業時間帯に実施していることや時間を余らせている者もいることから、現行のままとし、準備や片付けの時間を含まないで、喫食の時間を確保する。
407	和歌山刑	H27.3.23	祝日菓子の種類・数量及び予算面の見直しを検討された。	未報告	予算面の見直しについては、当所限りでできるものではないため、上級官庁に報告し、種類等については、し好調査や給食部会での被收容者の意見を反映しつつ選定するよう努める。
408	和歌山刑	H27.3.23	自弁物品の価格が高いという意見が多いので、改善がなされるよう事業者に伝えるなどして措置を講じられたい。	未報告	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
409	和歌山刑	H27.3.23	自弁対象物品の拡大を検討されたい。	未報告	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
410	和歌山刑	H27.3.23	入浴回数を増やし、入浴時間を延ばせるよう予算措置を検討されたい。	未報告	当所限りでできるものではないため、上級官庁に報告する。
411	和歌山刑	H27.3.23	薬の処方に関する説明を実施し、無用の誤解や不満が生じないように努められたい。	未報告	診察の際に薬剤を投与することについて説明しているが、引き続き適切な説明に努めていく。
412	姫路少刑	H27.2.26	当委員会で視察した限りでは、特段、緊急に改善を要すると思われる点は認められなかった。	未報告	引き続き、適切な施設運営に努めてまいりたい。
413	奈良少刑	H27.3.30	けんかやけがなどの理由からソフトボール大会を中止するなど、消極的な側面を重視しすぎず、積極的に運動の種類を増やすよう求める。	H27.4.7	平成25年度にソフトボールをさせていた際、被收容者がバットで打ったボールが外塲を越え、隣接する民家の自家用車に当たり被害を与えた事案があり、検証の結果、当所のグラウンドでソフトボールを実施した場合、同様の事案が発生し、場合によっては通行中の一般市民にも被害を与える危険性が高いと判断し、ソフトボールを禁止した経緯がある。今後もソフトボールは実施しないが、現在、変則ではあるが、軟式テニスボールと学校用ウレタン製バットを使用したゲームを実施している。また、昼夜単独室収容中の被收容者には、試行的にけん玉を導入するなど、積極的に運動種類を検討している。
414	奈良少刑	H27.3.30	治療が不十分であり、薬を出してもらえないなどの申出があり、丁寧な診察を要望する。	H27.4.7	日々、適正かつ誠実に被收容者の診察を行っており、その過程において十分に説明し、薬剤も適切に処方している。
415	奈良少刑	H27.3.30	患者に対する医師の態度・倫理が劣悪であるなどの申出があり、具体的な対策を求める。	H27.4.7	適時適正な医療措置を施しており、引き続き、医療対応の質を更に向上するため、職員研修や職務研究会の充実に努める。
416	奈良少刑	H27.3.30	優遇集会でのお菓子が500円では少なく、1000円まで購入させてほしい。	H27.4.7	優遇区分第1類から第3類の者は500円の範囲で品名及び数量を定める。また、優遇区分第1類の者には、月1回1000円を超えない範囲で指定業者の弁当を購入させるなど、受刑者の優遇区分に関する訓令等の規定に基づき、適正に運用している。
417	奈良少刑	H27.3.30	食事の量が少ない。	H27.4.7	被收容者に給与する食事は、矯正施設食糧給与規程等の規定に基づき給与している。また、管理栄養士が作成した献立を、毎月1回開催する給食委員会において検討し、さらに、年2回実施するし好調査の結果を分析して献立に反映させるなど、従前にも増して、適正かつ柔軟に給与している。
418	奈良少刑	H27.3.30	雑誌の他者への交付を認めてもらいたい。	H27.4.7	閲覧後の雑誌は被收容者の個別の同意を得て原則として廃棄することとしているが、他者への交付については、個別の事案に応じて法令に基づき判断しており、今後も引き続き、適切に判断していく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
419	奈良少刑	H27.3.30	職員の暴言や横暴に関する申出が後を絶たない。職員の矯正が必要であり、具体的な対策を求める。	H27.4.7	具体的事実が特定できないため、調査することができなかった。当所では、24時間におわり、監督者が巡回して職員の勤務状況を確認するとともに、過去において一部職員による不適正処遇や非遵行があったことを教訓として、様々な視点からの職員研修、個別指導及び職務研究会等を実施し、意識改革と組織改革に取り組んでいる。
420	大阪拘	H27.3.30	精神疾患患者について、外で受けていたのと同等の薬物投与を受けられるように改善ないし適切な対応が求められる。	H27.4.21	精神疾患患者の中には、薬物に対する依存傾向が多く、これら依存症改善を目的とし、薬の配布を意図的に変更しているケースもあり、現状で適切な診察及び薬の配布の管理が行われている。
421	大阪拘	H27.3.30	職員の言葉遣いや態度への不満が多いため、職員に対する日常的な教育と適切な配置換え等のきめ細かい工夫が求められる。	H27.4.21	職員に対しては、常日頃から、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させているところ、今後も重ねて研修等を行い、これらの向上に努めたい。
422	大阪拘	H27.3.30	新館の空調設備の一部に空気循環の偏りがあり、新しい不満があるようなので、全般的な調査・点検が求められる。	H27.4.21	新館の空調維持管理については、庁舎維持管理委託業者により、給気、還気の状態をモニターで監視して、適切に温度管理を行っており、定期的に空調機本体の点検、機器のフィルター交換も実施している。
423	大阪拘	H27.3.30	未決収容者への郵便物の受取を会社名や屋号だけの記載であっても受け取れるよう検討された。	H27.4.21	会社名や屋号での申告を認めること確認業務がより複雑困難化し、施設の管理運営に著しい支障を来すと言わざるを得ないため、現状の取扱いを変更することは困難である。
424	大阪拘	H27.3.30	発信制限が恣意的に運用されているように見えて不適切であるため、発信制限の原則を平明に解説して、被収容者へ周知する必要がある。	H27.4.21	発信に係る手続及び制限については、生活の心得等により被収容者に周知し、恣意的な運用は行っていないが、信書の発受方法については引き続き職員の指導を通して被収容者への周知に努めたい。
425	大阪拘	H27.3.30	死刑確定者の信書の発受の運用について裁判所がその違法性を認め、控訴審においても維持されているのであるから、その違法の内容・程度について再検討し、運用を見直すのが相当。	H27.4.21	死刑確定者の外部交通に限らず、違法又は不当と判断された場合は、内容を精査の上、直ちに是正措置又は改善措置を講じており、今後も同様に対応する。
426	神戸拘	H27.3.12	これまでどおり、視察委員会に対し、広く情報公開を行ってほしい。特に、施設で発生した事件については、速やかに報告されたい。	H27.3.18	従来どおり、広く、速やかに視察委員会に対する情報提供を実施する。
427	神戸拘	H27.3.12	地域住民、法務局、弁護士会人権擁護委員会等の意見交換会や、中学生や高校生の施設見学等、広報活動を積極的にされた。	H27.3.18	施設見学を募集する範囲を広げ、その機会を増やすなど、より積極的な広報活動に努める。
428	神戸拘	H27.3.12	提案箱の近くに意見・提案書と筆記用具を備え付けてもらいたい。	H27.3.18	提案箱近くに、意見・提案書と筆記用具を備え付けても、その場で記載することはできず、また、被収容者が、他の目的で意見・提案書や筆記用具を使用することも考えられるため、現状どおりとする。
429	神戸拘	H27.3.12	被収容者から、文書による診療情報の提供の希望があった場合、できるだけ、文書で情報提供するように配慮願いたい。	H27.3.18	「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令」に基づき、適切に実施する。
430	神戸拘	H27.3.12	平成25年度に実施できなかった浴室改修工事について、本年度も予算措置がなされず、実施しないこととなったが、同工事の実現に向け上級官庁に要望された。	H27.3.18	引き続き、浴室改修工事の予算措置を要求していく。
431	神戸拘	H26.9.2	被収容者が購入できる品目を見直し、羽根付きナプキン、テチャップ、大型の石けん箱(大型)及び4色ボールペン等、被収容者の希望をしんしゃくして取扱品目を見直すなど検討された。	H26.10.30	羽根付きナプキンは、平成26年11月5日から被収容者が購入できるよう変更されている。それ以外の点については、自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限定での対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
432	神戸拘	H27.3.12	被収容者から運動時間、入浴時間の延長の意見が多く寄せられており、職員の負担にも関わるため直ちに実施は困難であると思われるが、被収容者の健康に関わることであり、検討されたい。	H27.3.18	刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第24条及び第25条に基づき実施しており、現状どおりとする。
433	神戸拘	H27.3.12	被収容者が提出した準抗告取下げ書の裁判所への送達が遅延したこと、加害者処遇状況等通知に関する連絡書を誤交付したことなど、文書の取扱いに関し、重大な過誤が発生したが、管理体制を見直し、再発防止に万全を期されたい。	H27.3.18	過誤の原因を追究し、関係指示の発出及び研修を実施するなどして、再発防止に万全を期す。
434	神戸拘	H27.3.12	職員の勤務環境改善やメンタルヘル스에配慮された。	H27.3.18	施設運営方針として勤務環境の改善に取り組み、また、直属の上司が部下職員の相談・助言を行う制度により、メンタルヘルスにも配慮している。
435	鳥取刑	H27.3.25	看護師及び准看護師に過大な負担が掛かっているのであれば、看護師及び准看護師の増員を検討された。	H27.3.31	看護師及び准看護師の増員については、上級官庁に報告したい。
436	鳥取刑	H27.3.25	被収容者の健康管理の観点からも、仮就寝時間の拡張について検討された。	H27.3.31	時季に応じた変更等実施しているが、引き続き、適時適切な就寝時間の変更等に努めたい。
437	鳥取刑	H27.3.25	被収容者の健康管理のためのデータとして、一年を通じて居室内の室温のデータ収集をされることも併せて検討された。	H27.3.31	気温の測定については、1日4回測定し、処遇変更等の参考にしていることから、これを継続したい。
438	鳥取刑	H27.3.25	被収容者から、職員の対応が威圧的であるとの意見が複数あった。職員教育には力を入れているが、尚一層、職員に対する教育に努められた。	H27.3.31	外部講師を招へいし研修するなど、人権意識の高揚を図っているところ、引き続き研修等を充実させ指導を図りたい。
439	鳥取刑	H27.3.25	被収容者からの職員に対する苦情をデータ化すれば、特定の職員に対して苦情が多く寄せられている等が明確になるのではないかと。	H27.3.31	被収容者からの職員に対する苦情のデータ化については、今後の対応の参考としたい。
440	鳥取刑	H27.3.25	他の刑務所で自弁できたが鳥取刑務所では自弁品としての購入ができない品目について、自弁購入の申入れがあった場合には、自弁品として取り扱うことについて検討し、特段の問題がないのであれば、自弁可能とすることができないか検討された。	H27.3.31	その必要性等個々に判断し決定しているが、更に検討していきたい。
441	松江刑	H27.1.21	ビデオ放送について、被収容者の楽しみであるので、その内容について、検討された。	H27.2.27	これまでも定期的に被収容者に対してアンケートを実施し、趣向を反映するようにしてきたが、今後も放送内容の充実化を図りたい。
442	松江刑	H27.1.21	広報活動について、地元住民に対しても活発に実施された。	H27.2.27	奉迎については、積極的に受け入れており、平成26年度においては、矯正展の際に施設見学を実施したが、今後も地元住民との交流が活発に行えるよう、検討していきたい。
443	鳥根セ	H27.3.24	職員が受刑者に対し、侮辱的言動、威嚇的言動をしたり、不正行為を見逃したり、或いは、受刑者同士においてのいじめ、トラブル等がある旨の訴えなどがあるが、施設内の監視カメラの録画した画像の保存期間を更に延長できるようにしていただきたい。	未報告(平成27年度視察委員会にて報告予定)	収容監視に係る機器の維持・管理は民間業者に委託しており、画像の保存期間の延長は機器の更新等を必要とし困難であると思われるが、意見は伝えることとしたい。
444	鳥根セ	H27.3.24	職員が受刑者に対し、遵守事項違反行為の調査、軽微な違反行為の事実確認や生活指導の際、職員の言動に関する訴えが見られるため、その状況を録画、録音する設備及び態勢を整えていただきたい。	未報告(平成27年度視察委員会にて報告予定)	職員が公権力の行使として被収容者に実力行使した場合、その状況を録画、録音することとされているものの、日常的に発生する遵守事項違反行為の調査及び生活指導の機会の場合については、全て録画、録音する態勢を整えることは現時点としては難しいものと思われる。一方で、職員の言動に関する訴えが見られるとのことなので、今後も機会あることに職員に対し、研修や指導等を継続していきたい。
445	鳥根セ	H27.3.24	職員が受刑者に対し、遵守事項違反行為の調査を行う際、その状況を録画、録音した画像は、被収容者に実力行使した場合等の記録に準じた保管をしていただきたい。	未報告(平成27年度視察委員会にて報告予定)	日常的に発生する遵守事項違反行為の調査及び生活指導の機会の場合全てを録画、録音する態勢を整えることは、現時点としては難しいものと思われるが、適正な調査の実施に一層努めてまいりたい。
446	鳥根セ	H27.3.24	食事や菓子、自弁物品の購入品及び職業訓練等の民間に委託された事業に関する要望や苦情があり、これに対し、国の職員から民間の職員に対し事実確認等いただいているが、施設運営に対する理解等を深めるため、視察委員会が民間職員の担当者に対し、質問等することを希望した場合、視察委員会の会議に出席する機会を設けていただきたい。	未報告(平成27年度視察委員会にて報告予定)	視察委員会の会議への出席は、センター長のほか、原則として国の職員により対応しているが、今後、可能な範囲で質問等の内容によっては、民間の職員の出席を検討することとしたい。
447	岡山刑	H27.2.27	居室の部屋替えの際は、備品類、居室の清掃、点検について、被収容者及び担当職員に対する指導を徹底された。	H27.3.23	被収容者に対して、今後より一層、自己が使用していた備品類や室内を清掃することは一般社会においても通用する礼儀であるとの観点からも繰り返し指導する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
448	岡山刑	H27.2.27	未決女子の調髪がなされていないので、改善策を検討された。	H27.3.23	女子の被収容者から願出があった場合には、外部の理容業者による調髪ができるように改善する方向で検討している。
449	岡山刑	H27.2.27	なかなか医師に診てもらえないとの意見もあり、不測の事態が生じないように適切な対応を願いたい。	H27.3.23	被収容者の診察の判断は、職員に申出があれば、診察の緊急性を判断した上で、当所の医師に書面や口頭等で報告し、報告を受けた医師がその診察の要否を判断している。 本意見があったことを関係職員に周知して、医師への報告をより慎重に行うことや、平素の動静観察において疾病の早期発見を心掛けるなどして、不測の事態が生じないように、今後も適切な対応を行うこととする。
450	岡山刑	H27.2.27	職員の言動等に不平、不満を訴える意見が相当数あるので、今後とも職員に対する研修を充実させたい。	H27.3.23	常に刑務官としてふさわしい言動をするように、職員に対して繰り返し指導を行っている。今後も継続した指導をしていく。
451	岡山刑	H27.2.27	男子被告人の自殺事故が発生したが、再発防止に万全を期せられたい。	H27.3.23	刑事施設の行政目的の第一義は、収容の確保であり、本件を反省し、各種再発防止対策を講じたところであり、今後も、同種事案の再発防止に努める。
452	岡山刑	H27.2.27	女子被告人の器物損壊事案が発生したが、問題点を検証し、未然防止に万全を期せられたい。	H27.3.23	刑事施設内で犯罪行為が発生したことは、それがいわゆる不測の事態や当該被告人個人の固有の問題であったとしても重く受け止め対策を講じており、今後も再発防止に努める。
453	岡山刑	H27.2.27	女子の新被収容者に対する身体検査の際、女子職員が担当しても、カーテン越しの隣室で男子職員が執務をしていると恥ずかしい思いをすること、女子職員のみで行うよう運用を改善されたが、今後もその運用を継続されたい。	H27.3.23	直ちに、所内で調整の上、女子の身体検査中及び領置手続中には男子職員は退室し、女子職員のみで勤務することに改善した。今後も同様の運用を継続していく。
454	岡山刑	H27.2.27	今後とも被害者を意識した改善指導に積極的に取り組んでもらいたい。	H27.3.23	今後も、特別改善指導としての「被害者の視点を取り入れた教育」の受講回数やカリキュラムの見直し等を図ることはもとより、被害者の視点を意識したより効果的な改善指導の実施に積極的に取り組んでいく。
455	岡山刑	H27.2.27	今後とも官本の量及び質を高めるようにしてもらいたい。	H27.3.23	平成26年度、予算による購入のほか、公営図書館からの寄贈を受けるなどして官本の充実を図ったところであり、それらは、特に、薬物の害や、就労や資格取得に関する本を意識してそろえたほか、従前、特別改善指導の「被害者の視点を取り入れた教育」で使用していた教本を一般官本として備える等の工夫をしている。また、「出所後に役立つ本」のこれまで以上の充実を図っていく。
456	岡山刑	H27.2.27	今後とも矯正教育の成果を公平かつ客観的に評価し、具体的な処遇に反映されるように努められたい。	H27.3.23	今回の意見を改善指導や教科指導などの教育活動全体への意欲の喚起を図るために有益なものとしてとらえ、受持ち受刑者に対する声掛けを行うタイミングや方法を話し合うなどしていく。
457	岡山刑	H27.2.27	作業中に、受刑者が火傷する事故が発生した。今後とも作業の指導を徹底し、事故の未然防止に万全を期せられたい。	H27.3.23	刑務作業中に火傷事案が発生したことは事実であり、同様の事案を生じさせないように各種対策を講じたところである。今後も再発防止に万全を期していく。
458	岡山刑	H27.2.27	矯正管区長や弁護士宛てに出す手紙は「特別発信」として度数外であったが、最近度数内となっている。特別発信については、一律に取り扱うことは困難と思われるが、内容によっては、柔軟に取り扱われたい。	H27.3.23	通数外発信の許否について、最近取扱いを変更した事実はなく、信書の内容等により、個別に判断している。 なお、不服申立て制度に基づく矯正管区長宛ての発信については、法令の規定に従い、通数外として発信している。 現場職員を通じて、発信通数に係る制限の趣旨について、被収容者に周知を図っていく。
459	岡山刑	H27.2.27	受刑者に貸与される下着類については、適切に交換を図られているものと承知しているが、適宜、使用状況等に配慮し、早期の交換がなされるよう努められたい。	H27.3.23	受刑者に貸与される下着については、予算上の制約もあるが、より適切に早期の交換がなされるように努める。
460	岡山刑	H27.2.27	来年度は半袖シャツが廃止となると聞いている。夏場にランニングシャツだけでは冷える。被収容者には相当高齢の者も多く、年齢等を考慮した個別的取扱いについて検討を願いたい。	H27.3.23	現在取り扱っている半袖シャツは取扱いが中止となるが、平成27年4月1日から、別の種類の半袖シャツを販売するため、例年と変わらず、夏場は、半袖シャツとランニングシャツを併用(任意)させる運用となる。
461	岡山刑	H27.2.27	自弁購入物品の値段が高いという意見が相当多数に及んでいるので、改善の余地がないか検討願いたい。	H27.3.23	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
462	岡山刑	H27.2.27	被害者の遺族宛て、毎年、謝罪とお悔やみの手紙と共に作業報奨金から送金しているが、手続に時間がかかりすぎることがあり、命日に間に合わない。被収容者には、余裕をもって申出させ、手続に遅延が生じないように善処されたい。	H27.3.23	本件同様の願出があれば、おおむね1・2日で処理しているところであるが、被害者遺族宛ての発信は、先方が複雑な感情を抱いていることも予想されるため、信書の内容や、先方からの求償状況等についての調査に時間を要する場合もあることから、日にちに余裕を持って願出するように指導をしていく。
463	岡山刑	H27.2.27	担当職員の言動や不公平な措置を訴えるものが多いので、研修及び訓練が形骸化することのないように特段の注意を払われたい。	H27.3.23	平成26年度も、人権に関しては、施設長による研修や、各課部門・担当部署単位の研修、外部講師による研修などを行い、また、同研修受講後の感想文の提出や、訓練や研修に幹部職員も参加することで、それらの形骸化を防ぐ取組を行い、より効果的な訓練及び研修を実施している。
464	岡山刑	H27.2.27	職員は、全般的に年次休暇の取得率が低く、業務の多忙性がうかがわれるので、職員の健康管理面にも特段の注意を払い、事故や疾病の事前予防に万全を期せられたい。また、幹部登用にかかる意欲のある職員を支援する体制を構築してもらいたい。	H27.3.23	全般的に年次休暇の取得率が低いことについては、当所としても課題であると認識している。今後、保安面等に支障が生じることがない範囲での合理化や配置箇所削減の取組み、より一層、職員の健康管理面に配慮していくこととしている。 幹部登用試験に対して、意欲のある職員の支援体制については、現在も、受験指導や受験奨励にかかる声掛けなどを通して配慮しているところであるが、職員の意欲を高めることは、施設運営の改善向上にとって不可欠なことと認識している。
465	広島刑	H27.3.27	昨年指摘していることではあるが、常勤医師の欠員が1名あるが、精神疾患の患者の多さから見て問題であると思われるので、精神科医の充足に努められたい。	未報告 (H27.5.21 予定)	これまで精神科医師の確保に向けて、大学の医局への協力依頼、医師の公募などにより、精神科医師の確保に努めてきたところ、平成27年度についても、幅広く、精神科を主とする病院長に御協力をいただけるよう直接御願ひに上がり、精神科医師の確保に努める。 一方で、北九州医療刑務所からの精神科医師の共助を依頼している。
466	広島刑	H27.3.27	医師不足のために受刑者の診察に病状により優先順位を設けざるを得ないという問題があると思われるので、非常勤医師の増員に努められたい。	未報告 (H27.5.21 予定)	近隣病院から非常勤医師の派遣をいただいているところ、今後も引き続きの協力を御願ひしていく。
467	広島刑	H27.3.27	冬季にしもやけの症状を訴える受刑者が多数存在するので、事前の予防策として手袋などの使用を積極的に認めるほうが良いと考えるので検討されたい。	未報告 (H27.5.21 予定)	凍傷軟膏が平成27年度分を残して製造中止となり代替業もなく。代替業の検討及び他施設で、使用させているところもあるので、手袋の使用も検討する。
468	広島刑	H27.3.27	夜間独居者のテレビ視聴が拡大されたが、昼夜独居者のテレビ視聴は認められていない。現代においてはテレビの役割が大きいと思われるので、昼夜独居者についてもテレビ視聴の許可を検討されたい。	未報告 (H27.5.21 予定)	通常紙の回覧、ラジオニュースの聴取等の方法により、時事の報道に接する機会を付与している。昼夜間単独室収容者にテレビの視聴を認めることについては、工場就業者との処遇の公平性及び単独処遇者の改善更生に対する意欲を喚起するため、現時点で視聴させることは検討していない。
469	広島刑	H27.3.27	被収容者への職員の対応については、十分な指導を行っているとの回答がなされているが、侮辱的な発言等がまだあるように見受けられるので、引き続き指導に万全を期せられたい。	未報告 (H27.5.21 予定)	各種職員研修等を通じて、人権に対する意識の向上に努めており、今後も継続して実施していく予定である。
470	山口刑	H27.3.30	被収容者の死亡事案が発生した場合は、例外なく第三者による死体検案を実施し、死因究明に努めるよう求める。	未報告	被収容者が死亡した場合は必ず検察庁に連絡し、担当検察官が必要と判断したものについては司法検視が行われている。 なお、全ての死亡案件について、施設長が検視を実施して死因究明に努めている。
471	山口刑	H27.3.30	日頃から被収容者の健康状態に留意し、病気の早期発見・早期治療に努めるよう求める。	未報告	定期的に健康診断を実施し、病気の早期発見、早期治療に努めている。
472	山口刑	H27.3.30	被収容者に対して、1年に1回ないし2回は、医師による健康診断を実施するよう求める。	未報告	入所時健康診断に加えて、1年に1回、定期健康診断を実施しているほか、1年に2回、特定の作業に従事する受刑者を対象とした特別健康診断を実施するなどしている。
473	山口刑	H27.3.30	職員による被収容者に対する不適切な言動があったとのことであるが、再発防止に努めるよう求める。	未報告	職員による被収容者に対する不適切な言動がないよう再発防止に努めている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
474	山口刑	H27.3.30	被收容者が外部に発信する信書のうち、職員の問題行動等を記載しているものについては、可能な限り当該職員が直接閲覧できないようすることを求める。また、仮に当該職員が閲覧することが避けられないとしても、当該職員と発信者と直接接することがないよう求める。	未報告	被收容者が外部に発信する信書のうち、特定の職員に関する記述がある場合は、事案に応じて適切に対応することとしたい。
475	山口刑	H27.3.30	外部の者から差し入れられた物品については、可能な限り当日に被收容者に引き渡すよう求める。	未報告	検査等の都合上、外部の者から差し入れられた物品を当日引き渡すことは困難であるが、差入物品が届くまでの時間短縮に努める。
476	山口刑	H27.3.30	被收容者の処遇内容を変更する際は、被收容者から十分な理解を得られるよう説明を尽くすよう求める。	未報告	被收容者の処遇内容を変更する際は、これまでも工場内で変更内容を掲示したり、担当職員や告知放送等による説明を実施してきたが、今後も被收容者に十分な理解が得られるよう説明を行う。
477	山口刑	H27.3.30	資格取得のための試験を受ける機会を増加させるよう求める。	未報告	職業訓練において取得できる資格を増加させたほか、受講可能な通信教育を増加させ、私費で資格取得のための試験を受ける機会を新たに設けた。
478	山口刑	H27.3.30	被收容者に給与する食事の種類を増加させるよう求める。	未報告	給食委員会において、被收容者に対する嗜好調査の結果を踏まえ、栄養のバランス等を考慮した上で献立を決定しており、また、適宜新メニューを献立に追加している。
479	山口刑	H27.3.30	被收容者から、自弁購入する菓子が高価である、選択できる種類が少ない、及び量が少ない等の要望があることから、改善を検討することを求める。	未報告	集会の際に受刑者が自弁購入する菓子の種類については、既に複数の中から選択できるよう改善したが、今後も種類等についての検討を続ける。
480	山口刑	H27.3.30	優遇区分が第3類である者の集会の時間が10分間であることから、最低でも30分間にしてほしいとの被收容者からの要望があることから、改善を検討することを求める。	未報告	平成27年2月から20分間で実施するよう改善した。今後、集会時間の延長を検討する。
481	山口刑	H27.3.30	法務省のウェブサイトに掲載されている「各刑務施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」の該当部分を掲示するよう求める。	未報告	工場内等に「各刑務施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」の該当部分を掲示することについて検討する。
482	山口刑	H27.3.30	視察委員会に対する意見・提案書の提出方法を改めて被收容者に周知するよう求める。	未報告	工場内等に意見書の提出方法を記載した書面を掲示するなどして意見提案書の提出方法を改めて周知する。
483	山口刑	H27.3.30	所管支所における意見提案箱の増設を検討するよう求める。	未報告	各支所の意見提案箱を増設した。
484	岩国刑	27.3.19	迅速な診察を実施することとし、医師不足解消の方策や外部医療機関への委託等も含めた抜本的な改善策を講じられたい。	27.3.27	それぞれの症状に応じた医療行為を実施するとともに、必要に応じて外部専門医の診察を受けさせるなど、迅速な対応に努めている。
485	岩国刑	27.3.19	来年度から地域支援モデル事業の対象施設になることに伴い、外部機関とも連携の上、被收容者の心のケアについても適切な対応をされたい。	27.3.27	平成27年度から、非常勤職員として健康保健師及び看護師を採用し、被收容者の心身に係るケアの充実を図ることとしている。
486	岩国刑	27.3.19	集会でのお菓子について、お菓子の組合せ(種類、金額)についての改善をご検討いただきたい。	27.3.27	し好品の選定については、本意見を汲んだものとなるよう、検討していきたい。
487	岩国刑	27.3.19	信書の発受が不許可となった場合、理由も明らかにするべきであり、大臣訓令及び依命通達で制約となっているのであれば、上級庁に信書の発受を不許可にする理由を告知できるよう、大臣訓令及び依命通達の変更を求めていただくことが望ましい。	27.3.27	信書の発受を禁止した理由の告知は行っていないが、今後、告知の拡充に努める。
488	岩国刑	27.3.19	入所中における就労・社会復帰支援プログラムの充実を図られたい。	27.3.27	外部通動作業の受け入れ先となる企業の確保に努めてきた経緯はあるものの、現段階で協力企業の確保にはつながっておらず、今後さらに同取組みを継続したい。
489	岩国刑	27.3.19	厚労省、ハローワーク等との連携により、出所後スムーズに就労ひいては社会復帰が可能となるような支援体制の構築を図られたい。	27.3.27	釈放前指導として、公共職業安定所ほか民間協力者(外部講師)及び就労支援スタッフによる、就労生活に必要な基本的知識及び技能を修得させることを目的とした指導等を実施しているが、さらに同取組みを推進したい。
490	岩国刑	27.3.19	高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする出所者について、地域生活定着支援事業等による充実を図られたい。	27.3.27	高齢又は障害を有し、親族等の受け手がいない者に対しては、特別調整対象者として、地域生活定着支援センター職員等と連携して帰住先の確保に努めており、今後さらに推進したい。
491	美祿セ	H27.3.31	悩みを抱える女性センター生に対して、心理技官である調査専門官又は退職OBを活用して、相談に対応し、現場女子職員の負担軽減を図るべきである。	未報告	相談内容の大小はあれど、これまでも刑務官及び調査専門官による面接を通じ、センター生の申出事項に対し、聞き取り、カウンセリングを行っているところである。今後も、職員定員や予算事情を勘案しながら、女子職員の負担軽減のための人的・物的整備を進めていく。
492	美祿セ	H27.3.31	若年の女性職員に対して、保安、処遇、家庭等の悩み事を相談しやすい体制を整えるほか、集合研修によって、より実践に役立つような指導の充実を図り、その定着を図るべきである。	未報告	平成27年1月から3月までの間、矯正職員OBによる心情相談を実施したほか、女子職員の育成に関する情報共有等を目的とした女子ミーティングについて、平成27年度から定期開催とすることし生活化を図った。さらに、平成27年5月に、若年職員と幹部職員との意見交換会を実施することとし、女性職員の定着に資する環境作りを促進させることとした。
493	美祿セ	H27.3.31	刑務作業提供企業代表者が作業指導の際に、プライバシーの侵害とも取れる言動をセンター生に対し行っていること認められること年度、同人に対し厳正な対応を行うべきである。	未報告	平成26年11月20日に、当該企業代表に対し、実情確認を行うとともに、不適切な言動は慎むよう注意喚起した。それ以降、同種事案は認められず、センター生からの申出もない。
494	広島拘	H27.3.27	来年度、毎年実施しておられる職員研修への立会を求める。	H27.4.23	職員研修の立会については、依頼があれば、対応する。
495	広島拘	H27.3.27	被收容者の精神衛生(心のケア)のため、臨床心理士資格を有する職員の採用を、もし外部採用が難しいのであれば、少年鑑別所から心理職の法務技官を配置換えるなどの対応を求める。	H27.4.23	現在、臨床心理士資格を有する職員は1名勤務している。また、定期的に広島少年鑑別所から心理職の法務技官による処遇共助が実施されており、精神衛生が必要と認められる被收容者に対しては、適宜、面接等を実施するなどの対応をしている。
496	広島拘	H27.3.27	懲罰手続において、適正手続の保障の徹底を求める。	H27.4.23	懲罰手続については法令に基づき実施しており、今後とも適正な運用に努めたい。
497	広島拘	H27.3.27	自動車運転免許について、現在受刑者に認められている免許更新手続を未決拘禁者にも認めるべく、然るべき対応をとるよう求める。	H27.4.23	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
498	広島拘	H27.3.27	自弁購入物品の価格が高すぎるので適正価格にすること、そして同じ種類の物品でも、例えば、低価格品、普通価格品、高価格品と、価格帯(品質)により数段階の品揃えを実現すべく、然るべき対応をとるよう求める。	H27.4.23	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
499	広島拘	H27.3.27	被收容者に配布する「生活心得」に、広島弁護士会の人権擁護委員会に対する人権救済申立手続について説明するよう求める。	H27.4.23	法令で定める不服申立制度以外の制度について多様性にあり、どの機関に申立てを行うかは被收容者自身が判断することとなるため、特定の制度について「生活心得」による説明は不要と考えている。ただし、被收容者から職員に対して弁護士会の人権擁護委員会を利用したい旨の申出があれば、宛先等について教示している。
500	徳島刑	H26.8.18	取得できる資格の種類を増やして欲しい。	H26.9.30	作業専門官の配置数により、現時点において取得できる資格の種類を増やすのは困難であるが、今後、資格の種類を増やすことができないか検討していきたい。
501	徳島刑	H26.8.18	髪型の種類について、髪の毛の長さを0.1センチメートルの短いカットも導入して欲しい。	H26.9.30	大臣訓令により、最も短い髪型は、0.2センチメートルであり、0.1センチメートルは認められていない。
502	徳島刑	H26.8.18	血液検査や胃のバリウム検査は、40代以上しか実施していないのか。	H26.9.30	特定健康診査の対象者は、40歳以上、胃検査は40歳以上かつ刑期2年を経過した者である。
503	徳島刑	H26.8.18	網戸の修理を申し出ても修理しないのか。	H26.9.30	修繕の申出があった場合、1ないし3日以内に修理している。
504	徳島刑	H26.12.8	郵送時に、重量を計量しないのか。また、レターバックを取り扱わないのか。	H27.1.8	郵送時には、計量を行っている。また、レターバックは、外部からの差入れについて認めている。
505	徳島刑	H26.12.8	集合教誨について、定員割れているにもかかわらず、参加させないのか。	H27.1.8	所属する暴力団関係者、共犯者及び反目者の有無等の事情を考慮しているため、定員割れする場合もある。
506	徳島刑	H26.12.8	外部交通に係る親族や親族外申告書について、更新は実施しないのか。	H27.1.8	願箋(願い出)を受けた場合は、その都度検討し、申告内容の変更等を認めている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
507	徳島刑	H26.12.8	工場への通路のコンクリートが劣化により凹凸があるため、修理願いたい。	H27.1.8	3期に分割し複数年にわたって計画に実施しているところ、工場の通路に係る補修については、平成26年度の区工事計画として予算要望を行っている。
508	徳島刑	H26.12.8	居室から工場への物品移動について、廃棄する物品は、廃棄袋を使用させないのか。工場により差があるのではないのか。	H27.1.8	居室から工場へ私物品を移動する場合、廃棄するときは、便宜上「廃棄袋」を使用している工場もあるが、本来の「持出袋」は全工場に整備しているので、特に問題はないと見做す。
509	徳島刑	H26.12.8	工場就業における昼食後の歯磨きを認めてはどうか。	H27.1.8	昼食後の工場での歯磨きについては、洗面場所が狭小であり、昼休憩時間内に歯磨きが終わらない場合があるなど、物的、時間的な制約等があることから実施は困難である。
510	徳島刑	H26.12.8	居室において、濡れたシャツなどをハンガーに掛けられるよう改善願いたい。	H27.1.8	濡れたパンツ等は、職員に申し出ることであり、相当の理由があれば、許可している。
511	徳島刑	H26.12.8	布団乾燥は3か月に1回、毛布の洗濯は1年に1回なのか。	H27.1.8	布団乾燥はおおむね1か月に1回程度実施している。毛布の洗濯は1年に1回であり、社会通念上、少ないものではないと見做す。今後、洗濯の機会を増やすことについて検討することとした。
512	高松刑	H27.3.30	図書工場での就業受刑者の夏場の作業衣は半袖着用を検討願いたい。	未報告	主に作業を行う場所について、夏場エアコン冷房を使用させているが、半袖作業衣の着用について検討することとした。
513	高松刑	H27.3.30	毛布とタオルケットの使用について、併用して被収容者に貸与される期間を設けることを検討されたい。	未報告	平成27年度に試行することとした。
514	高松刑	H27.3.30	眼鏡及びボクサーパンツの使用について、ツーポイント眼鏡に関する許可基準の明確化及びボクサーパンツは原則許可にする方向で許可基準の明確化を検討願いたい。	未報告	形状や色彩等が多種多様に及ぶことから、許可基準を明確化することは困難であるが、個別具体的に判断している。
515	高松刑	H27.3.30	薬の服用の必要性については医学的見地から適切に判断されるとともに、できる限り医師による診察を受けることができるよう配慮されたい。	未報告	ジェネリック薬品の使用で種類が変更となる場合は説明している。医師の診断の必要性については、事前に症状等の確認を行っている准看護師からの報告を受けて、医師が判断している。
516	高松刑	H27.3.30	歯科治療について、希望してからより短時間で歯科治療を受けられるように改善願いたい。	未報告	以前は概ね2か月であったものが、現在は約1か月半で治療に至っている。さらに、治療までの期間を短縮できるよう努めたい。
517	高松刑	H27.3.30	下着類の価格が一般社会での販売価格よりも高いように思われることから、一般社会との格差を少なくする適正価格となるよう努力願いたい。	未報告	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
518	高松刑	H27.3.30	刑務官の被収容者に対する態度について、引き続き厳格に指導、監督されたい。	未報告	引き続き、各種研修を実施する。
519	高知刑	H27.3.5	全国的に刑事施設では、被収容者が閱讀した後のまんが、雑誌などについて一律に廃棄させていると聞いたところ、必要に応じて他者への交付をすることができると認めたい。	H27.3.5	被収容者から雑誌等を廃棄することについて、入所時に同意を得た上で、廃棄させることを原則としているが、個別の判断を行った上で外部の方へ交付することも認めている。
520	北九州医刑	H27.3.31	しもやけ、凍傷予防に対して配慮願いたい。(しもやけ治療薬の支給など)	H27.4.30	自費で保湿クリーム(ニベアクリーム)の購入を認めているとともに凍傷予防のため医療上必要と認められれば、その都度対応している。
521	北九州医刑	H27.3.31	冬季の入浴時間の延長を検討されたい。	H27.4.30	関係法令に基づく運用とともに、作業時間の確保や職員配置の観点から、現行を維持したい。
522	北九州医刑	H27.3.31	給茶ポットについて、魔法瓶タイプでなく、保温力のないプラスチックタイプしか使用できない受刑者は不合理な差別と思われるため改善を要望する。	H27.4.30	当所においては、属性Mの受刑者にはプラスチックタイプを使用させているが、その理由は、属性Mについては、心情不安定となり、物を投げつけるなどして設備等を損壊する行為があることから、投げ付けても設備等を損壊しないタイプのプラスチック容器を使用させているものである。
523	北九州医刑	H27.3.31	雑誌についても、郵送、他者への交付ができるよう改善されたい。	H27.4.30	閲覧後の雑誌については、被収容者の同意を得て原則廃棄させることとしているが、他者への交付については、個別の事案に応じて法令に基づき判断しており、今後も引き続き、適切に判断していく。
524	北九州医刑	H27.3.31	信教の自由の観点から、信教上の理由で講話の参加を希望しない者に対し、参加の強制をすることは改めるべきである。	H27.4.30	宗教教誨の参加については、あくまで本人からの申出により実施するものであり、参加を強制することはない。
525	北九州医刑	H27.3.31	テレビ視聴に関して、冬季は布団に入ってみたり、横になって視聴できるように検討されたい。	H27.4.30	M指標を除くA・W指標受刑者については、その可否を含め検討したい。
526	北九州医刑	H27.3.31	面会について、友人の面会を一律に認めない運用の改善を検討願いたい。	H27.4.30	関係法令に基づき、友人については交友関係の維持その他面会を必要とする事情等がある場合は、許可している。
527	北九州医刑	H27.3.31	職員の勤務態度について、受刑者に対し、横柄な態度をとるなど、不適切な言動がある。	H27.4.30	職員の勤務態度については、今後も引き続き受刑者に対する不適切な言動等がないよう注意喚起することとした。
528	北九州医刑	H27.3.31	軍隊式行進をやめてもらいたい。	H27.4.30	当所は、属性Mを対象に収容しており、円滑な集団移動を行う観点から、掛け声を掛けさせて行進をさせているが、大きな声で掛け声を上げさせ、手足を必要以上に振らせるという、いわゆる軍隊式行進を強制するものではない。
529	福岡刑	H27.3.31	田川拘置支所の飯塚拘置支所統合に係る関係機関との調整等について、円滑に遂行するよう要望する。	未報告	平成26年12月に関係機関等(裁判所、検察庁、市役所、弁護士会、地域町内会長等)に赴き、支所統合に係る説明等を行い、理解を求めた。
530	福岡刑	H27.3.31	田川拘置支所の飯塚拘置支所統合に係る裁判時における被収容者の護送等について、円滑に遂行するよう要望する。	未報告	裁判の進行等に支障を来さぬよう職員及び官用車を増やし、対応している。
531	福岡刑	H27.3.31	田川拘置支所の飯塚拘置支所統合に係る職員の適正な配置等について、円滑に遂行するよう要望する。	未報告	平成26年12月に関係職員に対して、統合の趣旨及び具体的な計画の説明を行い、その後、関係職員個々との面接において、異動に係る意見を聴取し、これを参考に集約後の職員配置の検討を行った。
532	福岡刑	H27.3.31	暴力団離脱指導の在り方の見直し、処遇プログラムへの参加を促すための環境整備や方法について検討することを要望する。	未報告	集団での暴力団離脱指導への受講に抵抗感を示す受刑者への対応策として、新たに平成27年4月3日から同指導の個別コースを開講した。
533	福岡刑	H27.3.31	現行の職員不祥事再発防止の方法を再検討し、工夫と改善をすること。	未報告	指示を發出し、全職員に失敗発生時における対応マニュアルを配布の上、同マニュアルを活用した研修を実施している。また、職員の勤務意欲の維持、向上と職務能力向上を図るため、表彰に値する職員については、これまで以上に積極的な運用を図ることとした。
534	福岡刑	H27.3.31	医務部長の補充について、引き続きその確保に向けて努めること。	未報告	大学医局や求人広告を通じたリクルート、地域医療機関との協議会の場等あらゆる機会を通じ、今後も医師の確保に向け努力していきたい。
535	福岡刑	H27.3.31	刑事収容施設法第56条に基づき、刑務所における医療が、社会水準に照らして適切なものと言えるかどうかを常に判断の基準とされることを望む。	未報告	他施設における医療関係の判例や社会一般での医療福祉政策の動向などにも留意して、適切な水準の医療提供に努めているが、今後も継続していくこととした。
536	福岡刑	H27.3.31	作業の始業前及び終業時の裸体検査を一部の工場を下着着用検査として実施しているところ、更に他工場に拡大するなど改善を要望する。	未報告	現在、下着着用検査の工場以外の全工場を対象として、始業前の身体検査は、パンツを着用した状態で行う検査方法への変更を計画している。
537	福岡刑	H27.3.31	被収容者移動時の集団行進を掛け声なしの自然な行進にするよう要望する。	未報告	平成27年1月から、工場へ入室時には職員の歩調に合わせて行進する方法に変更の上、実情を検証しているところであり、職員に対しては、今後も機会あるごとに、被収容者の行進要領について、適正な指導を実践するよう意識付けていきたい。
538	福岡刑	H27.3.31	遵守事項の内容を被収容者が理解できるように改善してほしい。	未報告	現在、刑執行開始時の指導の際に、遵守事項違反等について、具体的に例を挙げて説明しているところ、引き続き受刑者が理解しやすい説明に努めていきたい。
539	福岡刑	H27.3.31	西鉄バスの路線を以前のように刑務所前まで延伸してもらおうよう、関係機関と協議してはどうか。	未報告	西鉄バス路線の延伸については、今後、自治体である宇美町等関係機関との連携を通じ、要望等を行っていくこととした。
540	麓刑	H27.3.31	職員の言動や、職員による被収容者への対応の不平等に対する意見が多いことから、職員に対する人権教育の充実のため、より一層の努力・工夫をされたい。	未報告	被収容者の対応及び人権に関する研修や職務研修会を行っているが、今後も継続していく。
541	麓刑	H27.3.31	カロリー制限のある被収容者の祝日菜について、病気の治療という観点では理解しているが、被収容者にとっては食事・菓子は数少ない楽しみであるから、給与方法を検討されたい。	未報告	医師及び栄養士と相談し、品目を増やすことを検討中である。
542	麓刑	H27.3.31	3類集会で出される菓子類について、前年度も多数の意見があったが、購入の金額を増やすことを再検討されたい。	未報告	通達上、菓子の上限額の引上げは困難であるが、被収容者の意見を取り入れて内容を充実させていく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内容	委員会への報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)
543	麓刑	H27.3.31	資格取得した美容係の作業の機会を平等にしてほしい、増やしてほしいという意見への対応を検討されたい。	未報告	3名の美容係を順転で指名して平等に機会を付与しているが、誤解を与えないよう説明する。
544	麓刑	H27.3.31	意見・提案の数が前年度に比べて半減しているため、制度の利用方法の周知や意見箱の設置場所の変更を検討されたい。	未報告	意見投函箱の設置位置や、用紙の設置場所の変更及び増設を検討中である。
545	佐世保刑	H27.2.25	収容率改善が、被収容者に良好な状態をもたらすため、今後も適切な収容率を維持していただきたい。	H27.3.5	移送計画上、40名程度の増員の見通しであるが、急激な収容率の増加がないよう移送元と協議する。
546	佐世保刑	H27.2.25	医務課長の欠員を解消するなど、医療スタッフの充実を図っていただきたい。	H27.3.5	平成27年1月に非常勤医師1名の確保に至った。今後も常勤医師の確保に継続して取り組む。
547	佐世保刑	H27.2.25	職員定数の増加、有給休暇の取得促進など職員の勤務状況の改善を図っていただきたい。	H27.3.5	引き続き、有給休暇の取得促進に努める。
548	佐世保刑	H27.2.25	刑事施設視察委員会への意見が減少していることから、刑事施設視察委員会の目的及び活動内容について、今後も被収容者に正しく教示願いたい。	H27.3.5	引き続き、刑事施設視察委員会の目的及び活動内容について、周知を図る。
549	佐世保刑	H27.2.25	地域の活動に積極的に参加するなど、地域住民との良好な関係の維持に努めていただきたい。	H27.3.5	引き続き、地域の自治会活動への積極的な参加等、良好な関係の維持に努める。
550	佐世保刑	H27.2.25	市民が気軽に刑務作業を申し込むことができるよう、契約にインターネットの活用を検討していただきたい。	H27.3.5	法務省矯正局のHPにおいて、作業依頼、作業契約、問合せ窓口の紹介を実施している。当所も他施設の取組を参考にその可能性を検討する。
551	長崎刑	H27.3.24	薬の配布の際、受刑者の口を確認するが、薬を隠して別の受刑者に渡したり、別の日にまとめて飲んだりしている可能性がある。十分に注意して薬を服用させることを要望する。	H27.3.31	薬を服用させるにあたっては、必ず職員の目前で服用させ、服用後は、口中に薬が残っていないか舌下を確認しており、今後とも、被収容者に薬の適切な服用指導に努めていく。
552	長崎刑	H27.3.24	タオルの洗濯の申し出制度については、被収容者に告知がなされていない可能性があるため、告知を十分されるよう要望する。	H27.3.31	工場用タオルは工場内で適宜洗濯し、居室用タオルは入浴終了後に洗濯を許可している。特にタオルの洗濯申し出制度というものはないが、高温多湿な季節、特異なタオルの使用等、洗濯する必要があるときは、その都度、職員に許可を得て洗濯するように指導しており、今後も引き続き指導する。
553	長崎刑	H27.3.24	被収容者の健康管理や衛生面については、その健康管理上、十分な配慮を要することはいうまでもないが、今後も引き続き、医療体制の運営や衛生面の管理に、十分な配慮をお願いする。	H27.3.31	被収容者の健康管理及び保健衛生については、人の生命に直接関わる分野であることを鑑みて医療体制や衛生管理の充実を努めたい。
554	長崎刑	H27.3.24	食事は、被収容者の最大の楽しみのひとつであり、その内容や平等等については関心も高いので、今後も配食の適切性確保や食事内容の工夫に十分な配慮をお願いしたい。	H27.3.31	食事内容については、管理栄養士による健康管理上効果的な栄養価を含む献立、また、大多数の被収容者が好むメニューを探りいれるよう工夫に努めるとともに、配食に際しての平等が確保されるための主菜副菜の在り方について、今後も検討を加え、適切に運営していく。
555	長崎刑	H27.3.24	職員の対応について、複数の被収容者が具体的な担当者を指して意見しているものもあった。被収容者に誤解等を与えない振る舞いや理由説明がなされることを望まれる。	H27.3.31	被収容者の処遇に当たっては、毅然とした態度を保ち、温かみをもって、公平・公正に対応すること及び不適切な言動や馴れ合い的關係に陥ることは現に慎むことを、今後も指導していく。
556	長崎刑	H27.3.24	講堂での運動器具は筋トレ・腹筋を鍛える器具の増設についての要望があったので積極的に予算獲得してもらいたい旨を上級庁に伝えていただきたい。	H27.3.31	関係部署と検討を重ね、安全かつ体力増進につながる器具を選定し、配布予算をもって整備することとした。
557	長崎刑	H27.3.24	貸与される増しシャツについては、健康管理上必要な者に関しては、保安警備上支障がない範囲で善処できないか検討をお願いしたい。	H27.3.31	長期間休日が続くときは、増貸するための丸首シャツが不足することから、ランニングシャツを貸与しているが、高齢者あるいは養護処遇該当者に貸与可能な数に余裕があれば貸与するよう検討したい。また、65歳以上の者には希望によりメリヤスシャツを増貸している。
558	長崎刑	H27.3.24	入浴のナイロントオルの使用の件については、被収容者からの強い要望も出ているようなので、今後、積極的に検討していただきたい。	H27.3.31	ナイロントオルについては、その伸縮の程度が大きいことや目が粗いため、これを使用させた場合、自傷、自傷又は他人に危害を加える際の凶器となり得ることから、現時点では使用を認めない。
559	長崎刑	H27.3.24	物品販売業者の販売する物品の不用品については、外部業者に関するものなので、直接的な関与はできないが、このような要望があったことを伝えるのは必要だろうと考える。	H27.3.31	被収容者から物品販売業者に対する苦情や意見等があった場合には、その都度、同業者に伝えており、意見が刑事施設委員会にあったことについても既に外部業者に伝えている。
560	熊本刑	H27.3.31	被収容者の健康管理を万全にするために医療体制を整えられたい。	未報告	平成26年度中に常勤医師1名が退職し、平成27年度は医師2名が欠員の状態となり、非常勤医師、他施設の医療共助により医療業務を行っている。今後も地元医師会等への働き掛け、「e-doctor」による公募を行い、常勤医師確保に尽力する。
561	熊本刑	H27.3.31	老朽化の激しい京町拘置支所は、早急に建直しが行われるよう要望する。	未報告	施設も上級官庁に対し要望しており、改築等の必要性について財務局にも情報提供している状況である。
562	大分刑	H27.3.11	各居室棟及び工場に温度計及び湿度計を設置し、計測結果を記録するなどして暑さ指数に留意されたい。	未報告	各居室棟及び工場に温湿度計を設置するとともに、3月26日付けで指示を發出し、一日3回、温度、湿度及び暑さ指数を記録することとした。
563	大分刑	H27.3.11	各種検定(簿記検定、英語検定、漢字検定等)の実施について検討されたい。	未報告	各種検定試験を実施する協会等から、運営上、少人数の受験者のために当所に向いて試験を実施することは困難である旨回答を受けている。
564	大分刑	H27.3.11	不適正処遇の再発防止のため、職員に対して適切な指導教育体制を構築されたい。	未報告	全職員対象のアンケートを実施して改善意見を求めるなど、あらゆる機会を捉えた研修等を実施して不適正処遇の再発防止に努めており、今後も継続していく。
565	大分刑	H27.3.11	不適正処遇等が発生した場合には、委員会に対し、適切な時期及び方法をもって情報提供をされたい。	H27.3.17	ケースに応じ、適切な時期及び方法を検討して説明を行うよう努めたい。
566	宮崎刑	H27.3.31	本所は施設の老朽化、地盤沈下が見られ、早期改築の要望を出すよう求める。	未報告	当所限りで対応できない事項であるが、機会あるたびに上級官庁へ要望しており、引き続き要望していく。
567	宮崎刑	H27.3.31	雑誌・新聞は廃棄が原則とされ、他者への交付の対象となっていないが、個別具体的な事情を考慮し柔軟な対応を求める。	未報告	閲覧後の新聞等については、被収容者の同意を前提として廃棄する取扱いとされているが、他者への交付については、個別の事案に応じて法令に基づき判断しており、今後も引き続き、適切に判断していく。
568	宮崎刑	H27.3.31	行進の際に手を肩まで振り上げる軍隊式を行進を中止するよう求める。	未報告	腕は自然に前後に振らせており、大きく振るような強制は行っていないが、節度のない不格好な歩行をしている者には注意・指導を行っている。
569	宮崎刑	H27.3.31	自弁購入物品の販売価格をできるだけ低廉にするのと品目の種類を増やすよう求める。	未報告	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
570	宮崎刑	H27.3.31	施設内での生活に関する被収容者からの不満・要望については、可能な限り対処するよう要望する。	未報告	意見を踏まえて、被収容者からの要望等について、引き続き、適切に対処するよう努めたい。
571	鹿児島刑	H26.12.16	ナイロントオルの取扱いを検討すること。	H27.2.3	平成27年2月2日から、優遇区分2類以上の受刑者について、入浴時のナイロントオルの使用を認めた。
572	佐賀少刑	H27.3.30	職員の発言や態度について、苦情が寄せられている。職員に対する研修の内容等について検討が必要と考える。	H27.4.27	職員研修の中で人権に関する研修を実施しているが、研修についてはより効果的な内容を取り入れ、今後とも、機会を捉えて、被収容者に対する言動について指導していく。
573	福岡拘	H27.3.31	物品購入の際の不便(自弁物品の価格が高く選択範囲が狭い。)の解消について、上級官庁に再度伝達されたい。	H27.4.14	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。
574	福岡拘	H27.3.31	今後も被収容者に適切な医療を提供されたい。	H27.4.14	今後とも被収容者の健康管理に努め、外部医療機関と連携をとりながら適切な医療措置を講ずることとした。
575	福岡拘	H27.3.31	被収容者に対する不適切な処遇を防止するため、職員に対して引き続き十分な監督と教育を行われたい。	H27.4.14	研修等のあらゆる機会を通じ、全職員に対し、被収容者に対する不適切な処遇の防止について指導の徹底を図りたい。